

相異してゐたのである。この改革は公定市場と自由市場との利害を相反せしめたので非難の聲が高かつた。特に取引税の低下は仲立人定員増加の補償として行はれたものであつたが、之がためにクローリッシュエーの營業は甚しく阻害され、ルミッシュエーも亦その職業を維持すること困難となつた。その後一九〇八年一月一日新税法が施行せられ、従來千法に付五サンチームなりしものを十サンチームに引上げた。

#### 四七、大戦中の取引所

一九一一年六月モロッコ問題に就て獨佛事を構ふるや、伯林及び巴里兩市場は極度の不安を呈し、株式は暴落した。然しながら時日の経過と共に相場も漸次回復し銀行準備金も豊富となつた。七月末に至り佛國の諸銀行は貸付期限の満了と共に伯林に對し資金の回收を始め、更に倫敦、白耳義及露西亞にまで及ぼされたのである。是れ佛蘭西が獨逸の武力壓迫に對抗して財力の優越を示し、將來斯くの如き暴舉を再びせざらんがために獨逸の債務者を苦しめたものであると觀られてゐた。この時以來獨佛の間には早晚干戈相見ゆるの時機あ

るべきを想はしめたが、果然それは三年後に實現したのである。

一九一二年八月暗雲巴爾幹を蔽ひ全歐洲に不安と昂奮とを與へ、投機熱衰へ株価の下落は日と共に著しくなつた。一九一四年六月末、三分利附永遠佛國公債の相場八十三法〇五であつたものが七月末(開戦の當初)には七十八法となつて一ヶ月間に五法方の下落を示したのである。七月二十四日及び二十五日愈々開戦の避くべからざるに會するや、巴里市場は土崩瓦壞の商狀に陥り、クローリッシュ市場は閉鎖せられ、バルケ市場は表面閉市してゐたけれども、取引は著しく制限せられ、その公定相場も單に名義上のものに過ぎなかつた。七月二十七日に至り大陸諸國の取引所は一齊に閉鎖せられ、若しくは取引に嚴重な制限が附せられた。翌二十八日奧國は塞耳比亞に宣戦を布告し、越えて八月一日獨逸は露國に向つて宣戦した、佛國大統領も亦動員令に署名したのである。是に於て(七月二十八日)仲立人組合委員長は大藏大臣を訪ひ市場の救済を求め、或は大銀行家と會合して應急策を講じたが、銀行の現狀は到底市場救済の任に堪へざるを以て取り敢えず三十一日の決算期を繰延ぶることを決議し、大藏大臣も之を

認可した、即ち巴里株式取引所はこの日を以て事実上閉鎖されたのである。決算期を最初八月末に繰延べられてゐたが後に九月末に再延期された。八月一日政府は預金支拂延期令を發布し、同五日緊急法は利札、利子、配當及び貯蓄預金の支拂を停止し、但一人に付一ヶ月百法までは支拂ふ、又公債年金等の支拂を延期する命令發布の権限を政府に與へた。斯くて佛蘭西の財界は愈々戦時状態に入つたのである。

佛蘭西銀行は八月五日正貨の支拂を停止すると同時に銀行券の發行制限額を六十八億八千萬法より百二十億法に引上げ、以て他の金融機關より提出する手形に對して何等の制限も條件も附せずして割引を續行した。而して支拂猶豫期間は最初八月一日より三十日までであつたが更に九月一日より三十日まで、次で十月一日より三十日までで順次に更新され、翌年二月末に及んだのである。一九一四年九月獨軍巴里に迫るや、佛國政府はポルドゥに避難し、株式取引所も亦同市に移轉したが、十二月に至り取引所は巴里に歸還し、證券最低相場を發表することゝした。斯くて財界は漸く落着き、十二月初頃には銀行組合は商

業手形の割引を開始せんとする意嚮を示した。然し取引所の打撃は最も重大にして三分利附永遠公債の相場は七月初に八十三法七五であつたものが同月末には七十八法、同年末には七十二法五〇となり、翌年七月には六十九法一七に暴落したのである。而して九月二十七日の命令は八月四日前に爲されたる取引所の定期取引並に之に伴ふ行爲より生ずる債權の支拂は無期限に停止されてゐたが、翌一九一五年九月十五日に至りこの命令を改めて同月三十日に決算を再開し、相場の変動に依る差金の一割を決算日の翌日に支拂ひ、残額はその後九ヶ月間に分割して支拂ふことゝ定めたのである。而して政府、佛蘭西銀行及び取引所の協議に依り救済資金を各自に出資した。即ち佛蘭西銀行は二億五千萬法まで貸出限度を増加し、政府は大藏省證券七千五百萬法を以て臨時擔保の用に供せしめ、バルケは自ら組合を後援として六分利附債券七千五百萬法を發行して決済資金に充てた。斯くの如くしてバルケ及びクローリッス兩市場は一般の規定に依つて決算を行ふことが出来たのである。

#### 四八、戦後の動向

戦時中佛蘭西は巨額の公債を發行し、又外國證券の動員を行つた。休戰條約成立後間もなく一九一八年十一月二十九日巴里株式取引所は再開せられたが、現物取引のみにて定期取引は尙ほ許されなかつた。一九二〇年一月二日に至り初めて十五日及び一ヶ月の定期取引が著しく制限された方法を以て開始された。然るに戦時中佛國が英、米その他の諸國から借入れた金は三百三十億法に達し、加ふるに露、伊、白その他の小聯合國に貸付けた金額が百三十五億法に上つたので差引百九十五億法の借越となつた。戦前に於ける佛國の外國投資高は四百億法であつたから、この内より右の戦時中の外債を差引くときは尙ほ二百五億法の債權を所有した勘定である。然るに佛國は戦争のために荒廢した地方に對し復舊費として二百億法を貸付けたが、之は獨逸からの賠償金を引宛としてゐたのである。斯くの如く佛國の債務は強國に對し負ふものにして、その債權は弱國に對して有するものであつたから、債權の不確實なるに反し債務の帳消は容易に實現し得なかつた。且又獨逸の償金も賠償條件締結延引のため收入することが出来なかつた。而して戦時中より顯著となつた輸入超過の

形勢は戦後に於ても依然繼續した。加ふるに佛國政府の歳計は戦時中甚しく膨脹し、戦前一九一三年度の豫算は四十七億法であつたものが戦後一九二〇年度には四百七十九億法となつた。同時に國債費は戦前の九倍に達し、普通豫算は戦前の五倍に上つた。又佛蘭西銀行券の流通高は一九一三年末の五十七億千四百萬法であつたものが一九二〇年末には三百七十九億萬法で約七倍に膨脹した。凡て是等の事實は佛蘭西の對外信用を失墜したために一九二〇年以來、法の爲替相場は低落した。爲替の下落は投機心を刺戟し、株式取引所は變態的に繁榮を呈してゐた。

然るに法の下落は底拔的となり一九二六年七月には一磅に對し二百四十法にまで暴落したので、ポアンカレ一舉國一致内閣の成立となり、銳意財政の整理を爲した結果、二年後の一九二八年に法爲替は百二十五法まで回復した。そこで同年六月法の平價を戦前の五分の一に切下げ、金解禁を斷行するに至つた。この平價切下は佛國の經濟的難局を救済するに役立ち、株價は一九二七年一月より一九二九年二月まで二ヶ年の間漸騰を繼續し、同年の世界の經濟恐慌に先

んじて下落に轉じた。即ち株價指數を見るに一九二七年一月の二五六から一九二九年二月の五四八に騰貴し一九二九年三月より下落に轉じ一九三〇年十二月には三四九となつた。そして經濟恐慌の渦中に在つて佛國の財界のみは獨り小康を保つてゐたが、一九三一年初において、その影響は表面化し、失業者の數を増加するに至つた。英國に次で金本位國が續々金本位を離脱するや、佛國は歐洲の金本位國を結束して金ブロック(Gold Block)を作り、極力インフレーション政策と抗爭を續けてゐる。随つて取引所の有價證券も國債を除く外は著しく下落したが、特に外國の株式が目立つて下落した。それ以來國際金融の不圓滑から金融は自ら硬化し、佛蘭西銀行は二回に亘り公定歩合を引上げたので株式相場も亦低落を餘儀なくされてゐるが、之がために市場の波瀾を惹起するまでには至らなかつた。

### 第五節 伯林取引所

#### 四九、後進の取引所

伯林取引所の起源は第十七世紀後半特に一六八五年六月二十九日選舉大侯が伯林の荷造場を取引所に充てしむる命令を下したことに在るといはれるが、賣買取引上の特權を得たのは一七一六年に設立された獨佛商人の組合(Gilde)である。蓋し當時伯林は人口十二萬六千人を有する普魯西の首府にして、數個の銀行があつて運送及製造業を兼營してをつた。その中に一七一二年に創立されたスプリット・ゲルベール及びダウム商會(Firma Split Gerber und Daum)あり、その後繼者たるダビッド・スプリット・ゲルベール(David Split Gerber)はフリードリヒ大王(Friedrich des Grossen)の御用銀行であつて、種々なる特權や獨占權を得たのである。然るに一七三八年是等の銀行組合は自治的取引所の特權を大王より許されたので、伯林取引所は茲に商業上の機關として公認されたのである。是等の金融業者は一七六一年以來毎日取引所へ集合して爲替の相場を立て、ゝゝゝが、未だ株式の賣買を見るに至らなかつた。何となれば當時普魯西には有價證券が發行されてゐなかつたからである。一七六四年十二月十六日伯林に取引所を設立する會議が開かれ、伯林外六市の商人が會合した。一七七二年帝室海外貿易會

社(Königlichen Seehandlung)が設立せられ、資本金二十一萬ターレルは國家の出資とし、別に三百株、十五萬ターレルを一般公衆より募集することゝなつた。この三百株の株式及び當時新設された五つの農業不動産抵當組合の債券の發行が第十八世紀末葉、取引所に於て行はれたが、是れ伯林取引所に於ける株式取引の嚆矢であつた。その後ナポレオン戦争に依り初めて國債五百萬ターレルが發行せられ(一八〇六年六月)、幾許もなく一億ターレルに達し、國家の有價證券が初めて市場に現はれた。

一八〇五年新建築の落成に依り株式取引は此處に於て行はれ、又同年七月五日取引所規則を制定し、之が監督は伯林商人組合(Berliner Kaufmannschaft)が任ずることゝなつた。斯くて伯林取引所はアムステルダム(Amsterdam)倫敦及び巴里の如き既に百年又は二百年を経過してゐた先進取引所に比すれば最も若い取引所であつた。その後一八二〇年三月二日の法律に依り伯林商人組合の古き制度(Gilde)を改め取引所を普魯西一般法律に依り權利を附與せられたる法人(Kooperation der Kaufmannschaft von Berlin)と爲した。即ち總ての商人は組合の會員たる

ことを強要せらるゝことなく、組合の會員となるには丁年なること、充分なる財産を有すること、市民權及良好なる聲價を有することを以て足る。會員より四名の委員(Börsenkommissarials)を選出し取引所の監督に任せしめ、又商人組合には長老ありて規則の勵行及び委員の權利義務を決定しその行動を監督するものとした。次の一八二五年の取引所規則に依り、伯林には唯だ一箇所の取引所に限ることを定めた。越えて一八四四年五月二十四日の法令に依り拂込を終らざる株式の定期取引を禁止し、以て取引所投機に制限を加へた。その後種々の取引所歴迫法規が制定されたが、一八六〇年七月一日の法律に依り凡て之を廢止した。この年は伯林取引所に取り記憶すべき年であつた、何となれば是等の歴迫法規が廢止されたのみならず、現在の取引所建物が起工されたからである。

#### 五〇、取引所法の制定

一八六一年六月二十四日發布の普魯西商法施行法第五章に依り取引所の設立及び規則の制定並に變更に就き商務大臣の認可を受けしむることゝし、取引所監督の特別機關として商業會議所又は商人組合長老會議に委任したのであ

る。次で一八六六年四月二十日を以て新取引所規則が定められたが、一八八四年六月十五日更に新取引所規則に依り全く改正され、爾後一八九六年の取引所法制定まで實行された。普佛戦後に於て(一八七三年以降)企業熱勃興し、延いて投機熱の流行となり不正手段に依り取引所を利用して會社を設立せんとする者續出し良民を害するのみならず、穀物の價格を不當に下落せしめ生産者たる農民の利益を害し、又消費者たる一般國民を苦しめたるを以て、之を制止する方法として取引所に關する一般法律を制定すべしとの建議案が議會に提出された(一八九一年)。是に於て政府は一八九二年二月九日の勅令を以て取引所調査委員會(Börsenaußenkommission)を設置した。該調査會は同年四月六日開會し、翌年五月十七日の第九十三回會議を以て閉會したが、その結果浩漭なる調査報告を帝國宰相に提出した。帝國議會はこの報告に基き速に取引所法案を提出すべき旨を決議し、之を聯邦參議會に要求した。仍て聯邦參議會は之が草案に着手し、一八九五年十二月三日成案となつて帝國議會に提出された。帝國議會は之を委員に附託して調査せしめたる後、一八九六年五月六日之を可決し、聯邦參議

會亦之に同意し、同年六月二十二日法律として公布された。本取引所法は從來の弊害を矯正するの趣旨を以て種々の干涉規定を設けたのみならず、特に農民の利益を保護する規定を設けたのである。即ち(一)穀物及び製粉の先物取引を禁止し、(二)鑛山株及び工業株を定期取引に上場することを禁止し、(三)取引所登記簿を設け先物取引を爲す者はその氏名又は名稱を登記することを強要し、(四)取引所理事中に農會の推舉したる者を加ふることを得とせるが如きはそれであつた。然しながら新取引所法實施の成績は面白くなかつた。鑛山株及び工業株の定期取引禁止は表面上他の形式に依る取引方法即ち現金勘定取引(Kassa Konto Korrengeschäft)を用ゐたのである。又賣買登記の方法も賣買者が自己を投機者として登記することを嫌忌するがために實行が充分でなかつた。又穀物の先物取引を禁止せられたるがため物産部の商人は柏林取引所を去つて、その前面に在りしフエーン・バラスト(Fern Palast)なる貸席において法律に觸れざる方法を以て取引を實行し、政府は之を取引所法違反なりとして閉鎖を命じた。そこで穀物商人は行政裁判所に出訴したが、遂に敗訴となつた。然かも、尙ほその他の

方法を用ゐて脱法的行爲を續けたが、商務大臣の調停に依り一九〇〇年再び物産部に復歸することゝなつた。是に於て取引所法改正の聲高くなつたので、政府は一九〇八年五月三十日の法律を以て取引所法改正を爲し、從來取引所に加へたる干涉束縛を幾分緩和した、即ち(一)鑛山株及び工業株の定期取引は原則として禁止するも、法律は聯邦參議會にその例外を許可するの權能を與へたこと、(二)定期取引の登記は之を廢したること、(三)公衆も或程度まで投機取引に参加することを認めたこと等である。

#### 五一、恐慌時の取引所

その後伯林取引所の規則は屢々改正を加へられたが(一九〇八年、一九一二年、一九一六年、一九一八年)、歐洲大戰に至るまでは世界の四大取引所として知られてゐた。該戦争の勃發に際し取引所は閉鎖されたが、一九一七年十二月三日に嚴重なる制限の下に再開されたけれども、定期取引の如きは依然禁止されてゐた。一九二〇年十二月二十三日の取引所法改正に依り各種の定期取引を開始することゝなつたが、一九二二年以後馬克相場の低落甚しくなつて以來、再び取

引に嚴重なる制限を設くることゝなつた。之がために入場料、仲立手数料、税金に關する諸規定に改正を加へ、入場規則は著しく嚴重となり、入場者の許否は全く理事者の權能に任せ、如何はしき者の入場願は何等拒否の條件を示すことなぐして却下し得ることゝなり、又仲立人にして商業道德に違背したる行爲あるときは取引所内の名譽裁判所において審理した上、除名、營業停止等の制裁を加へ得ることゝなつた。

一九二五年賠償問題の決定に依り貨幣制度安定し、外國との資本流通關係が復舊されたので、同年十月一日から戦前の取引方法に改正を加へ、新に擔保制度を設けて取引を始めた。爾來一九二七年に至るまで外資は頻りに輸入せられ、新株式の發行が旺盛であつた。それがため株式市場は好況を呈し、産業界も上昇景氣を示した。然るに一九二七年五月から財界に變調を來し株式の暴落を見たが、外資の輸入停止され、之がため證券市場は反動に轉じ、遂に一九二九年の世界經濟恐慌にまで及んだ。更に一九三〇年に至り國粹社會黨のヒットラー一派が益々勢力を得て、賠償支拂に反對する國論が強くなつたため、獨逸の對外

信用が低下し、既に投下された外國資本の引揚が行はれ、又、獨逸國內における獨逸人の資本が海外に逃避する形勢を馴致した。斯くて一九三一年に至るや形勢は益々悪化し、爲替相場は正貨現送點まで低落する、ヤング公債が崩落する、短期外國資金が引揚げられる、ライヒス・バンクの正貨が激減するといふ譯で、六月上旬、ヒンデンブルグ大統領は電報を以て亞米利加大統領フーヴァーに救援を求むるに至つた。そして六月二十一日には大統領のモラトリアム令發布となり、七月にはダルムスタット・ナショナル銀行(Darmstädter und National Bank)が破綻し、愈々金融恐慌の序幕が開かれた。而してヒンデンブルグ大統領はこの財界の危機に際し大統領令を頒發し種々の緊急處分を行つた。その中には銀行の預金債務の政府保證、銀行に對する預金支拂停止許可、爲替業務の國立銀行管理、外國投資禁止などがあつた。そして株式取引所は七月十三日全國的に閉鎖せられ、唯だ商品に對する七月末の受渡は差金の授受に依つて全部決済し、有價證券に就ては七月末の受渡は八月末まで延期し、その以後の取引は當分その儘として變更しないといふことを大統領令で定めた。斯くて財界の落着を待つて九

月三日から伯林取引所を始めとし各株式取引所は再開されたが、極めて嚴重な制限の下に現物取引のみが許され、定期取引は許されなかつた。再開の結果は豫想外にも證券価格は三、四割方の崩落を告げ全證券の七割五分は最近相場の三分の二にても買手を見出し得ない有様であつた。そこで市場再開論が擡頭したので、九月十八日再び閉鎖された。そして金融恐慌は英國に波及し、英國も遂に九月二十一日に金本位制を停止するや、豫て獨逸證券に投資した外國資本は證券を換價することに依つて引揚を實行したので、之を防止するため十一月十日の緊急大統領令を以て外國人の證券賣却に依る利益は總て之を Speerkonto に預託すべしと命令したのである。然るに取引所再開要求の聲は非常に高くなつたので、同年十二月十二日以來、取引所建物を一週三回だけ、取引所關係者に開放することゝなつた。固より賣買取引は許されなかつたが、唯だ關係者が集合して情報を交換するに止まつた。故に之を Speerhörsse と稱した。斯くて一九三二年二月二十五日より取引所内に自由取引(Freiverkehr)を許可して、從來取引所閉鎖中店頭において行はれてゐた電話取引を之に代らしめんとしたが、電話



取引は既に相當盛んに行はれてゐたため、自由取引は餘り振はなかつたといふ。そして同年四月十二日に至り普通取引の再開となり、一九三一年七月十三日以來開閉常なかつた取引所が十ヶ月振りに平常の如く再開され、定期及び現物の取引が行はれた。一九三三年二月ヒットラー内閣組織後謂ゆるナチス政策を實行し資本逃避防止爲替管理、産業統制に力を注いでゐるが、取引所に對する政策には著しい變化はない。唯ユダヤ人排撃のため同年四月末彼等の賣崩しに依つて有價證券の暴落を來したのみである。

## 第二部 實際篇

### 第一章 本邦株式取引所

#### 第一節 株式取引所の機構

##### 一、國力の發展と株式賣買高の増加

我國の株式取引所は封建時代に於ける商品取引所(米會所)の機構を採用したのであるが、資本主義時代における企業經營の組織を之に應用して株式會社を以てその經營主體たらしめた關係に依り、多少とも歐米の取引所制度を輸入したに拘らず、事實は著しく之と相異せる企業組織となつた。即ち株式取引所は株式會社組織を以て設立せられ、仲買人は取引所の監督下に賣買取引を行ひ、一般公衆の委託に依り賣買契約を執行する機關となつたのである。當時資本の蓄積尙は甚だ幼弱であり、國債を除いては目星しき有價證券の流通がなかつた

ため、市場における賣買取引は極めて閑散であつた。その後國力の發展と國民經濟の進歩とは資本主義經濟の強化を來し、隨つて有價證券の數量増加、企業投資熱の旺盛と相俟つて株式取引所は長大なる進展を遂げた。特に日清戰爭後殆んど毎十年を劃して發生した戰爭はその都度我國の企業に劃期的發展を示し、之に伴つて株式賣買も亦著大なる増加を來した。試に明治二十七、八年の日清戰爭、明治三十七、八年の日露戰爭、大正三十七年の世界戰爭并に昭和六、七年の滿洲事件を中心として、その前後における全國株式會社の拂込資本金并に東京株式取引所の株式賣買高及び受渡高を見ると、その發展の跡顯著なるを發見するのである。(註一)

## 二、賣買取引の種別的考察

株式取引所の利用者は、その主觀的又は客觀的要求を充すため、各種の賣買取引を希望する。即ち投機者は思惑自由にして懸繫を任意に行ひ得る取引を要求し、投資者は賣買確實にして受渡の不安なきものを希求する。前者に對しては清算取引最も適當し、後者に對しては實物取引最も適合する。又同じく清算

取引といふも、長期清算取引は長期の投機取引に適すると同時に長期の投資にも適する、何となれば契約期限が長期なるが故に、資金の需給關係と相場の変動とに依り、投機と投資とが交互に利用され得るからである。短期清算取引は投機取引を短期間に仕切つて實行するに便利であり、日々の相場變動に依り勝敗を決することが出來ると共に、急速に投資の目的を達する方法として利用し得るものである。實物取引は堅實を主とする投資家の安心して利用し得るものなれども、時としては不健全なる投機に悪用される場合がないでもない。例へば人氣ある新興事業株を實物市場において賣買し、空賣空買を敢てして新事業熱を煽揚するが如きそれである。

勿論株式その他有價證券それ自體の本質より觀れば、その賣買取引は長期を必要としないものであるから、短期及び實物の兩市場を以て事足る筈であるが、投機又は投資の技術的見地より長期を便宜とする點あるが故に、外國に類例なき長期清算取引の存在を見るのである。蓋し株式債券の如き配當附又は利子附證券に在りては、その配當及び利子の收得期一定せるが故に、豫じめ之を推測

し、計畫的に之が利用投資方法を考定する必要がある。随つて證券相場の位置と貨幣資本の移動關係とが密接に聯結され、相互依存的に變動するからである。この意味において株式の長期清算取引は金融的、貨幣資本的并に信用的なる取引所の機能より招來せるものであつて、(註二)有價證券が經濟的に複雑なる性能を有する當然の結果といはねばならぬ。短期清算取引は前者程に複雑性はないが、金融關係は前者以上に切實である。何となれば短期取引は日々受渡が行はれ、建玉の差金決済が實行されるが故に、資金の多少、金利の高下は直接に短期取引に影響するからである。更に實物取引に在りては、有價證券の現物的流通移轉を目的とするが故に、經濟關係において前二者の如き敏感性を有せず、唯だ之が移轉に伴ふ金融上の動向に變化を與へるのみである。

株式取引所は前述の如き特殊形式に依つて賣買取引せらるゝ市場であるが、一般に株式市場と稱するとき、この外に營業者の店頭又は不定の場所において行はるゝ投資的又は投機的或は賭博的できえある謂ゆる場外取引なるものを含むことに注意せねばならぬ。固より是等の場外取引は具體的市場の性質

を帶ぶるに至れば取引所法第四條ノ二、有價證券ヲ賣買取引スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得スとの規定に違背するが故に、合法的には成立し得ないものであるが、曾て存在したる現物市場、證券交換所、現株市場に類似せるものが往々にして當局の眼を掠めて潜在することがある。又各取引員が大規模に店舗設備を擴張して委託者たる一般公衆を收容し、市場相場を刻々に告知すると共に委託註文を引受け、然かも多くは之を呑みて顧客と勝負を争ふ仕組とせるものも少くない。尙又現物屋と稱する無免許株式商人の活躍も眼覺ましきものがある。是等、不合法の取引は株式景氣の昂進に伴つて跋扈するが、その結果は多く素人の投機熱を煽揚し、株價の變動に依り、その資産を蕩盡せしむるに至るものであるから、社會的に觀ても不良の結果を齎らすものである。凡そ是等の不良取引は如何なる名において行はるゝに拘らず、取引所市場の公益性に反するものであるから、之を防遏せねばならぬ。經濟社會が株式取引所市場に對して欲求する素質は多々あるべきも大體以上の數種に過ぎないから、實際の市場施設が之に適合せるや否やを吟味してその

適應性を發揮せしめ、その不適合性を匡正し、無用有害なる市場の芟除を圖るべきである。

### 三、取引所の組織

既述の如く我國の取引所は會員組織又は株式會社組織の一方に依らねばならぬ。この區別は取引所立法上の沿革に基づくものであつて、取引所組織の本質より決定されたものではない。即ち本質論より言へば株式會社組織を排して會員組織を採用せねばならぬのであるが、明治初年以來株式會社組織を主とした關係上今尙は多數の株式會社取引所が存在する爲め、俄に之を廢止することを得ないから、依然兩組織を認めてゐるのである。即ち我國の會員組織取引所は法人であつて、財産を所有し及び之を處分することを得、且又その責任は所有財産に限るものである。(取引所法第七條)而して會員取引所(以下斯く略稱す)の資本金は會員の醵金に依るものであるがその金額には制限がない、歐米取引所には入會金を徴收することあるも、それは資本金の意味ではない。蓋し會員各自が責任を負担し、相互擔保に依る賣買取引であるから、株式會社取引所の如く(以下

斯く略稱す)一定の資本金を必要としないに拘らず、この規定を設けたのは會員取引所も株式會社取引所の如く第三者として會員間の賣買に對し擔保の責任を負ふことを得る法律上の立前に基づくものであらう。(取引所は商工務大臣の認可を受け賣買取引の違約より生ずる損害に付賠償の責任を負ふことを得同上第二十二條)その他市場の管理經營に就き株式會社取引所と多

く異なる所はない、唯だ一つ取引所令を以て會員取引所は營利の目的を以て業務を行ふことを得ずと定めてゐる。(取引所令第二項)換言すれば株式會社取引所の如く營利の目的を以て業務を行ふことを禁せられてゐるのである。但し之に依りて會員取引所を民法第三十四條の公益法人と看做すべきや否やは疑問である。現在會員取引所は、名古屋綿絲布取引所、小樽取引所、大阪砂糖取引所、神戸穀肥取引所、東京砂糖取引所及び福井人絹取引所の六ヶ所である。

次に株式會社取引所は我國特有の制度であつて取引所法令及び商法の規定に依り設立せらるゝものであつて倫敦株式取引所が一部株式會社に依つて經營せられてゐるのとは大に趣を異にしてゐる。(註三)されば株式會社取引所を設立するには先づ取引所法令に依り商工大臣の發起認可の指令を得、次に商法

の規定に依り株式の募集を爲し、然る後、商工大臣の設立免許を受けねばならぬ、尙又其資本金は十萬圓以上たるを要し、且つ資本金の半額以上少くとも十萬圓を拂込んだ後でなければ業務を行ふことを得ないのである。而して株式會社取引所は營利の目的を以て經營するものであるから、賣買取引に就き違約の起つた場合、取引所は違約者に代り相手方にその損害を賠償する責任を負うてゐる、是れ謂ゆる強制擔保制度にして、之がため取引所は賣買の擔保として賣買證據金を、別に擔保料としての賣買手數料をも賣買者より徴收することとなつてゐる。然し乍ら取引所を單なる市場として見れば、その賣買取引は需要供給の投合であり、賣買者は資力信用の確實なる取引員でさえあれば、その契約の履行に就き甚しい危険はない筈である、若し危険があれば相互に證據金を提供して之を豫防することも出来るから、取引所が強制的に擔保の責に任ずることに就ては特別の理由がなくてはならぬ。唯だ多年の制度として慣行してゐるから、今俄に之を廢止することは出来ない、漸を以て任意且つ相互擔保主義の會員組織へ改めんとするのが、大正十一年改正された取引所法の趣旨である。是

を以て政府は大正十二年八月以來株式會社組織取引の整理淘汰に着手したが、今日尙ほ現存せるもの三十一にして、内株式專業六、株式と米穀又は商品兼業四にして、餘の二十一は米穀又は商品の取引所である。

#### 四、取引所の會員及び取引員

我國取引所の賣買者は會員又は取引員とする、會員は會員取引所の賣買者にして、取引員は株式會社取引所の賣買者である。大正十一年取引所法改正前においては、會員取引所の賣買者を會員と仲買人との二種に別ち、會員は自己の計算を以てする外、賣買取引を爲すことを得ざるものとし、仲買人は自己賣買と受託賣買とを併せ行ふことを得せしめたのであるが、同年の改正に依り會員取引所の仲買人を廢し、會員自ら受託賣買をも爲し得ることとし、且又從來會員取引所には許されなかつた所の競賣買及び轉賣買戻の方法をも株式會社取引所同様、之を許すこととなつたから、會員と取引員とは賣買取引上には全く同等の地位に置かれたのである。

「帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ニ非サレハ取引所ノ會員又ハ

取引員トナルコトヲ得ス(取引所法第十條第一項)。歐米取引所においては會員が組合を組織して取引所の仲買業務を經營することを認むることあり、又會社銀行の代表者に對し取引所に入場して賣買取引を爲すことを許すことあるも、會社そのものに對し會員たる資格を與へた例は極めて少ない。蓋し市場に於ける賣買取引は賣買者個人の信用并にその人格的作用に依つて行はるゝものであるから、無生の法人たる會社を賣買主體とすることは普通の賣買觀念においては容れられないことである。唯だ我國の取引所は株式會社組織を以て發達し來り、その擔保制度の下に賣買主體たる取引員を支配したため資力信用の確實なる取引員に乏しい點から法人を取引員たらしめてこの缺點を補はんがために大正十一年の取引所法改正に當り法人の會員又は取引員を認めたのである。さればその形式においては歐米の組合制度と異なるも事實に於て法人が賣買取引に介入することを許すに外ならぬのである。

#### 五、會員及び取引員の資格

前述の如く取引所の會員又は取引員たる者は帝國又は帝國法令に依り設立

したる會社に限られてゐるが、取引所法第十一條第二項以下には更に會員又は取引員たることを得ざる事項を列擧してゐる。即ち左の如し。

- (一)、無能力者、復權せざる家資分産者及び破産者并に取引所法に依り除名せられて後五ヶ年を経過せざる者は會員又は取引員となることを得ない。
- (二)、懲役若しくは重禁錮一年以上の刑に處せられた者又は通貨證券、印紙文書等の偽造、模造等に關する罪、賭博、富籤に關する罪、竊盜、強盜、詐欺、恐喝、横領、贓物に關する罪、その他信用毀損又は業務妨害に關する罪を犯し刑に處せられた者にして刑の執行を終り又は刑の執行を免除せられた日より五ヶ年を経過せざる者は取引員となることを得ない。

- (三)、合名會社、合資會社又は株式合資會社に在りてはその無限責任社員的全員が帝國臣民たるもの、株式會社に在りてはその資本の半額以上及び議決權の過半數が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬し、その役員的全員が帝國臣民たるものに非ざれば會員又は取引員となることを得ない。

- (四)、會社の無限責任社員又は役員中に前第一號乃至第三號に該當する者ある

場合に於ても會員又は取引員となることを得ない。

(五) 取引所法第二十五條に違反し(吞行爲)又は取引所税法第二十一條に該當す

る(税法違反場合においてその行爲に關與した者はその取引員が處罰を受け

た日より五ヶ年を経過するに非ざれば取引員となることを得ない。(この項は

取引所及び大阪株式  
取引所の定款規定)

#### 六、取引所の機關

取引所の機關は會員取引所と株式會社取引所とは固より同一であり得ない。然しながら我取引所法は兩者を併せ規律してゐるから、大體において異なる所はない。即ち取引所の意思機關として會員總會(會員取引所)、株主總會(株式會社取引所)あり、業務執行機關として理事會あり諮問機關として商議員會がある。以下之を説明する。

##### 第一、會員總會又は株主總會

定時總會及び臨時總會の二種に分ち、前者は各事業年度毎に、後者は臨時必要ある場合に開くものである。而して之が召集手續、附議事項、決議の方法等總て

商法の規定に依るものとする。但し會員又は株主の委任に依り、總會に出席する代理人は同一取引所の會員又は株主に限つてゐる。(名古屋證券取引所定款第二十條、七條、第二項、東京株式取引所定款第十條)總會は普通會社の如く定款の變更を議決し業務の遂行を役員に要求することが出来るけれども、定款の變更は總て主務省の認可を必要とし、又實際の業務執行の規準たる業務規程は總會の議決を必要としないから、總會の權利は大に制限されてゐる。特に會員取引所において業務上の重要事項は理事會及び商議員會において議決せられ、例へば會員の入會又は處分、業務規程の變更その他賣買取引に關する重大事項に就き會員は全く容喙の權利を有せないのは假令之が爲めに商議員を選任したとはいへ、少しく妥當を缺く感がある。要するに取引所の會員總會又は株主總會は立法機關として充分の權限を持たないので、單に形式上の議決機關に過ぎないものである。

##### 第二、役員及び理事會

取引所の役員は理事長一人、理事二人以上、監査役若干人と定められ(取引所法第十六條)會員又は一定數以上の株式を有する株主中より二箇年以内の任期を以て選舉

し政府の認可を受けねばならぬ。(東株は役員を通じて百株以上、大株は理事長及び理事は二百株以上、監査役は百株以上とす、會員取引所の理事長及び理事は會員外より選舉することを得、理事長は取引所を代表し、その業務を統轄し、理事は理事長を助けて日常の事務を處辨する。理事長及び理事は理事會を組織し、重要な事項を議定する。監査役は普通會社のそれと同様の職責を有するものであるが、取引所の役員なるが故に之に相當する取引所法の責任を負擔せねばならぬ。總て取引所の重要事務は理事會の決定に依り行はるゝもので取引所の執行機關である。而して監査役を含む株式會社取引所の役員は左記の事項を禁止されてゐる。

(二) 取引員との間に資金の供與、損益の分配その他取引員の營業に付特別の利害關係を有することを得ず(取引所法第十條第五項)

(二) 何人の名を以てするもその取引物件に付取引所に於ける賣買取引を爲し又はその委託を爲すことを得ず(取引所法第十條第一項)

(三) 株式會社取引所の役員が取引員の免許を受けたる時、并に理事長又は理事

が他の取引所の理事長又は理事たる認可を受けたるときその職を失ふ(取引所法第十六條第一項)

### 第三、商議員會

取引所は會員又は取引員をして有價證券又は商品の賣買取引を爲さしむることを目的とするものである。(各取引所の定款規定)故に取引所は市場の管理經營者であつて會員又は取引員は取引所の指揮監督を受けねばならぬ地位に在る。然しながら市場の賣買者即ち取引の主體は會員又は取引員であつて、取引所が市場たる點より觀れば彼等の地位は最も重要たるべきである。随つて市場の經營者たる取引所と市場の構成要素たる會員又は取引員とは對立せる關係に在り、特に株式會社取引所において然りとす。之が爲めに兩者の利害往々相反し、互に反目することがないでもない。是に於て兩者の協調を圖り、利害の衝突を緩和する目的を以て商議員會が設けられ、取引所は業務上重要な事項を之に附議せねばならぬことゝなつてゐる。(取引所法第十七條ノ二)而して商議員會は左に掲ぐる事項に就き取引所の諮問に應じて審議を爲すものである。(取引所法第十九條)



- 一、資本金會員、取引員、商議員會又は賣買取引に關する定款の變更
- 二、業務規程の變更
- 三、會員又は取引員の加入又は處分
- 四、市場の臨時開閉又は立會停止
- 五、上場物件の銘柄の決定又は廢止
- 六、賣買取引の標準物の決定又は廢止
- 七、賣買手数料に關する事項
- 八、賣買證據金に關する事項
- 九、賣買取引の違約に關する事項
- 十、定款又は業務規程において特に定めたる事項(註四)

商議員會は取引所の役員の互選したる一定數の商議員と、會員又は取引員の互選したる一定數の商議員とより組織される。若し取引所に數種の部類を有するときは各部類毎に以上の方法に依り商議員を選出するものである。東京株式取引所の商議員の定員は左の如くである。

- 一、取引所役員<sub>(役員十人)</sub>の互選したるもの三人<sub>(役員十人)</sub>
- 二、一般取引員の互選したるもの七人<sub>(取引員定員八十一人)</sub>
- 三、短期取引員の互選したるもの六人<sub>(取引員定員百人)</sub>
- 四、實物取引員の互選したるもの五人<sub>(取引員定員百人)</sub>
- 五、國債取引員の互選したるもの四人<sub>(取引員定員五十人)</sub>

會員又は取引員の互選する商議員の數はその會員又は取引員の總數の十分の一を下ることを得ず、但し總數百名を超ゆるときは別に定員を定むるがその數は役員<sub>(役員十人)</sub>の互選する員數を下ることを得ないことになつてゐる。

商議員の任期は二年とし隔年に選舉を行ひ缺員を生じたときは直に補缺選舉を行ふものとする。商議員中、役員<sub>(役員十人)</sub>の互選したる者の中より會長一人、會員又は取引員の互選したる者の中より各部類毎に副會長若干人を互選し、會長は會議の議長となり、會務を整理する。更に諮問事項第三號、四號、八號及び九號に關しては清算取引に關する緊急事項、商議員中より總代を互選し、役員より一人又は二人、會員又は取引員より二人又は三人、諮問に應ずることとなつてゐる。而

して取引所は商議員會において決議を爲したときは遅滞なくその事項を商工大臣に報告せねばならぬ。(取引所法施行規則第(二十三條第十六號)元來この商議員會なるものは株式會社取引所とその取引員との融和機關たらしめんがために大正十一年の改正法に依り新に規定されたものであるから、會員取引所には必ずしも缺くべからざる機關ではない、何となれば株式會社取引所の役員は株主の選舉するものであるから、取引員の利害を代表しない虞があるけれども、會員取引所の役員は會員が選舉するものであるから彼等を代表するものだからである。若し會員取引所に斯種の機關が必要なりとするならば宜しく役員を改めて委員制度と爲すべきである、然らざれば名は會員組織と言ふも事實は會員の團體外に一種獨立の機關を設置することになり、會員組織の趣旨に背馳することになるからである。

#### 七、取引所の監督

取引所は一般經濟に重要な關係を有するが故に、之が管理統制に就ては政府の特別監督を必要なるものとされてゐる。我國の取引所はその沿革におい

て歐洲大陸取引所に似てゐる點よりして取引所に對する政府の干涉は甚だ嚴重である。今取引所法令の定むる所に依り取引所の受くる制限并に監督事項を擧ぐれば次の如くである。

- 一、同種の物件を賣買取引する取引所は一地區一箇所に限る(取引所法第二條)
- 二、取引所の設立は政府の免許を要し、特に有價證券を賣買取引する市場は取引所と看做し取引所法に依るにあらざれば設立することを得ず(取引所法第一條及第四條ノ二)
- 三、取引所を設立するにはその土地に於て一年以上引續き賣買取引すべき物件の商業を營む商人各物件毎に三十人以上發起人となるにあらざれば發起認可の申請を爲さず、尙又設立免許を受けたる後六ヶ月内に設立免許の申請を爲さず、尙又設立免許を受けたる後一ケ年以内に開業せざるときは發起認可又は設立免許は無効となる(取引所法施行規則第四條及び第六條)
- 四、取引所の定款及び業務規程は政府(商工大臣)の認可を受けねばならぬ(取引所法第九條及び取引所令第十七條)

- 五、取引所には賣買手数料收入金額百分の十五の取引所營業税を賦課する(取引所令第十七條)

所税法  
第一條

- 六、取引所はその取引員又は會員の取引税の納付に付保證の責に任せねばならぬ(同上第十條)
- 七、取引所は役員、會員又は取引員の各別に互選したる者を以て商議員會を組織し取引所に關する重要事項を附議せねばならぬ(取引所法第十七條ノ二及び取引所令第十九條乃至第二十六條)
- 八、取引所は毎日一定の時に於いて市場を開き公定相場を決定して之を公示せねばならぬ(取引所法第二十六條)
- 九、取引所の行爲が法律命令に違反し又は公益を害し若くは公衆の安寧に妨害ありと認むるときは商工大臣は左の處分を爲すことを得(取引所法第二條)
  - (イ)取引所の解散
  - (ロ)取引所の停止
  - (ハ)取引所一部の停止若くは禁止
  - (ニ)役員の解職
  - (ホ)會員又は取引員の營業停止若くは除名

十、商工大臣必要と認むるときは官吏をして取引所の業務、帳簿、財産その他一切の物件及び會員又は取引員の帳簿を検査せしむることを得(同上第十二條)

十一、商工大臣必要と認むるときは取引所の定款を改正せしめ又はその決議及び處分を停止し禁止し若くは取消すことを得(同上第十三條)

【註】 全國株式會社拂込資本金額と東京株式取引所の株式賣買高とに付戰爭の前後を對照表を示すれば左表の如し。

年次	拂込資本額	東京株式	
		賣買高	受買高
明治二十五年	一三〇、八八四 <small>十</small>	一、〇二九、三八三 <small>株</small>	五八、四七三 <small>株</small>
同 二十六年	一三七、四五四	二、六五七、一四六	二三五、三七五
同 二十七年	一四八、三五三	一、八三九、九一八	一五七、六八九
同 二十八年	一五一、七八〇	二、八一七、七六六	一九四、六七八
同 二十九年	三五七、四七九	三、八〇三、一四六	三七三、〇九二
同 三十年	四八一、四九六	三、五二六、三二一	三〇五、九一八
以上日清戰爭前後			
明治三十五年	七八七、九七七	二、九四一、七九〇	三三四、五八〇
同 三十六年	七八九、八八三	一、九三四、二二〇	二〇六、六六〇

同	三十七年	八二八、八一六	二、九九四、六三〇	二七四、九九〇
同	三十八年	八五八、四五七	六、一六九、五一〇	五二〇、八二〇
同	三十九年	九五九、九六五	二、〇六五、四八〇	一、一〇七、五三〇
同	四十年	九七〇、八二四	二、五八八、四五〇	一、三九四、九三〇
以上日露戦争前後				
大正	元年	一、四八二、六五七	二、四七六、二八〇	一、一七四、九五〇
同	二年	一、六九四、五三六	九、七七二、四二〇	九五九、七一〇
同	三年	一、七七〇、三八三	八、七一四、二七〇	七四〇、一一〇
同	四年	一、八五八、九五四	一七、六六三、七三〇	一、二三二、〇一〇
同	五年	二、〇九〇、七八六	三一、八四六、三三〇	三、一五一、二五〇
同	六年	二、七六三、八三四	二五、七九三、四八〇	三、五〇一、二一〇
同	七年	四、一四三、一二九	二四、五四五、三四〇	二、八〇二、五一〇
同	八年	五、四一六、〇五四	三九、〇三二、一六〇	五、二六八、六八〇
以上世界戦争前後				
昭和	四年	一三、三一〇、〇〇〇	五一、四四三、一九三	一五、七〇二、九五三
同	五年	一二、七二二、九八五	六二、三九一、三一六	一五、四二八、九七六
同	六年	一二、六五六、六二三	七四、一二六、三九五	一五、四七九、三一五

昭和	七年	一二、八五〇、六一九	九三、四四三、六九八	二二、三〇二、八二八
同	八年	一六、〇一一、〇〇〇	一二八、四三一、二〇〇	三一、三八六、九六〇
以上滿洲事變前後				

(備考) 全國株式會社拂込資本金は明治二十五年以降大正八年までは商工省調査、昭和四年以降は日本銀行調査に依る。東京株式取引所株式賣買高及び受渡高は明治二十五年以降大正八年までは定期(長期)取引の分、昭和四年以降は實物、短期、長期の合計に依る。(東京株式取引所五十年史参照)

【註二】本書第一部第二章第二節株式取引所の機能七八―八三頁参照

【註三】倫敦株式取引所の特別な組織

倫敦株式取引所は會員組織の取引所たると同時に營利的株式會社たる二重人格を有してゐる。即ち取引所の建物は株式會社の所有に屬し取引所の會員は株主に限るけれども(一八七六年以降株主なるが故を以て市場の取引に特權を有するものでない。會社の資本金は最初(一八〇二年)二萬磅(一株五十磅四百株)であつたが、漸次必要に應じて増加せられ一九二一年六月に至り五十萬磅(一株二十五磅二萬株)に増加せられた(二十萬磅の準備金を資本金に繰入る)。一九二三年三月末の會員數三、八九六人、手代數一、九五五人、純益金一四三、七四三磅であつた。而して會社は取引所に建物を提供し會員及びその店員より一定の入會金及び年々の會費を

徴収し又財産の収入を以て収益と爲し利益を配當する、この經營のために株主中より九名の支配人を選擧し財産の管理及び收支に關する全權を委任してゐるが、それは會社としてゝあつて取引所の事務とは關係がない。

【註四】定款規定に依り商議員會に諮問すべきもの左の如し(會員組織名古屋綿絲布取引所定款第五十條、同大阪砂糖取引所定款第四十六條)

理事長は法令に規定するもの、外左の事項に付商議員會に諮問することを要す

- 一、理事長より會員總會に提出すべき議案に關する事項
- 二、三分の一以上の商議員より諮問を要求したる事項
- 三、委託手数料率及び受託契約準則の決定又は變更に關する事項

## 第二節 賣買取引の方法

### 八、賣買の單位制度

取引所市場の賣買取引に單位制度を設けることは理論上の歸着たると同時に實際上の要求でもある。蓋し取引所市場における需要供給は大量巨額の數量に存するが故に、最少限度の單位を定めて賣買契約の敏速なる締結を可能ならしむると共に、零細なる需給小市場から區別せねばならぬ。固より大量取引

たることを要件とせず、零細なる需給投合をも可能ならしめんとする實物市場においては單位の制限を設けないのであるが、之がため大市場たる資格を缺くに至ることは免れ難いことである。

賣買の單位は賣買の目的物たる有價證券の種類に依り一樣ならず、株式の如く株數を以て數量を計算するものに在りては、その株數の最小制限を設け、之を以て賣買數量の單位とする。即ち我國株式取引所の規定に依れば十株を單位とし、之を一枚と稱することがある。次に公債及び社債の如き債券に在りては額面一萬圓とする。(註一)勿論賣買に當り單位の倍數を以て契約するを妨げない、例へば五十株、百株といふが如し。更に賣買の呼値も賣買物件に依り種々の基本單位の價格を執るを常とする。例へば株式の呼値は一株の價格に依り、公債又は社債等の債券は額面百圓若くは最少額面とする。更に價格の競合に當りては賣値買値の上下刻みの値幅單位を定むる。例へば株式に在りては十錢歩みとし、競合に當り之が倍數の値段を呼ぶことが出来る。債券には一定の歩みを存せざるも一錢歩みを原則とするが如し。但し外國貨幣を以て表示した

る國債、地方債、社債及び外國國債等に關する賣買及び呼値單位は左の規定に依る。(東京株式取引所業務規程第三十四條第二項)

英貨	額面五百磅	呼値單位
佛貨	額面一萬法	額面百磅
米貨	額面千弗	額面五百法
		額面百弗

【註一】東京株式取引所における賣買單位は時代の變化、取引所市場の發展に伴ひ次の如き變遷を経てゐる。

- 一、創立(明治十一年十月)より明治二十七年六月まで諸株を通じて一株單位とす。
- 二、明治二十七年七月二日以降、鐵道株の賣買單位を五株に引上げ、次で同年十月二十日以降、鐵道株以外の諸株(當取引所株を除く)も五株單位とす。
- 三、明治二十九年三月限賣買の分より次の如く單位を改めた。
  - 1、諸公債證書は額面千圓を以て單位とす。
  - 1、諸株式の内東京株式取引所株及び東京馬車鐵道株を除き自餘の株式は十株を以て單位とす。
- 四、明治二十九年五月限より東京馬車鐵道株單位五株を一株に改め、同七月限以降同新株も

十株を一株に改む。

- 五、明治三十年三月限より從來十株單位なりし横濱蠶絲外四品取引所株を一株單位に改む。
- 六、明治三十一年六月限より從來一株を以て單位とせし東京馬車鐵道新舊株、東京米穀取引所株、東京株式取引所株は五株單位に改む。
- 七、明治三十四年十二月限以降從來五株單位として残りたる東京米穀取引所株、東京株式取引所株並に唯一の一株單位なりし横濱蠶絲外四品取引所株を總て十株單位に改む。

### 九、限月制度

取引所の賣買取引は契約締結の時と契約履行の時とを異にし、その間に若干の日子を存するを原則とする。之がため長短種々の期限を異にする取引を生ずる。殊に我國古來よりの取引所制度にはこの期限の制度が重要であつた。之を限月制度と稱する理由は毎月末を契約履行期とし、數ヶ月に互る先物取引を實行したからである。以前は株式商品を通じて三箇月であつたが、株式は或は短縮(二箇月)を試みられ、或は短期取引(翌日受渡)の開始を見たるに拘らず、商品は生産流通の必要より却つて延長せられたのである。

有價證券の現行長期清算取引限月制度は株式と國債(債券)とは別個の組織に

依つてゐる。即ち株式に在りては三箇月の限月を有し、毎月始に新限月の發生を見る、之を「新甫」といふ。例へば當月が八月ならば八月を當限、九月を中限、十月を先限と稱し、當限は八月末において契約の履行受渡を爲し、更に九月に入れば前月の中限が當限に廻り、新に十一月限の新甫先限が産まれる。更に十月に入れば先々月の先限が當限に當り、前月の先限が中限となり、新甫先限として十二月限が發生するのである。換言すれば當該限月は二ヶ月以前より契約期限として連續的に賣買せられ、或ものは轉賣買戻となつて消滅し、或ものは限月相互間の乗換となつて先物へ移轉し、又或場合には先物契約を期近に乗換へることがある。特に最後の方法を逆乗換と稱するのであるが、孰れも投機又は投資の技術的手段に外ならぬものである。

國債市場の限月は株式と異り、二箇月にして、之を矢張り三期仕切と爲し、各仕切の二十日間を一期限と爲し、偶數月(二月、四月、六月、八月、十月、十二月)は五日、二十五日、奇數月(一月、三月、五月、七月、九月、十一月)は十五日を以て履行期と爲すものである。斯くの如く、二限取引とせず、三期取引と爲す所以は、二限月制度では窮屈

にして乗換を不圓滑ならしめ、當先の轉換作用を不能ならしむるがためである。この事は株式において限月を一時二箇月に短縮したる際にも採用せられたものであるが、全く一の窮策に過ぎないのであつて、國債市場も三限月制度に復舊することが實際上の要求に適合するものといふべきである。

限月制度は要するに受渡期日を特定し、この期日において總ての賣買契約を履行するために設けられたものである。故に斯る特定期日を必要とせざる取引においては限月の規定を存しない。即ち短期清算取引に在りては休日以外は毎日受渡が行はるゝが故に、特定の受渡日がない。唯だこの短期取引には繰延を認むるが故に、總ての契約は規定の如く帳入當日に受渡を了するものではない。又實物取引に在りては、賣買双方において現物の授受を意圖してゐるのであるから、受渡期日を特約するのが本則であるが、然らざる場合においては賣買約定の當日より起算し十五日目に受渡を爲すの規定である。随つて短期取引同様毎日受渡を行ふ銘柄の存する筈である。但し賣方即ち渡方は自己の都合に依り右期日到来前と雖も相手方に受渡を請求することが出来る。之を

「賣方勝手渡」と稱し、實物取引の本旨に鑑み、賣方を保護する規定である。

### 第一項 長期清算取引

#### 一〇、競賣買の方法

既に述べたる如く競賣買法は我國取引所獨特のものにして、その仕法も各地多少の相異ありと雖も、株式取引所においては單一約定値段法と複數約定値段法とが並び行はれてゐる。(第一部第三章第三節、競賣買一二一一—一二八頁参照)今株式取引に關する標準的取引所市場たる東京株式取引所の實際に就き、之が賣買取引の過程を概説するであらう。

(イ)立會場の構成 立會場とは賣買者が集合し、取引所係員の管理の下に賣買契約を締結する市場をいふものにして、宏莊なる一大ホールを適宜に區切りて、各取引の種類別又は長期清算取引の如く數部に區分され、各立會場毎に高臺と稱する小高き臺を裝置し、取引所の市場係員數名は、この高臺において執務し、一般取引員の賣買者(代理人及び補助員)は高臺下の平場に集合し、立會時間中適宜に出動して競合に参加し、契約を取結ぶのである。立會場の數は市場賣買の繁閑

に依り増減あるも、現在(昭和九年八月)において長期立會場は左の四部である。

#### 第一部 (紡績、人絹、製糖、取引所)

#### 第二部 (船渠、造船、鐵工、炭鑛、鋼鐵、肥料、化工)

#### 第三部 (銀行、拓殖、製紙、毛織、釀造、製粉、洋灰、興行、百貨店)

#### 第四部 (鐵道、軌道、船舶、石油、電力)

各立會場には場帳及び一對の柝が備付けられ、値段の一定は撃柝に依り、契約の成立は場帳の登録に依り之を爲す。但だザラ場取引においては値段を一定せざるが故に撃柝なく、各自の相對的契約値段が場帳に登録せられて賣買契約成立する。

(ロ)取引所係員の任務 高臺の取引所係員は四種に別たる(一)撃柝者、(二)帳附、(三)見張、(四)札掛がそれである。撃柝者は最も重要な地位に在り、平場における賣買取組を指導し、賣買出會を圓滑ならしめ、相場決定を掌る。帳附は場帳の登録者にして、契約成立毎に見張の報告に依り賣方買方の記號及び契約株數を速記し、最後に値段の決定したとき契約値段を記入する、是れ即ち公定相場である。



この場帳は契約取組の原簿にして、凡ての計算整理は之を基本として行はる。見張は帳附の左右兩側に各一人在り一方を正とし他方を副とす、別に兩三名あり、立會全部の補助的注意を爲す役割を随時的に行ふ。札掛は高臺正面一段小高き處に位置し、立會の順序に従ひ寄付及び大引の立會において當限、中限、先限と各限月を細長き掛札にて表示し、撃柝者の爲したる決定値段を口頭及び指號を以て一般に告知し、之を享けて高臺の横に設備されたる多角筒の廻轉式札掛臺に他の係員あり各寄付大引の限月及び對當値段を黒地の札に白書して表示する。凡て是等の諸機關はダイナミックに働き、立會場における繁劇なる賣買取組を遺漏なく反映し、之を市場原簿たる場帳に記録するものである。

一方平場における取引員の代理人及び補助員は各自店に委託されたる賣買注文玉を傳票に手控え置き、立會の順序に應じて之を處理し、相場の変動如何に依りて臨機應變的に賣買玉を處理する。代理人は俗に「場立」と稱し、多年の經驗を有し、市場の駈引に老練なるものを店主の代表者として各立會場に一名以上を配置し、賣買の衝に當らしむる。故に賣買上に關する代理人の行爲は店主の

責任に歸するものにして、取引員は自ら知らざるを理由として代理人の行ひたる賣買上の責任を免れることを得ない。故に代理人は一定の資格ある者に限り、取引所の承認を経ねばならぬ。東京株式取引所業務規程第八條には次の如く定めてゐる。

「取引員ハ其ノ市場代理人ニ付本所ノ承認ヲ受クヘシ、市場代理人ハ帝國臣民ニシテ滿十八歳以上ノ男子タルコトヲ要ス、本所ハ必要アリト認ムルトキハ市場代理人ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ」

市場に出入する者は一定の入場鑑札を所持せねばならぬ、それは取引所より各取引員に交付せるもので、取引員又はその使用人に限る。之に依り一般公衆の市場内に入出することを絶對に防止してゐるが、委託者又は公衆にして市場の實況を參觀せんと欲する者は取引員より入場券の交付を受け、立會場の側面に設備しある參觀席において觀覽することが出来る。

市場内には各取引員の店舗に直通する電話線あり、電話係員ありて、相場の経過を刻々に本店に通報し、以て隨時賣買玉の建落に必要な資料となさしむる。

又市場内には中央電信局の出張所が設置され、刻々の公定相場をチャッカーにて各取引員及び各受信者に發送し、以て相場の迅速なる通報に便してゐる。放送局は一日數回この入電を纏めて經濟市況として一般に放送し、更に各新聞社、通信社は商況係として専門記者を市場に派遣し、市場の動向を探ぐると共に各種の情報を蒐集し、夕刊及び朝刊新聞を通じて市場の成行、相場の變動に關する正確なる報道を爲すに努めてゐる。故に商況記事は夕刊新聞には最も重要な部分を占めてゐる。

(六)立會の順序 長期清算取引は三箇月の限月の下に行はれ、且つ各銘柄に就き寄付と大引との二回の立會を繰返すものである。即ち第一部紡績株の立會において最初に立會はれるのは富士瓦斯紡績會社舊株であるが、その立會順序及び出來値段(昭和九年八月十日分)は次の如くである。(單位は十錢)

富士瓦斯紡績株五十圓拂込		立會開始時間 前場午前九時 後場午後一時	
寄付	大引	寄付	大引
八月限(當限)	七二五	七月八	七二〇

九月限(中限)	七二八	〇	七二四	七二四
十月限(先限)	七三一	七三〇	七二九	七二八

(備考) ○印(又は―印)のものは賣買不成立を現はすものにして、之を「出來不申略して「不申」といふ

富士瓦斯紡績舊株を終れば同新株につき、同一の順序を以て立會ひ、それが終れば紡績株の王座を占むる鐘淵紡績舊株に移り、更に同新株となり、順次立會を進めて最後に東株即ち東京株式取引所舊株及び同新株(新東)の立會を爲し、第一部を終る。その他各部も同様の方法に依り立會を進行せしめ、全部の立會を終れば、茲に午前中の立會即ち前場の長期清算取引は終了し、更に午後一時より後場の立會を開始し、前場と同様の立會を繰返して、その日の立會を終了する。勿論賣買の多少に依り終了時間に遅速の差はあるが、普通に各部の一順立會を終るためには二時間内外を要する。若し午前中に前場の立會を終らないときは、後場の開始時間延刻し、或は全く後場立會を休止することもある。市場氣配昂進し、賣買高激増するときは往々この現象を呈する。斯くの如く、或る株式銘柄の立會時刻は大凡一定してゐるから、賣買希望者はこの時刻を見計つて註文を發

せねばならぬ。若し前場の間に合はなかつたときは後場において、その目的を達すべきであるが、立會は各場とも寄付大引の二回あるが故に、都合一日中に四回ほど賣買の機會ある譯であるが、思惑者に取りては、時の氣配に依つて進退するが故に、出来るだけ賣買機會の多からんことを希望する。随つて取引所市場の理想たる繼續市場(Continuous market)たるためには、斯る分割立會の方法は不適當といはねばならぬ。加之、次に述ぶる賣買手合の方法甚だ複雑多岐であるから、大量の需要供給を簡單なる手續に依つて調節することは困難である。この點において、ザラ場式賣買法に優越性を認め得るも、相場決定の合理的ならざる缺點あるを以て、兩者の長所を採用し、その缺點を除く方法を講ずることが望ましい。

(三)賣買手合の仕法 競賣買は主として賣買手合の技術的方法にその特徴を有するものである。蓋し多數の賣方買方對立し、相互に複雑なる投機的又は投資的意圖を以て賣買せんと欲するが故に、市場賣買の機構は之に適應するものでなくてはならぬ。而して競賣買法は之に適合すべく多年の試練の結果成立したものと云ふべきである。即ち競合において複式競争法であり、價格決定にお

いて一定値段式であり、賣買整理において相殺法である點において最も市場性に富むといひ得る。

元來競争市場においては賣方も買方も、一定の希望價格を有する、唯だ競争の結果、比較的有利な價格を以て相當數量の契約を結ぶに至る。而して價格に就き一定の限度を有するものを「指値」といひ、然らざるものを「成行」といふ。故に競合に當りては先づ成行の賣と成行の買とが手合を爲し、次に指値の賣と成行の買又は指値の買と成行の賣とが手合を爲し、最後に指値同志の賣買が契約値段を競合する。右の場合、賣買數量も當然契約の内容となるのであるが、賣買の投合は先づ第一に價格の協定に始まるのであるから、賣買價格が最も重要な條件となる。そこで競賣買における賣買手合進行の經過を略述せんに別圖の如く、最初に成行賣と成行買とが手合せし(例へば成行のaとb及びcとd)次に成行の賣若くは買と、指値の買若くは賣と手合せし(例へば八十五圓賣指値のeと成行買のfと手合せ)次に成行は皆無となつたため、八十四圓指値賣gと同じく八十四圓指値買hと手合せし、更に競合を續くる中には相場下落のため指値賣方



三圓のバイカイ附出しを爲せば有効となる。

### 一、取組玉の整理

前項に依り手合成立したる賣買玉は清算取引の趣旨に依り一定期間毎に建玉として整理する。この期間を計算區域と稱し、長期清算取引においては立會當日の前場及び後場を以て一計算區域とし、この区域内における總ての賣買關係を整理統一すると共に差金、手数料、證據金等諸計算の基礎と爲すものである。各賣買玉及び建玉の整理方法の要領を説示すれば次の如し。

(イ)現落玉の整理 一計算區域内(二場立會)において爲したる反對賣買玉はその對等數量を以て相殺する、之を現落又は即日仕切といふ。この現落玉に對しては約定値段の差金(現落差金)を授受し、賣買手数料(現落手数料)と稱し本建手数料に對し二割七分減及び取引税を徴收して全く賣買關係より離脱する。但し之は取引所と取引員との關係であつて、取引員と委託者との關係に變更を來さない。以下述ぶるところも大體は取引所と取引員との關係である。

(ロ)帳入値段の決定 各限の約定値段は一計算區域内において四箇を存する。

—出來不申なしとして—故に計算簡單化のため一計算區域一値段と爲すを必要とする。そこで當該計算區域内最終約定値段(普通後場大引値段)の二十錢以下切捨て、三十錢以上七十錢以下は五十錢に、八十錢以上圓位未滿は圓位に繰上げたものを探る。或は寄付値段と大引値段との平均を探るものもある。斯くて帳入値段は各計算區域毎に特定され、受渡まで繼續するものである。

(ハ)仕切玉の整理 現落に依り整理された残りの賣買玉は賣若くは買の一方となる、之を前項に依り決定せられた帳入値段に引直して、その差金(帳入差金)を授受し、然る後更に計算區域の異なる既存の建玉に對當し、之が反對玉あるときは前の轉賣買戻と看做して對等數量を相殺し、その帳入値段との差金(仕切差金)を授受して賣買を結了する。

(ニ)小口落 前項における既存の賣買建玉を新規の建玉を以て整理相殺する方法を一に小口落といふ。既存建玉は賣買日の異なるに従つて各別個の帳入値段を以て現存せるが故に、新規建玉を以て之を相殺するに當り、既往の如何なる建玉より仕切るべきかに就き二つの方法がある。その一は當座の計算におい

て賣買者に利益の多きもの、又は損失の少きものより選擇的に仕切る方法である。例へば仕切玉が賣ならば安値の買建玉より仕切り、若し仕切玉が買ならば高値の賣建玉より仕切るのである。その二は利益計算の損益に拘らず、建玉日附の古きものより順次に仕切る方法である。前者を利益落としと稱し、東京市場において行はれ、後者を順次落としといひ、大阪市場において行はるゝものである。その孰れの方法に依るを問はず、取引所對取引員間における建玉整理の便宜に依るものであつて、賣買者の全體の損益には關係がない。然しながら取引員が委託者を害する意思を以て計畫的に之を行ふにおいては、取引員は委託者の提供したる諸證據金を不當に運用し得る餘地存するものである。之がため從來屢々訴訟の問題となつたことあり、又大正七年六月勅令第二百二十九號を以て著しく制限されたが、その後大正九年六月勅令第八十二號を以て多少の條件を以て復舊せられ、更に大正十一年四月取引所法改正に依り殆んど原狀に復歸されたので、爾來問題を起すに至らない。(註一)

(ホ)賣買兩建 賣買兩建とは同銘柄、同期月、同値段、同數量の反對建玉を仕切計算

を爲さず、賣買共に新規建玉として存置するものをいふ。或は反對片建玉に對し新規建玉を以て之に對立せしむることも兩建玉といふ。この兩建玉は賣買者の申出に依り仕切計算を爲さず特別の取扱を爲すものであるが、取引所より觀れば相場の騰落如何に拘らず、全く損益相平均するが故に、諸證據金を徵收しないことになつてゐる。(東京株式取引所業務規程第五十八條)之は取引員の立場として同銘柄、同期月、同數量に就き異なる委託者より屢々反對の注文を受くることあるを以て、之が仕切計算を爲すは將來却つて取引員對委託者間に面倒なる關係を惹起することあるが故に、之を避けんがために兩建玉と爲し、委託者の指示に依り、適宜之を處理せんとするに在るが、若し之を悪用するにおいては無證據金にて兩天秤の思惑を爲すことが出来るから、その實施に就ては或る程度の制限を必要とするであらう。大阪株式取引所においては原則として兩建玉は無證據金とせるも、必要なる場合には現在の兩建玉に對し之を差入れしむることあるべしと規定してゐる。(大阪株式取引所業務規程第二十二條第一項)

## 一二、契約の擔保

長期清算取引は長期に互る差金取引なるが故に、契約の履行に關し危険なきを得ない。特に我國の株式會社組織取引所はこの危険を擔保することを企業の本體とせるを以て、その職責は重大である。換言すれば取引所は賣買機關たると同時に契約の擔保機關である。勿論この擔保職能は賣買者即ち取引員に對して行ふものであつて、賣買の委託者に及ぶものではない、唯だ取引員が正當に受託業務を實行する限り、間接に委託者を保護する結果を生ずるのみである。而して賣買契約上の危険( Risk )は種々なる原因に依り惹起される。第一に相手方の支拂能力又は信用減退の結果起ることあり、是れ最も普通な場合である。第二に賣買建玉が相場の変動に依り、損失勘定となり、延いてその契約履行の危険を醸すことがある。是れ又長期取引においては常時起ることである。第三に天災地變その他豫期せざる事件の發生に因り相場の変動を來し、又は激變を生せんとする場合に擔保力の薄弱を感ずる場合がある。第四に人爲的の仕手關係に依り相場の変動を惹起せんとする場合がある。斯くの如く取引所は契約の擔保責任を負ふが故に、被擔保者たる取引員に對し保障を求むるものであ

る、謂ゆる證據金制度は之がために起り、種々の變遷發達を遂げたものである。

(註五) 長期清算取引の賣買證據金はその徵收條件に因り左の五種とする。

(一)本證據金 「本證」と稱し建玉の帳入値段に對し最高百分の三十乃至五十の範圍内(事實は時價の一割乃至三割)において取引所適宜之を定め新規建玉に對し賣買者双方より之を徵收する。之は基本證據金にして建玉の存する限り固定して動かぬものである。

(二)増割本證據金 各銘柄毎に各限を通じて賣玉買玉を相殺したる殘玉數(國債、地方債、社債及び外國債に付ては豫め定めたる數(銘柄の各殘玉數の合計)が豫め取引所の定めたる數量を超過したるとき、その超過部分に對し適宜之を徵收する。この證據金は臨時的のものにして買占又は巨額賣買のために危険を感ずる場合に徵收するものである。

(三)追證據金 「追證」又は「追敷」と稱し、現在建玉の帳入値段と、その後決定したる帳入値段との差額が本證據金の半額以上に達したる場合毎に、現在建玉に對し本證據金の半額宛をその損方より徵收する。この證據金は相場騰落に依る

危険防止の方法であつて、本證據金の保障力を補給するものである。随つて益方よりは徴收せず。又一時に二回以上即ち本證據金額以上の相場激變の場合には即時徴收する「即勅」と稱するものがそれである。

(四)増證據金 「増證」と稱し、非常の事變、立會の停止、その他の事由に依り相場に著しき變動を生じ、又は受渡に危険を來すと認められた場合に本證據金の三倍以内において現在建玉の損方又は新規建玉の双方より徴收する。この證據金は突發事變のために相場激變を來したとき、之より生ずる危険を防止せんがために徴收するものである。

(五)豫納證據金 「豫納」と稱し、相場に著しき變動ありと認むるとき又は賣買者が一時に巨額の賣買を爲さんとする場合において、その新規賣買に對し賣買者の全部又は一部より適宜の金額を豫め徴收する。この證據金は前項のものと異り將來起ることあるべき危険を豫想して之を豫防すると共に興奮せる賣買者を鎮靜せんとする手段として用ゐらるゝものである。

以上の賣買證據金は取引所が取引員より徴收するものであるが、取引員は右

に準じて同様の委託證據金を委託者より徴收する。但しその定率は賣買證據金の二倍とする。賣買證據金の内、割増本證據金、増證據金及び豫納證據金は隨時取引所の定めた日時に納入し、本證據金、追證據金は翌々日正午まで(大株は午前九時まで)に納入せねばならぬ。凡て賣買證據金は現金(小切手)を以て納入する外、取引所に上場せられたる有價證券又は確實なる有價證券にして取引所の指定したるものを以て代用納入することが出来る。その代用價格は取引所において適宜之を定むる。但し追證據金及び増證據金の各半額は現金を以て納入することになつてゐる。又小切手を以て納入する場合、横線に依つて銀行の支拂保證を求むる場合がある。

凡そ賣買證據金は例外なしに徴收されるものであり、且つ相場の高下に依り或は増徴し、或は返戻するものであるが、唯だ買方に對してはその建玉の買入値段を超過することなく、又賣方が賣付證券を現品にて提供した場合には之を證據金代用と看做して別に證據金を徴收しない。この他同銘柄同期限の賣買兩建玉は危険相平均するを以て賣買證據金を徴收せざること前述の通りである。



## 一三、受渡決済

長期清算取引においては毎月末を以て受渡を爲す。受渡とは賣買契約の履行であるが、長期契約なるが故に中途において反對賣買に依り仕切決済が爲されるものあり、結局毎月納會日に残存した契約建玉のみが受渡となるのである。我國の清算取引においては轉賣買戻が自由に行はれ、期近より先物への乗替は無碍に實行されるが、受渡期日における残玉は必ず受渡を實行せねばならぬ。若し之を實行せざるときは違約者として嚴重なる制裁を受けねばならぬ。唯だ短期清算取引には必要上受渡の繰延延期を許容したが(本章第二節第二項参照)之は我國本來の商慣習に反するものである。故に株式長期清算取引においては毎月末に至りて賣方は證券を提供し、買方は代金を振込み、取引所を通じて受渡を結了せねばならぬ。この受渡手續は自ら三段に別れる。

(一)受渡差金の授受 受渡期日の最終帳入値段を以て受渡標準値段と爲し、之を各受渡玉の帳入値段に對比して差金の授受を爲す、即ち受渡玉の帳入値段が受渡標準値段より高きときは差金は受方(買方)をして差入れしめ、之を渡方(賣方)に

支拂ひ、之に反し受渡玉の帳入値段が受渡標準値段より低いときは、差金は賣方をして差入れしめ、之を買方に支拂ふ。

(二)證券及び現金の授受 賣方(渡方)取引員は約定證券(賣渡委任狀附)を取引所に振込み、買方(受方)取引員は受渡標の皆代金(小切手)を同じく取引所に振込み、取引所を経て現株及び現金の授受を爲す。若し受渡當事者の請求に依り取引所の承認を得て特定の相手方同志に「合意受渡」を爲すことが出来る。

(三)證券并に委任狀の分割 渡方の提供したる賣渡證券又は之に添付したる賣渡委任狀が分割を要するときは、取引所において分割手續を行ふ。若し之がために若干日子を要するときは、受方に對し受渡代金の八割以内の金額を立替支拂ふことがある。但しこの立替金に對しては日歩を徴せず、又分割に要する費用は取引所において支辨し、名義書換に要する費用は受方の負擔とする。

## 一四、早受渡(先日付手形制度)

受渡に關聯して一種の證券金融制度がある、それは先日付手形の方法に依る早受渡制度である。勿論我國古來の慣習からいへば受渡は契約期限において

のみ行はるゝのであつて、受渡期日前に早受渡をすることはあり得ないのであるが、株式市場の金融的機能を發揮せしむる方法として近年に至りこの制度が創始されたのである。蓋し株式取引所市場は廣義においては金融市場であるから、有價證券の賣買のみならず、之と密接不離の關係に在る金融事務をも營むべきである。歐米株式取引所市場が種々なる機構に依り、この機能を果しつゝあることは周知の事實である。然るに我國においては投機と投資との間に政策上の區別を設け、延いて株式市場と金融市場との接觸を妨害せんとする傾向があつた。既に取引所法第八條には「取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得」との規定を存しながら、商品取引所における倉庫業の外、取引所側の希望あるに拘らず、金融に關する附帶業務を許さず、加之、大正十一年には右第八條第二項として下の如き追加條件を附加した。「第十二條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」。

そこで東京株式取引所では自己の經濟機構内において金融業務を實行することを企てた、大正十三年六月創始せられた早受渡制度はその所産である。即ち業務規程に新に左の規定を設けた。

「長期取引ニ於ケル賣方カ受渡日前ニ約定證券ヲ提供シタルトキハ本所ハ買方ノ爲ニ其ノ證券ヲ受領シ買方ノ希望アリタルトキ又ハ其ノ銘柄ノ一般受渡日ニ於テ之ヲ買方ニ交付スルモノトス」(第六十九條ノ二)

「前條ノ場合ニ於テ本所ハ賣付當日ノ帳入値段ヲ手形金額トシ其ノ銘柄ノ一般受渡日ノ翌日ヲ支拂日ト爲シタル約束手形ヲ賣方ニ交付スルモノトス但本所ノ都合ニ依リ之ヲ交付セサルコトアルヘシ」(第六十九條ノ三)

「前二條ノ場合ニ於テ本所ハ日歩其ノ他料金ヲ徴收スルコトナシ」(第六十九條ノ四)

要するに長期取引の賣方にして賣付約定證券を受渡の目的を以て取引所に提供したるとき、取引所は買方に代りて之を受領し、賣方に對しては受渡代金として當該賣付證券の一般受渡日の翌日を支拂日とする約束手形を交付する。然るとき賣方はこの先日付手形を銀行に提示して割引を受け現金化する、而かも取引所の發行せる手形なれば優良手形として銀行も之を歓迎し、短期の放資

物として一流商業手形に次ぎ優遇せられてゐる。一方買方にして現金を提供して受渡日以前に現品の取得を望むものあれば直に之を交付し、或は一般受渡日において買方に交付するのである。之に依り證券の資金化を容易ならしむと同時に資金の證券化をも可能ならしむる。但し本制度の本旨は賣方の現品提供に對し先日付手形を交付する點に在るのであつて(一)取引所に取りては現品提供であるから何等の危険なく(二)賣方としては時價同額の融通を受くることを得(三)銀行としても確實なる放資物といふことが出来る。然しながら受渡に際し買方が違約した場合には取引所が完全賠償の責任を負ふてゐる關係上危険があり、且つ賣玉と買玉とは一方に偏し賣方により多く利益する制度なるを以て無制限に之を行ふことは弊害ありとして、大正十五年二月に至り先日付手形發行の最大限度を取引所の公稱資本金(四千七百萬圓)程度に限定し、各取引員に對しても、その信用程度に應じて手形の交付額に限度を設けたのである。参考の爲め大正十三年創始以來昭和六年までの毎年の現品提供額(賣方)及び現金提供額(買方)の株數及び代金を示せば次の通りである。(長滿欽司著株式取引所機能

論三三五頁)

早受渡手形發行高表

年 度	株 數	代 金
大正一三年	一、一八七、	一〇、九一、
同 一四年	一、六三三、	一〇、九一、
同 一五年	一、五三三、	一〇、九一、
昭和二年	一、三〇〇、	一〇、九一、
同 三年	一、三〇〇、	一〇、九一、
同 四年	一、三〇〇、	一〇、九一、
同 五年	一、三〇〇、	一〇、九一、
同 六年	一、三〇〇、	一〇、九一、

【註二】小口落に依る玉整理に關し委託者の利益を害する疑あり、之に關する裁判所の判決例も區々であるが、事情の判明するに至り漸次之を是認するもの多くなつた。左は大阪控訴院の明治四十年十二月六日の判決である。

仲買人ハ數多ノ註文者ノ委託ニ基キ取引所ニテ數多ノ賣買ヲ爲ス者ナレハ同一仲買人ノ賣ト買トアル時ハ別段ノ申出ナキ限り取引所ニ於テ仲買人ノ利益ノ爲メニ賣ト買トヲ相

第二部 實際篇

第一章 本邦株式取引所

第二節 賣買取引の方法

殺セシムル計算方法即チ所謂小口落ノ計算方法ヲ探ルコトハ明カナリ而シテ委託者ノ主  
張ノ日ニ於テ委託者ノ指定シタル時期及價格ニ委託者主張ノ數量ノ米カ賣買セラレタ  
ル以上ハ仲買人カ委託者ノ委託ニ基ツキタル賣買契約ヲ履行セサリシト云フヲ得サルノ  
ミナラス右ノ計算方法ハ取引所ト仲買人間ノ計算整理方法ニシテ委託者ニ對シテ何等ノ  
利益關係ナキモノトス(大阪控訴院民二明治四〇、一二、六一明治三十九年(ネ)五五四號)

## 第二項 短期清算取引

### 一四、特殊の賣買處理法

短期清算取引は、種々の點に於て長期清算取引と異なつてゐる。即ち第一は受渡期限において、第二は立會の仕法において、第三は帳入値段の更新において、第四は建玉の維持方法において異なる。

(一)受渡期限 に就ていへば短期取引には限月の定めなく受渡期日は帳入當日とする、随つて營業日は漏れなく受渡日となるのであつて長期取引の如く毎月未又は一定日を以て受渡日とすることがない。故に短期取引には限月問題を伴はぬ。固より取引所令第十一條の規定に依れば七日までの期限を以て受渡

履行期と爲すことを得るも、現在においては二日以上に亘る短期取引はない。

(二)立會の仕法 において、長期取引の立會は専ら單一約定値段即ち一定値段式競賣買法を用ゐてゐるが、短期取引においては別に複數約定値段即ちザラ場式競賣買法を併用してゐる。即ち立會の最初と最後に一定値段式を以て寄付相場と大引相場とを決定し、中間においては賣買者の相對的取引に依り個々に値段を決定し以て複數的約定値段を記録してゐるのである。

(三)帳入値段の更新 は長期取引においては、取引所の立替支拂額の多いために實行困難であるが、短期取引においては、毎日決濟であるため、寧ろ更新するを便利とするが故に、帳入値段は毎日改定され、それが又仕切値段との計算標準となるのである。故に長期取引においては新甫より納會まで數十乃至數百個の帳入値段が存するも、短期取引に在りては帳入値段は常に單一であり最後の帳入値段は受渡値段となる。勿論長期取引においても單一帳入値段を採用し得ない理由はないが、取引所が株式會社組織である場合、賣買者は日々の賣買差益金を取引所より受取るため、謂ゆる値合拔を行ひ、利喰急ぎを爲すに反し、賣買差損

金の支拂を出来るだけ避くるため損失建玉の仕切を行はざるが故に、取引所は常に多額の立替金を爲すことを餘儀なくせらるゝ。そこで帳入値段の更新は株式會社取引所には容易に行はれ難いのである。但だ會員取引所においては之を實行せるも、値合拔に對し制限を設けてゐる。(第二章第二節第三項乃則第六項参照)

(四)建玉の維持 に就ても自然に長期取引とは多大の相異を生ずる。蓋し短期取引の思惑者は投資より投機を主とするが故に、一面において日々相場の騰落に依る差益金の獲得を目的とすると共に、他面においては、實株の投資に依り確實なる鞘取を爲し得るのである。例へば相場の下落を期待するものは賣方に立ち一定期間(少くとも一箇月)賣建玉を維持するときは相場の値下りに依り、買差益金と繰延料とを獲得することが出来、又相場の上昇を豫想するものは買方に立ち、一定期間(少くとも一箇月)買建玉を維持することに依り、確實に差益金と支拂繰延料との差額とを取得することが出来る。然るに長期取引に在りては建玉を維持するためには基本證據金の差入を要し、且つ相場の騰落に應じ損

方に立つときは損失補填のため各種の證據金を差入れねばならぬ。そして仕切賣買を爲さざる限り損得は絶対に決定しないからして、短期取引の如く思惑上の興味が多くない。要するに短期取引は短期間に勝敗を決する投機取引に適すると同時に長期の思惑にも不便でないが、長期取引は短期の思惑に不便であるが、投資を目的とする長期思惑に妙味ありといふべきである。

#### 一五、受渡繰延

長期清算取引においては一定の受渡期限あり、納會日までに、轉賣買戻を爲さざる残玉は總て受渡を強要せらるゝが、短期清算取引においては受渡は日々到來するが故に、若し巨額賣買の場合に受渡を強要するにおいては事實において違約の發生を避け難い。歐米取引所においては長期短期を問はず受渡の繰延を自由ならしめてゐるから、受渡に就ては殆んど問題を生じないが、我國においては屢々受渡違約を生ずるのは之がためである。是において新規の短期取引においては受渡の繰延を認むることゝなつた。

謂ゆる繰延とは受渡及び之に伴ふ計算の決済を延期するものにして、第一次

には賣買相手方の合意を爲し、第二次には受渡標準値段と約定値段との差金計算を爲し、第三次には繰延料を決定する。即ち毎營業日午前十一までに受渡を欲する者は取引所に申告し、然らざるものは繰延を欲するものと看做し、賣買方を對照し、過不足の分は代行會社において代引代渡を爲す。(次款參照)受渡標準値段は計算區域内における最後約定値段の二十錢以下を切捨て三十錢以上七十錢以下は五十錢と爲し、八十錢以上圓位未滿は圓位に繰上げたものを探る。而してこの受渡標準値段は種々の役割を有つ、(一)受渡玉の受渡差金計算の建値となり、(二)新規繰延玉の帳入値段となり、(三)當日まで繰延べられた既存繰延玉が新規建玉に依り決濟せらるゝ建値となり、(四)新規繰延玉の約定差金計算の建値ともなる。但しこの受渡標準値段は相場の激變あるときは前記の如く帳入區域最終約定値段に拘らず、當日後場の最終約定値を基礎として差金計算を爲すことがある。之を俗に「二度勘」と稱してゐる。一日に平常の計算と臨時の計算と二回あるからである。第三に繰延料は受渡又は繰延を欲する賣方買方の數の偏倚に依り起るもので、普通の場合には賣方即ち株を引渡さんとするものが多く、

逆日歩

買方即ち株を引取らんとするものが少い、故に繰延料は買方が支拂ひ賣方が受取るのである、之を「順日歩」といふ。それは調節機關たる代行會社が受渡双方の希望數量并に日歩條件を對査して決定するのであつて、直接金融上の情勢に依つて支配されるのではなく、賣買双方の投機的及び投資的操作に依り動くものである。又時として買方が多く賣方が少いことがある、換言すれば買受數が賣渡數に超過するのである。この場合日歩は賣方より買方に支拂はれる。故に之を「逆日歩」といふ。金融逼迫、金利暴騰、浮動株拂底の場合に起る現象であるが、個々の銘柄に就き斯る事態を生ずることあり、大體において變態と見て差支ない。故に繰延料の昂低はコール・マネーの日歩の如く、一般的の標準とはならず、各銘柄毎に異なる部分的な證券金利の動向といふことが出来る。

#### 一六、受渡代行業務

短期清算取引は受渡の繰延を爲し得るが故に、渡株數と受株數とは必ずしも一致しない、否な多くの場合喰違を生ずる。本來賣買取組は均衡を保ち、賣株數と買株數とは同數量であるが、受渡に際し任意の態度を許容するからして、茲に

過不足を生ずるのは己むを得ない。故に短期取引においては賣買者以外第三者が出場してこの不均衡を匡正し、不足分を補填する役割を爲すものを必要とする。代行機關はこの空位を充たすために起つたのである。而してこの代行業務は一面において短期取引の補助機關であるが、他面においては證券取引に伴ふ金融機關の職能をも果してゐる。即ち代行會社は日々起る短期取引受渡の情勢に鑑み、或は買方に代りて受株を爲し、之を代引といふ、或は賣方に代りて渡株を行ふ、之を代渡といふが故に、證券の提供并に資金の調達に就き専門的の技能を必要とする。即ち代行會社はこの代行業務のために證券市場に出動し、或は資金の需給に應じて金融市場に活動するのである。而して代行機關は取引所が附帶業務として之を經營するものあり、或は個人證券會社をして之に當らしむることあり、或は銀行をして之を營ましむることあり、或は専門の株式會社を設立して取引所と取引員組合とがその大部分を出資し、之に一般投資家を交へて經營せしめてゐるものもある。その収益は繰延料及び代行料、その他の投資収入である。

### 第三項 實物取引

#### 一七、取引所市場における實物取引の必然性

實物取引とは實物の授受に依り契約を履行する取引であつて第一義的には差金の授受に依り決済することを得ず、第二義的には轉賣買戻の解約を許さず、第三義的には賣買の相手方と受渡の相手方とが同一なるを要するものである。往時之を現物取引又は現場取引と稱し、賣買者は相手方同志に現金現物の受渡を爲す取引であつた。故に實物取引といへば普通市場に行はるゝ取引の如く、契約通りに實物と現金とを交換する取引である。然しながら、取引所市場は投機取引の行はるゝことを前提としてゐるから、投機取引の本質的機能たる差金取引を完全に排除することは出来ない。故に實物取引においては法規上差金決済を禁じられ(取引所令第十條)てゐるに拘らず、取引の或る部面においては差金決済を行ふことが必然の成行となる。随つて轉賣買戻も事實においては不可避的であり、その結果として總ての賣買契約がその儘に受渡せらるゝにあらず、若干のものは相殺解約せらるゝものありといはねばならぬ。この事は法律的

には脱法行爲となるが故に、賣買者は之に觸れざる手段を採つてゐるであらうが、市場の實際においては到底之を回避し得ないものと考察せらるゝ。何となれば取引所市場の賣買は反覆性のものであり、又同時に反對性のものであるから、縦令實物の授受を標榜してゐても、結果においては金錢の授受のみに終ることが必然だからである。

#### 一八、賣買受び受渡

取引所市場における實物取引が現品賣買(Spot sale)でないことは固よりいふまでもないが、さればとて差金取引を許されないことは前述の通りである。即ち株式實物取引の實態は相對賣買の方法に依るものであつて、賣買者はその賣買せんと欲する銘柄を表示し、相手方相互間に賣買條件を決定し、その期限は特別の意思表示なき限り、賣買手合の當日より起算して十五日とする。但し賣方は期限到來前と雖も買方に受渡を請求することが出来る。故にこの取引は十五日を期限とする一種の先物取引にして、普通の先物取引と異なる點は差金決済を許さざる點に在る。故にこの實物取引においては實物を所有し、代金の支拂

準備がなければ契約出来ないのである。何となれば若し賣方にして空賣を爲したときは、買戻に依つて逃げる事が出来ないし、買方は期限前に受渡を要求せらるゝことがあるから、何時でも受渡代金支拂の準備がなければならぬからである。然しながら同一賣買者間に同一銘柄に就き同一日に數回の反對賣買を繰返した場合には反對玉の相殺及び差金計算は事實において承認せざるを得ざるべく、又之がために實物取引の趣旨に反するものといふことは出来ないであらう。

實物取引は取引所において賠償の責任を負はざるが故に、受渡その他の取引關係において違約の起つた場合、取引所は單に、その違約取引員より預託せる身元保證金、賣買證據金の範圍内において辨済を爲す外、取引員組合は共同責任を以て之が損害補償に當るものである。之がため取引員組合はその賣買高に應じて共同積立金をなし萬一の場合に備へてゐる。

#### 第四項 債券取引

#### 一九、國債市場の賣買物件



國債市場は國債を主たる取引物件とするが故に名附けたもので、賣買物件は國債の外、外貨國債、地方債、社債を含む。即ち確定利附證券にして、その額面及び附帶利子一定せるが故に、價格の變動少く、主として金融事情に依つて騰落するものである。故に之が賣買は投資的目的に出づるもの多く、投機的分子稀薄なりといふことが出来る。但だ財政事情の變化に依り貨幣資本の動向に異變を生じた場合には、前途を豫測して國債を投機的に賣買することを避け難い、それは國債の發行者たる政府及び國債の大量所有者たる銀行又は保險會社に取り不便を感せしむることあるも、國債市場にこの評價的職能あるがために、國債の地位は常に公平に維持せられるのである。

(イ)國債 は國の發行せる長期及び短期の債務であるが、その全部を上場するのではない。即ち長期國債の全部(甲)號五分利、利、第一種五分利、第二種五分利、第三種五分利、第一回四分利、第二回四分利の六種、短期證券は償還期限三年以上(曆年に依る)の五分利、四分半利、四分利債に就き選擇する。(現在二十四種)

(ロ)外貨國債 は外國において外國本位貨幣にて發行したる國債にして、佛貨四

分利債の一種が相場されてゐる。

(ハ)地方債 は現在數量千五百萬圓以上程度のものにして賣買圓滑なるべき見込のものを選擇する。(現在三種)

(ニ)社債 は現在數量一千萬圓程度以上のものに就き選擇する。(現在三種)  
以上は清算市場の賣買物件であるが、實物市場においては更に廣汎圍において相場されてゐるから、賣買物件數は遙に多數に上るのである。

## 二〇、特殊の賣買方法

國債市場の賣買取引は他の株式市場に比し一種特別の方法を用ゐてゐる。即ち既述の如く清算取引の期限は二箇月三限制にして偶數月は五日、二十五日、奇數月は十五日を以て各受渡期日と爲し、最初の二十日を常限、次の二十日を中限、最後の二十日を先限とする。(本章第一節限月制度二二五頁參照)次に賣買の單位及び呼値の單位に就ても株式と異なつてゐるが、既に説明したから茲には之を省く。唯だ相場の基本に就ては株式の如く配當落關係を含まず、凡て證券の有する利子計算は相場の價值より除外し、全く證券の有する價位を表現する方法

を執るのである、之を「裸相場」といふ。蓋し債券は確定利子附であるから、受渡期日には、それに相當する利子額を債券價格に包含するものであるが、債券の眞價を知り安からしむるために、この利子額を除外して相場を立てる。而してこの利子額は受渡の際、買方より賣方に債券の代價に附加して支拂ふものである。

立會の方法は競賣買を用うること株式と同じく三限寄引二回の競合を爲す。但し實物取引に在りては特殊銘柄を選択して立會を爲し、長期取引の中間、即ち前場においては第一節十時、第二節十時二十分、後場においては第一節一時三十分、第二節一時五十分と一日四回に亘り一定の順序に依り各銘柄に就き撃柝に依る相對賣買を行つてゐる。その他一般の實物取引に就ては期限は株式と同じく十五日であるが、他の條件は長期國債取引と同様である。

### 第三節 手数料及び税金

#### 二一、賣買手数料の制度

取引所は市場設備を爲し、會員又は取引員をして賣買取引を行はしむるものなるが故に、自ら賣買の當事者となりて營利的に行動することを許されない、特に會員組織取引所に在りては營利の目的を以て業務を行ふことを得ない。(取引所令第二條第二項)そこで取引所の維持及び投下資本に對する配當は何に依つて獲得すべきかゞ問題となる。取引所法第二十三條は「取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手数料ヲ徴收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ」と定めてゐる。即ち取引所は賣買手数料を賣買者より徴收して、その經營上の資源としてゐる。但し取引所にして若し附帶業務を行ふときは、之に關する収益を擧ぐることを得べく、又所有資本に依る収益も亦、その資源の一部を構成するや論するまでもない。昭和三年以降七年までの各事業年度における全國株式會社組織取引所の收入中賣買手数料の占むる割合を見るに約七割である。(註一)既に述べたる如く株式會社組織取引所の株式長期清算取引に在りては取引所において賠償責任を負ふが故に、違約の場合に對する保障として各種の事情に應じて證據金を徴收する外、保険料として賣買手数料を徴收することゝなつ

てゐる。之に反し短期清算取引、實物取引并に債券の清算取引及び實物取引に對しては取引所に擔保の責任なきが故に、賣買手数料には保険料を包含せしめざるを以てその率は著しく低廉である。

而して賣買手数料は取引所が會員又は取引員より直接徴收するものであるが、會員又は取引員は更に委託者より手数料を徴收する、之を委託手数料と稱するが、この委託手数料の内容は賣買手数料と會員又は取引員が營業上收得すべき保険料、營業費を含むものである。特に取引員の徴收する委託手数料中には取引所及び取引員が蒙ることあるべき違約上の損失を補償する保険料が二重に計上されてゐるが故に、勢ひ高率とならざるを得ない。然れども取引員間には競争の結果、委託手数料の割引を爲す慣習あり、之がために委託者をして不道徳ならしめ、延いて市場全體の信用を毀損するに至らしむる。故に賣買手数料并に委託手数料を引下げ、賣買取引者の負擔を軽減せしむることの必要は一般に認めらるゝところであるが、それは一面においては取引員の業態を改善し、その地位を確實にすることが先決問題であると考へられる。即ち一方において

取引所に擔保の責任を負はしむること止めて、取引所の責任を軽くし、之に伴ふ保険料の部分を賣買手数料より排除すべく、他方には取引員の業態を二分し、公衆の委託を受けて賣買の仲介を爲すことを專業とするものと、是等仲介商人を相手とする問屋的商人との二種と爲し、互に相侵さざること恰もロンドン株式取引所并にニューヨーク株式取引所のジョッパ又はデイレア(Fisher or Dealer)とブローカー(Broker)の如くするを可とする。

## 二二、取引所税の賦課

取引所市場に依る賣買取引は謂ゆる景氣利得を發生するものと觀られ、投機抑壓又は賭博的取引禁遏の趣旨に依り重税を課したること古來各國の歴史に觀るところである。我國においては徳川幕府時代より冥加金と稱して幕府に對する特權料の形を以て重税を負擔してゐたが、明治維新後一旦禁絶したる米會所を復活せしめたのも、税金の収入がその一動機となつた様である。(註二) 爾來幾變遷を経て明治二十六年に取引所税法制定せられ、大正三年、大正十一年、昭和六年に夫々重要なる改正行はれ、今日に至つた。現行法に依れば取引所税を

二に別つ、一は取引所に直接課する取引所營業稅であり、二は賣買取引契約に課する取引稅である。取引所稅法第八條に「取引所ニハ賣買手数料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス」と定めた。但し會員組織取引所は營利法人でなく、その經營に依り收益を得るを目的としないからして取引所營業稅を課しない。故に取引所營業稅は株式會社組織取引所にのみ課せらるゝものである。次に取引稅は清算取引に課するものにして實物取引には課稅しない。取引所稅法に依れば

「取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買取引  
定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス(第五條)」

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ〇・六

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ一

第二種 有價證券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・五

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

第三種 商品ノ賣買取引

甲 銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・二五

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

賣買取引ノ解約スルモノ其ノ税金ハ之ヲ免除セス  
國債證券ノ賣買取引ニハ取引稅ヲ課セス(第七條)  
北海道府縣及市町村ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以内ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス(第二十二條)

と規定されてゐる。

右の如く取引所稅は取引所(株式會社組織)に課する取引所營業稅と會員又は取引員に課する取引稅とに別たれてゐるが、共に取引所取引に因つて生ずる景氣利得に課稅するのである。唯だ問題は會員組織取引所に對する取引所營業稅の免除が合理的なるや否やである。蓋し會員組織取引所に所得稅及び營業稅を課せざるは、之を以て公益法人と看做す現行取引所法の解釋に基づくものであるが、取引所の營業上の所得は他の公益法人又は社團法人と同一に觀ることを得ない。殊に會員組織取引所の賣買者たる會員には取引員と同じく

取引税を課せるに拘らず、取引所に對してのみ營業税を免除するの理由に乏しいはざるを得ない。固より會員組織取引所の徵收する賣買手数料は株式會社組織取引所の徵收する賣買手数料の如く高率でない、特に擔保責任を負へる長期取引の賣買手数料において然りといへるが、それは危險負擔の有無に依る差別であつて、會員又は取引員の行ふ取引行爲の内容に至りては何等異るところはない。假りに株式會社組織取引所が長期取引に就き賠償責任を負はないとしたならば、その收得する賣買手数料は會員組織取引所のそれと齊しく収益であり或は利得でもあるであらう。故に之に對し平等に課税することが正當なるのみならず、寧ろ斯くせざることが不公平な取扱方といはねばならない。或は株式會社組織取引所の會員組織化を圖るため、特に會員組織取引所を保護する意味を以て課税を免除したのであるかも知れないが、それならば將來會員組織化の進捗した場合には課税方法を改正する必要が生ずるであらう。

取引所營業税の賦課方法は極めて簡單である。即ち株式會社組織取引所は毎月の賣買手数料収入金額を翌月十日までに政府に申告し、その一割五分を税

金として同月末日までに納附する。若し取引所が右の申告を爲さず、又はその申告を政府において不相當と認むるときは、政府はその課税標準額を決定する。取引所廢業するときには直に之を申告し、前例に準じて税金を納附せねばならぬ。

取引税を課せらるべき取引員又は會員は毎月分の賣買取引の賣買各約定金高(總數量を以て總代價を除したる平均價格)を取引の種別毎に申告書に記載し、之を取引所を經由して翌月十日までに稅務署に提出せねばならぬ。取引所は右の申告書を調査し、その當否に關する意見を附し之を同期間内に稅務署に提出せねばならぬ。若し申告書の提出なきとき、又は申告書が不當なりと認めるときは、稅務署長はその課税標準額を決定する。而して尙ほ取引所稅法第八條に「取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス、取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引税ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得」と定められてゐるが故に、取引所は取引税徵收に付保證の地位に立つと同時に徵收機關の役割をも勤むるものである。故に取引所は賣買手数料と同時に取引税を取引員又は會員から徵收し置き、之を規定の期日までに

税務署に納附するものである。

【註一】昭和三年以降同七年までの全國株式組織取引所の収入の内譯は次の通りである。

年次	賣買手数料	財産收入	其	他	計
昭和三年	一、三七八、七二二 <sup>円</sup>	四、九二七、五四五 <sup>円</sup>	一、五八六、一二〇 <sup>円</sup>	一七、八九二、三七七 <sup>円</sup>	
同 四年	九、八〇八、二一六	四、五〇二、九五八	八六七、二二六	一五、一七八、四〇〇	
同 五年	九、九五三、八二八	四、一五六、〇三七	九二二、三八一	一五、〇三二、二四六	
同 六年	一一、七一八、〇四一	四、〇一二、三九九	一、六八七、四二九	一七、四一七、八六九	
同 七年	一三、七〇〇、九一八	四、一八〇、二二二	二、一一二、六四二	一九、九九三、七八二	

【註二】明治四年時の大藏大輔井上馨が大阪に出張したとき大阪堂島の米會所復活が問題となり、爲替會社の跡始末と關聯して之が決定されたが、會所の税金収入を以て、爲替會社の損失を補填する計畫であつた。當時の事情に關し關係者蘆田順三郎氏の談話は次の如し。(世外侯事歴維新財政談、中、一六三)

爲替會社をお開になつた時は、ごく幼少で知りませぬが、そのお腹めになる時明治四年かに廢されて、銀行條例の出した爲に、爲替會社は銀行に姿が變るべきものである。所が大阪爲替會社などは、損をして居つた爲に、銀行に變體が出来ぬ。デ兌換券はすつかり引換へ、差引損が幾らく、其損は株金に割當て、出すべき筈であるけれども、元と政府が誘導してさした

事であるから、此責は政府も幾らか引受けなければならぬと云ふので、米商會社と油取引所の扱ひを其會社でしろ、さうして其税の三分の一を政府に納めて、あとはお前達が損を補填せよと云ふ御達がございました。云々

#### 第四節 違約處分及び賠償

##### 二三、長期取引の違約處分

我國取引所の傳統から觀れば、擔保制度と違約處分とは取引所制度の中樞を成すものであるといへる。蓋し賣買契約の擔保は取引所が經濟上の機能として最も重大なるものと考へられ、隨つて之に伴つて起る違約處分は取引所が取引員に對して行ふ監督權の最も主要なるものといふべきである。取引所法第十五條に依れば、取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以内ノ過怠金ヲ課シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得とあり、東京株式取引所定款第三十八條には各種の場合における取引員の違約行為に對して處分方法を規定してゐる。更に同取

引所定款第八章(第五十三條—第五十五條)并に業務規程第九章(第八十一條—第九十七條)において違約處分并に違約賠償の細目を規定してゐる。而して違約處分の原因となるものは(一)受渡を履行せざるとき(二)身元保證金、賣買證據金、賣買差損金、その他の計算差金、賣買手数料、繰延料若しくは取引税を納付せざるとき又は附帶業務に因る債務の履行を爲さざるとき(三)身元保證金若しくは賣買證據金に付裁判所より差押命令、假差押命令若しくは假處分命令の送達を受け又は租税滯納處分若しくはその例に依り差押を受けたる場合、取引所の指定期間内に相當の金額を納入せざるとき(四)不穩當の賣買を爲し、委託者に對し契約の履行を怠り、その他營業上不信の行爲を爲し、取引員間の秩序を紊し、取引所の業務若しくは取引員の營業を妨害し、その他取引員の體面を毀れたものと認められたとき、(五)他人にその名義を貸與し、又は正當の事由なくして二月以上に互り賣買取引を爲さず、若しくは賣買取引極めて僅少にして賣買皆無に準すと認められたとき(六)自己の所有に屬せざる有價證券を以て身元保證金に代用したるとき、又は身元保證金の返還を受くべき權利を他人に讓渡し、讓渡の豫約を爲し、若しくは擔保

の目的に供したるとき(七)以上各號に掲げたる外取引所に關する法令、定款又は業務規程に違背したるとき、その違約行爲の輕重に應じて除名、一月以上の營業停止、過怠金、營業停止等各種の制裁方法が定められてゐる。即ち取引員にして叙上の違反行爲ありたるときは取引所は之を違約處分に附し、同時に被違約者に對し取引所の責任の輕重に應じて賠償又は辨濟を爲すものである。

次に長期取引の違約賠償の方法を説示せんに、違約の場合は(一)受渡中の違約と、(二)受渡前の違約の二となる。受渡中に受方(買方)が違約した場合において取引は違約當日より三日以内に違約者に代りて被違約者たる渡方(賣方)に代金を支拂ひ、若し又渡方(賣方)が違約した場合において取引所は同じく五日以内に違約者に代り約定證券の全部又は一部を被違約者たる受方(買方)に提供するか、又は評價人(九人)を選定して標準値段を作成せしめ、之を受渡標準値段に對比し被違約者に差益金あるとき之を支拂ひ、差損金あるときは之を徴收する。

次に受渡前約定中の物件に違約が起つた場合には取引所は取引員を選定し、轉賣又は買戻を爲さしむるか、又は入札賣買に附して引受人を定め、之に依りて

生ずる違約者の差損金の全部を支拂ふ。但し違約者の買建玉に付ては前項受渡違約の規定に依ることが出来る。凡てこの違約處分玉の期間は違約當日より起算し當該銘柄の開市日三十日以内に(大阪は十五日以内)に終了するものとする。

#### 二四、短期取引、實物取引及び債券取引の違約處分

短期取引及び實物取引に就ては取引所は擔保の責任を負はざるが故に、違約の起つた場合、取引所は違約者の業態に依り兼業又は專業として差入れある身元保證金及び賣買證據金の範圍内において辨濟を爲す。即ち長期取引の場合の如く、損失の完全なる賠償ではないから、之を辨濟と稱する。(東京株式取引所業務規程第八十二條乃至第八十五條參照)

(一)受渡違約 即ち短期取引若くは實物取引において受渡不履行となつた物件又は實物取引の約定中の物件に付ては違約當日より二日以内に入札賣買その他の方法に依り引受人を定め、その引受値段と違約當日の受渡標準値段(實物取引に在りては各約定値段)とを對比して損益金を計算し、違約者に差益金あるときは

違約者に之を返還し、差損金あるときは差入れある身元保證金及び賣買證據金の限度において相手方に之を辨濟する。

違約物件の全部又は一部に付前項の方法に依ること能はざるか、又は前項の方法に依ることが公益上不適當と認めたる場合においては、違約日より二日以内に取引員組合をして評價人(五名)を選定して、標準値段を定めしめ、違約當日の受渡標準値段(實物取引に在りては各約定値段)に對比して損益を計算し、前項の方法に依り、差益金あるときは之を支拂ひ、差損金あるときは辨濟を爲すものである。

(二)約定中違約 次に短期取引約定中の物件及び繰延玉に付違約の起つた場合においては取引員を選定して違約者の名を以て反對賣買を爲さしむるか、又は入札賣買、その他の方法に依り引受人を定め、その反對賣買約定値段若くは引受値段と違約當日の受渡標準値段とを對比して損益金を計算し、差益金あるときは違約者に返還し、差損金あるときは差入れある身元保證金又は賣買證據金の限度において辨濟する。



(三)債券取引の違約 國債、地方債、社債及び外國國債等債券の長期取引の受渡不履行となりたる物件に付ては前項の例に依り處分し、更に長期取引の約定中の物件に付ては前記(二)の例に準じて之を處理する。

## 第二章 本邦商品取引所

### 第一節 商品取引所の發達

#### 二五、我國商品取引所の濫觴

古來我國の主要農物産として、商取引の目的物となつたものは米である。然し乍ら米が投機市場の目的物となつて賣買取引される様になつたのは近世徳川時代に始まるのである。蓋し戰國時代兵馬倥傯の後を享けて徳川氏が天下を統一するや、茲に始めて國內の平和維持され産業の發達見るべきものがあつた。大阪は古來國內商業の中心地にして、諸國の百貨此處に輻輳したが、米は武士の封祿として且又租税として將又貨幣の代用となつた關係上、之が全國的の賣買取引は大阪に於て先づ創始せられた。即ち各藩は大阪に藏屋敷を建設し、藏役人を任命し、藩地より輸送した米穀は藩倉に收藏し置き、入札方法に依つて逐次之を賣却し、その代金を以て、本國に於ける經費及び江戸參勤の費用に充當

したのである。而して藏屋敷に出入して藩米の賣買を取扱ふ米商人を藏元と稱し後に掛屋(鴻池、加島屋、天王寺屋、平野屋、千草屋、辰巳屋)と呼び、大阪の富商家は何れも之を營んだ。この掛屋の下に多數の米仲買があつて實際の賣買に當つてゐた藏元の有力なるもの數軒あつて就中最も有名なるは淀屋にして、居を大川町に構へ、盛んに諸國の米穀を賣買したから、市中の米商は此處に集合して米價を競ふこととなり、自然に米相場を發生するに至つたと言はれてゐる。是れ寛文年間將軍家綱時代にして今より二百六十餘年前即ち西曆一六六〇年代の事である。その後元祿十年堂島新地に於て米商人集合して米穀の賣買を始めた(それ迄は淀屋橋南詰にて依然賣買したのである)、是れ現今堂島米市場の濫觴である。

當時の藏米賣買は入札法に依るものであつて、買受けた米商人は敷銀、證據金を掛屋に納め、掛屋は之に對し米手形を渡し置き、落札日より三十日以内に殘金を支拂ひ、この手形を藏屋敷に提示して現米を受取るのであつた。この米手形は轉帳賣買せられたものであるが、弊害ありとして賣買讓渡を禁じ、又受渡期日

も十日に短縮したこともあつた。この頃の堂島米市場は後年の帳合米會所の如く整備した組織を有するのではなかつたが、既に投機市場たるの素質を具備したことは疑ない、實に我國商品取引所の權輿と稱して宜いのである。

## 二六、帳合米制度

藏米賣買は元祿年間に至り相當發達し、大阪堂島に米座御爲替御用會所なるものを幕府の許可を得て設立し、仲買を五百人と定め、東西諸侯より大阪藏屋敷へ廻送する藩米を切手にて賣渡し、之を賣買し、賣買米一石に付銀三分宛の手續料を徴收し、その内より政府への冥加銀を差引き、殘りを會所の所得とする方法を以て經營したのである。然し乍ら藏米賣買は現物取引であるから、藩地よりの廻米遅延する場合があつて不便を免れないため、茲に延賣買の方法を按出し、限月限日を定めて先物を賣買するに至つた。是れ後の帳合米の濫觴にして、最初は相對賣買に依り相手方を定めて賣買取引したけれども、追々多人數となり到底相對賣買にては決濟を了し難いから、遣來兩替屋と稱する決濟機關を設けて賣買の整理計算事務に當らしめた、是れ元祿以後享保に至る時代に發達した

制度であると思はれる。

その後享保六、七年の頃凶作のため米價騰貴し細民の困難一方ならず、大阪町奉行は之を米商人の投機に原因するものと認めて延賣買を禁止し、米仲買を檢舉するなど大に市場に干渉したのである。然るに同十年の交に至り江戸表において大阪に米會所設立の許可を得た者があり、堂島には數個の米會所が併存し、在來の米仲買人は職を失つて困窮したから、幕府に上願して是等新規の米會所を廢止せんことを請ひ、同十五年八月遂に許されて從來の通り米仲買の業を營むに至つたといふ。蓋し一地區内に同一物件を賣買取引する投機市場が數個存在することは弊害を生ずるが故に之を一個所に統一して獨占市場と爲すことは理論上の歸結であるから、幕府も漸次その方針に向つたものと思はれる。而して又一面には仲買人の數を制限することとなり、享保十六年大阪町奉行は幕府の許可を得て大阪米仲買株札四百五十一枚を下付し、翌年更に五百三十八枚を下付し、越えて同二十年には三百六十二枚を下付し、又仲買人より四人の米年寄(米方年行司ともいふ)を申付け米商の取締に任せしめ、彼等は特に脇差佩帶

及び上下着用を許された。尙又遣來兩替屋五十軒も同時に免許を與へられた。是に於て堂島帳合米取引の基礎が鞏固となつたのである。

帳合米賣買とは限月限日を定め建物米(標準米)を以て賣買をするけれども、その期日に至るまでに賣理又は買理を爲して全部之を決済し、毫も現金米の受渡を爲さず、唯だ帳簿上にて損益を決算するが故に、この名が起つたのである。

而してこの方法はその後各地の米會所并に他の商品の賣買取引にも普及し、以て舊幕時代における我國商品取引所賣買方法の規範となつた。今堂島帳合米會所の組織及取引方法に就き其梗概を摘記すれば次の如くである。

一、組合 帳合米會所と稱し米仲買人の團體である。組合員中より年行司五名を選挙し町奉行の任命に依り、市場の管理經營に當る、外に加役三名、戎講三名をも仲買人中より選挙し、加役は年行司不在中の代理を爲し、戎講は相場の決定及び報告の責に任ずる、その下に水方十四人あり、内四人を上水と稱し年行司に直屬して仲買人の進退及び業務執行に關する事務を掌るものであつた。

二、仲買人 一種の株となり容易に新規營業を許さず、その數は多き時は千三

百人に上つたこともあつたが、維新前には四百餘人に減じてをつた。仲買人の内には他の委託を受けて賣買する問屋と、市場に出で、専ら自己の賣買を爲す場立とがあつた。

三、市場 寄場と稱し最初堂島濱通一丁目の道路を使用し立會中は武士の行列と雖も通行を避け、犯罪者が遁入しても之が逮捕を許さなかつた。

四、建米、期限及び單位 標準米には中國防長、筑前、肥後、廣島の四藏米の一を用ひ、之を冬建米と稱し、その他加賀米、米子米を建米とすることあり、之を夏建米と稱した。取引期限は毎年十月十七日より十二月二十四日まで及び翌年一月四日より四月八日までを各一期とし之を冬建と稱し、四月十七日より十月八日までを一期とし之を夏建と稱し、各期共その末日を取引の清算期とした、故に之を三期商内と呼んだ。賣買の單位は百石建とし之を一枚と唱へ、呼値は一石の値段に依つた。

五、立會方法 午前立會は毎朝五ツ時(八時)集合し最初に寄付値段を撃柝にて決定し、次で歩み相場の立會となる。

開市後半時(一時間)にして正米立會値段即ち鱗値段を表示し、更に歩み相場を繼續し、正午(九ツ時)引値段を決定し、市場に水を撒布する。

午後に至りて撃柝を以て火繩時を報じ、火繩値段を火繩(一寸餘)の燃え終る迄に決定す、是れ公定相場にして、上水が仲買に謀りて定むる。

最後に桶値段(最終値段)を決定し、之を兩替の帳入値段と爲したのである。

六、清算所 消合場と稱し毎月三回(約十日目毎)一定の日に於て賣買者より届出でたる賣買米の突合を爲し、并に差金を授受する事務を取扱ふ、仲買人外の米方兩替四軒にて之が經營に任じた。

七、擔保機關 米方兩替又は遣來兩替ともいひ、賣買の日仕舞とならざるものを預り保證するものにして、敷銀及び日歩を徴してその履行の擔保を業とするものである。昔時は五十餘軒に達したるも後には四軒(難太、豊安、米三、鶉善)となつた。

八、違約處分 仲買人にして賣買契約を履行せざる者あるときは、手合戻の方式に依り直接の相手方を求めて被違約者を定むるも、被違約者一人の損失に

歸せしめずして關係者にて之を分擔する、之を難均割ナンケンワツといふ。違約者に對する制裁は鑑札を取上ぐることであつた。

九、争議仲裁 凡て賣買上の争議は裁判所に訴ふることを得ず、年行司にて仲裁々判するのであつた。

帳合米取引の制度は大體前述の如きものであつたが、この制度の運用に就ては時に弛張寛嚴を免れなかつた。即ちその後五十餘年を経た寛政三年には株札の制紊れて無株の者市場に立ち入つて賣買に参加し、相場を崩すことなどあつて奉行所より年行司に申渡した事があつた。更に又それより五十餘年を過ぎた天保十三年水野忠邦時代には幕府の命令に依り堂島米市場の諸規則を改革し、株札并に問屋仲間組合を廢止し、仲買人の鑑札(株札)を取上げ、何人に限らず米方年行司に届出でた上市場に出で諸家の拂米その他の直き賣買を爲すことを許された。但し之は米仲買人に借咨の振舞あつたため、享保年度に定められた制度を破る意味ではなかつた。即ち市場一切の事は一々米方年行司をして舊掟に依り取締らしめたのである。さればその後十年を経て嘉永四年には

再び仲買鑑札を下付し、問屋仲間組合を再興せしめたのである。

然しながら當時既に幕末に際し外交の事繁く國內の人心不安を感じたのであるから、帳合米取引の仕法も紊れて立會を休止することあるに至つた。是において文久三年米仲買中より米方年行司を経て仕法規則を添へ石建米商内を願出で、これを開始することとなつた。その方法は建物米を設けて賣買を爲すに點おいては帳合米のそれと異ならないけれども、唯だ期間を一ヶ月とし、毎月末を決算日と定め、決算日までに轉賣買戻を了しないものは末日前十日間における四藏(中國、筑前、廣島、肥後)の正米平均値段を以て解合を爲すのであつた。而して一旦その決濟を爲した上は各自相互間において任意にその期日を更に延長することが出来るけれども、毎月この方法に依り決算勘定を立つべきものであつた。然るにこの石建米の制度は單に大阪町奉行所の聞置に止るもので、帳合米の如く幕府の公許を得たものでなかつたから、市場たる權威において同一でなかつた。加ふるに世は勤王佐幕の論喧しく物情騒然たるものがあつたから、實施後僅に一年許りにして廢絶した。而して後幾許もなく王政復古し、明治

二年四月政府は堂島の石建米及び各地の米延商内を禁止したのである。

## 二七、明治時代の商品取引所

前述の如く明治二年政府は大阪堂島の石建米并に各地の米延商内を禁止し米相場會所の閉鎖を命じたのであるが、之は各地の米會所が空相場に流れ賭博所たるの觀があつたため、庶政刷新の趣旨に依り之が革正を企圖したに過ぎないのであつた。そこで明治四年四月大阪堂島米會所の復興を許可した。之より先き大阪中の島通商司内に爲替會社を設立し、同構内に開商社を置き現油及び限月油の賣買を開始し、之を油相庭會所と稱した。同時に他の諸商品の相場取引を爲さしむる目的であつたが、單に油の取引のみが行はれた。

再興された堂島米會所の賣買取引方法は帳合米の方法を基礎とし、之に當時赤間ヶ關(下ノ關)において行はれた限月米の方法を參酌して定めたものであつた。即ち限月を一年四期に分ちて一月、四月、七月、十一月と爲し、各期共三ヶ月以前より賣買を始め、以て決濟期月における乗換を容易ならしめ、又難波御藏米攝津米を建米とするけれども、別に代用米格付の方法を用ひ以て決濟期月までに

轉賣買戻を完了せざる賣買玉の受渡を爲さしめ、之に依つて投機取引と實物取引とを聯絡せしめた。又仲買人の員數には制限なきも當初四百人に上り、各鑑札を下付し頭取七名は大阪府廳にて任命し、その俸給を官給したのである。

政府は明治六年三月東京商社(貿易商社の改稱)に對し、堂島米會所の制度に則り米の限月賣買を許可した。而して更に七年十月布告第百七號を以て株式取引條例を發布し、同年十二月布告第百三十六號を以て米油限月賣買を禁止し、更めて右條例に依り許可を受くべき旨を令し、又翌八年五月大藏省布達を以て米穀相場會社創立準則を定められたけれども、是等の法令は當時の實情に適合しなかつたため之に依り取引所を設立するものなく、各米會所は營業延期(米油限月賣買は曩に禁止されてゐる)を請うて事業を繼續してをつた。是において政府は九年八月布告第百五號を以て米商會所條例を發布し、實際の事情を參酌して實行的のものとして爲した。是れ本邦における商品取引所に關する特別法の嚆矢であつて、取引所法令が始めて實際の事情に適合する様に規定せられた最初のものである。而して一方株式取引所に關しては十一年五月布告第八號に依り株

式取引所條例發布せられ、先の株式取引條例は廢止された。爾後米商會所條例に依り設立せられた米商會所は東京(兜町及び蠣殻町)大阪(堂島)天津、赤間ヶ關、桑名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、京都、徳島の十四箇所であつた。その後條例にも幾多の改正あり、米商會所にも時の經濟事情に依り盛衰があつたが、明治二十六年の取引所法制定に至り、兩法令は合同統一されたのである。

米商會所條例は主として堂島米會所の制度を基礎として規定されたものであるが、唯だ異なる所は(一)株式會社が經營の主體となり、その株主に利益を配當すること、(二)會所の役員は株主中より選舉し、仲買人は役員となることを得ないこと、(三)仲買人を別ちて自己の賣買取引のみを爲すものと、自己の賣買と他人の委託賣買とを併せ爲すものとの二種と爲すこと、(四)仲買人は身元金を會所に供託するを要すること、(五)賣買取引の種類を現物(日仕舞)と定期(夜越)の二種と爲し、賣買約定期限を三限月制と爲し、毎月一日より新市の賣買を開始したこと等である。然るに政府は明治十五、六年の交、投機抑制のために或は賣買擔保の責任を會所に負はしめ、或は仲買人に重税を課したので、市場は著しく衰頽し、却つて仲

買人の不正行爲を多からしむるに至つた。加ふるに取引所と仲買人間との爭議絶へず弊害顯著なるものがあつた。是に於て取引所改革問題は世上に喧傳せられ、政府は根本的に之を改革せんと欲し佛國のブールス(Bourse)に則り會員組織を以て米商會所及び株式取引所を一舉にして改造せんとし、明治二十年五月勅令第十一號を以て取引所條例なるものを發布し、次で六月農商務省令第三號を以て取引所條例施行細則を公布した。然るに改正法令の規定餘りに急劇にして到底實際に行ひ難いものであつたがため、當業者は舉つて之に反對し、遂に之を實施すること能はずして當局者の更迭となつた。それから政府は官吏を歐米に派遣して海外取引所の制度を調査せしめ、舊取引所に對しては營業延期を許可して徐々に取引所法改正の事業を進行せしめ、遂に明治二十五年十二月取引所法案并に取引所税法案を第四回帝國議會に提出し、重要な修正を受けて成立し、二十六年三月法律第五號(取引所法)及び第六號(取引所税法)を以て發布され、茲に多年の懸案であつた取引所制度改革問題が一段落を告げたのである。この取引所法は其後數次の改正あり、附屬法令にも幾多の改正が行はれたが

大體に於て現行法の根幹となつてゐるものである。而して政府は新取引所法に據り舊株式取引所及び米商會所の營業繼續を許可したのみならず、各地に起つた株式會社組織取引所に對しても寛大に之が設立を許可したので、明治三十一年まで約六年の間に百六十餘の株式會社組織取引所を見るに至り、地方の小市邑にまで取引所の設置を見た而かもその大部分は米穀取引所であつた。之がため各種の弊害を醸成するに至つたので三十三、四年の交、取引所改善問題は再び朝野の重大案となり、政府は濫設取引所の整理と共に取引所制度の局部的改正を行はんと企て、明治三十五年六月勅令第五百五十八號を以て重要な改革を敢てした。爾來取引所の整理は大に行はれ、その數も漸減したが、米穀取引所の代りに他の商品取引所が徐々に現はれ、國民經濟上重要な商品に就ては獨立の取引所を有つの傾向となつた。即ち綿絲は明治二十六年十二月、大阪三品取引所の設立に依り初めて賣買物件となり、次で大正六年五月、東京米穀商品取引所に上場せられ、更に大正十一年九月會員組織名古屋綿絲布取引所の設立を見た。次に生絲は明治二十七年五月横濱取引所において初めて上場せられ、更に昭和

三年十二月、神戸取引所においても賣買を開始せられた。人造絹絲は最近の發達に係るものであるが、昭和七年四月福井人絹取引所の設立ありて始めて上場せられ、次に東京米穀商品取引所(昭和八年二月一日)大阪三品取引所(昭和八年二月十五日)においても上場せられた。棉花は大阪三品取引所において昭和二年二月十五月初めて上場せられ、砂糖は會員組織大阪砂糖取引所が大正十四年十一月設立せられ、次で昭和三年十一月同じく會員組織東京砂糖取引所の創立を見た。雜穀及び肥料は夙に小樽取引所において賣買せられたが、大正十三年十二月同取引所の會員組織化に依り米、雜穀各種魚肥料を上場するに至り、昭和二年三月には會員組織神戸穀肥取引所の設立(神戸大豆粕取引所の改稱)に依り雜穀中の豆類及び各種締粕を賣買するに至り、更に設立計畫中のものに藪取引所、護謨取引所等がある。

## 第二節 商品取引所の賣買取引

### 二八、商品取引所と普通商品市場との關係



商品取引所は謂ゆる組織的市場であるから、特産物市場や公設市場の如く單純なるものではない。換言すれば商品取引所は投機市場たると同時に投資市場たり、先物市場たると同時に現物市場を兼ねるものである。故に商品取引所は各商品の中心市場となり、集散市場となるものである。例へば米穀取引所は、その下には各地の正米市場があり、更にその下には問屋の仲間取引がある。又生絲取引所、綿絲取引所、人絹取引所、砂糖取引所等何れもその下に現物市場と稱する問屋市場が存在し、取引所は常に是等の現物市場との聯繫において相互に利益するところがある。故に若し取引所にして、單に投機市場であつたならば、その賣買取引は空賣買となり、賭博化するを免れない。而かも之を以て取引所を無用の投機機關と觀るのは固より謬まつてゐる。何となれば如何なる實物市場と雖も、長期の懸繋なくしては、その需給を圓滑に調節することが出来ないからである。これと同時に商品取引所も現物市場の存在に依り、受渡を圓滿に遂行することを得、現物市場の現在價格と先物市場の將來價格とを調整せしむることを得る。故に普通商品市場は現物を賣買取引することに依り、商品の實

際的需求供給に役立ち、生産者と消費者との需給投合機關となるが、商品取引所はこの商品市場に一步を進め、投資的又は投機の見地より生産及び消費の形勢に應じて數量及び價格の調節を圖らんとするのである。經濟の發達不充分にして産業幼稚なる國民經濟においては商品市場のみを以て足るけれども、貨幣資本發達し、商品の流通廣汎となるに至れば最早國內的商品市場のみでは満足することが出來ず、更に國際的又は世界的商品市場を形成するに至る。是れ即ち商品取引所である。中世紀より第十七、八世紀までの商品市場は前者に屬し、第十九世紀以後の大商品市場は後者に屬する。例へば小麥、綿絲、玉蜀黍等の商品市場は既に後者の地位に達し、我國においても生絲、綿絲、砂糖、米穀の如き取引所取引を必要とするに至つた。

## 二九、商品取引所の賣買物件

取引所市場の賣買物件は大別して有價證券と商品との二と爲すことを得るが、有價證券の性質は比較的簡單であるが、商品の性能は甚だ複雑多様である。故に有價證券取引所の賣買物件は、多數の銘柄に上るに拘らず、その賣買取引の

手續は比較的單純であるが、商品取引所の賣買物件は少數の銘柄に制限され、而かも之が賣買取引の手續は複雑である。何故に有價證券の賣買取引が單純にして商品の賣買取引が複雑であるかといふに、前者は代替性完全なるも、後者はそれが不完全だからである。蓋し商品に在りては天産物はいふに及ばず、製造品にしても、多數の品種あり、代替性の範圍は制限されてゐるからして、有價證券の如く銘柄賣買を行ふ範圍は著しく狹隘であり、大體において標準物を定めて賣買し、標準物以外の品種は格付に依りて受渡に代用するの外ないからである。且又銘柄賣買を行ふとしても、或る程度の格付受渡を認むるの必要に迫らるゝが故に、有價證券の如く、完全なる銘柄賣買を爲し得ない。要するに商品の市場取引は、商品個々に對する品質及び性能に關する専門的知識を必要とするが故に、有價證券の如く單に文書的徵證に依つて簡單に取引を行ふことを得ず、商品の市場性に就き細密なる鑑識を具ふるに非ざれば、圓滑に賣買取引を遂行し得ないものである。勿論科學の發達と機械力の進歩とは商品の鑑別格付に就き人間の肉眼又は體驗を以てする以上に正確なるものを存するに至りたるも、尙

且つ機械力の企及し得ない神祕の世界が残されてゐるから、機械力を以て人力に置き替へることは出来ない。例へば生絲の如き、機械検査の範圍は大に擴大されたといへ、今尙ほ肉眼検査を不用とするに至らないのは、その證據である。

商品取引所の賣買物件たるがためには、代替性を具備することが最大の條件であることは既述の通りであるが、代替性の大小は或る程度までは生産の技術及び規格の方法に依つて左右される。唯だ原則論として、原料的商品は標準賣買に最も適當し、完成品又は嗜好品は之に不適當である。又製造工作品は規格の統一に依り銘柄賣買に適するも、然らざるものは之に適しない。従來商品取引所の賣買標準物は中等品を採擇したが、實際はその品位を低下せしむるに至る傾向がある。それは一面においては生産技術の進歩に依り品質の向上に伴ふ生産者の希望に基づくといへるが、他面においては代用品の範圍を擴大し、流通のスケールを廣汎ならしめ、以て賣買の繁榮を圖らんとする取引所の營業政策から來てゐることは争ひ得ない。

我國商品取引所において賣買取引せらるゝ物件は米、雜穀、肥料、生絲、棉花、綿絲、

綿布、人絹、砂糖等であつて、その國民經濟上に及ぼす影響は頗る大である。唯だ賣買物件の有する特殊性は夫々特別の性能を具有し、産業上又は經濟上に與へる影響は多少異なるものがある。今是等賣買物件の一般的性質に依り食糧品、原料品又は原料用製品、肥料等に別ち、その特殊の關係を點檢するであらう。

(一)食糧品 我國の食糧品中取引所の賣買物件となつてゐるものは米、麥、大豆、小豆、豌豆その他雜穀、製茶、砂糖、海產物、鹽等である。但し製茶、海產物及び鹽は實際に賣買取引を許されてゐない。蓋し是等の食糧品は我國民の一般食料の原料となるもので、その産出豊富なるが故に、大市場にて賣買取引する必要がある。惟ふに取引所の賣買物件としての食糧品は内地に生産せられ、且つ一般に消費せらるゝ原料的食糧品たるを要し、輸入品又は特殊嗜好品は之に適しないものといはねばならぬ。何となれば内地に多額の生産なきもの、又はその供給を全く輸入に仰ぐが如き食糧品を取引所の賣買物件と爲すときは投機業者の思惑に依りてその價格を自由にせらるゝ虞れ多いからである。但し外國に於ては珈琲がその國內に産出なきに拘らず、之を賣買物件と爲してゐるのは、それが一般

國民の消費物たるがためであつて、その生産が熱帶地方の特産物たるがために輸入取引上の危険を豫防する方法として起つた特殊の事情に基づくのである。

(二)原料品及び原料用製品 國民の日常生活に必要缺くべからざる被服品の原料たる絲類はその需要の一般的なる點において、將又その用途の普遍的なる點において、取引所の賣買物件たるに適するものである。外國においては棉花、綿絲、羊毛等を取引物件とし、我國においては棉花、綿絲、綿布、生絲、織物等を取引物件としてゐる。但し木棉以外の織物は實際に賣買取引を許されてゐない。蓋し是等の物件は國內に生産するものと然らざるものとあり、取引所の賣買物件としては内國産たるを適當とするは勿論なれども、之を原料として加工製造する工業が内地に發達した場合には、當該工業の經營に就き原料の仕入及び危険豫防等の商業的事務のため、假令内地に生産なくとも取引所の賣買物件と爲す場合がある。例へば白耳義アントワープ(Antwerp)の羊毛取引所の如き、又英國リヴァープール(Liverpool)の棉花取引所の如きはそれである。我國においては棉花の生産なきに拘らず、最近に至り大阪三品取引所に於て棉花の賣買取引を開始

し、又二三の商品取引所において綿絲を取引物件としてゐるのはこの理由に基づくものである。尙又生絲は我國の特産物にして輸出品として第一位にあるから、その主要市場たる横濱取引所は世界の中心市場であつたが、先年(一九二八年九月)紐育にナショナル生絲取引所(National Raw Silk Exchange)が設立せられてからその地位に著しき變化を來した。

(三)肥料其他 商品取引所の賣買物件としてこの外に我國に行はれてゐるものに肥料魚搾油、魚油、干鰯、豆粕、胴鯨がある、就中重要なるは大豆粕であつて大連産のものを標準として取引し、滿洲産及び内地産を受渡に用うるものである。蓋し大豆粕は滿洲の特産物であつて、その肥料としての需要は内地は勿論廣く歐米に輸出せらるゝものであるから、内地においても之が需給を調節し、その公定相場を作成する必要がある。又關東州内の取引所においては大豆粕の外高粱(食糧品)、錢鈔(貨幣)を取引物件としてゐる、共に當該地方の經濟事情に應じて必要な取引物件である。尙この外、内地取引所において曾て鹽(食糧品及び油)、日用品を取引物件としたことがあり、又明治初年の不換紙幣時代(明治十二年より同

十八年まで)には金銀貨の取引を爲したことがある。

### 三〇、商品取引所の規格制度

規格職能は商品取引所をして商品の代替性を擴大強化せしむるもので、現物市場と取引所との機能の相異を來さしむる主たる要素である。(註一)而して商品の規格制度の起因は倉庫證券に索むることが出来るが、倉庫證券は遠く一七三三年の東印度會社(East India Company)に始まるに拘らず、それが一般に普及したのは第十九世紀後半であり、更に格付制度が政府事業として行はれたのは世界大戰後である。(註二)我國の商品取引所において採用されてゐる規格制度は固より商品の種類に依り種々に區別規定されるが、大別すれば格付、検査、單位の三種と爲すことを得る。

#### 第一 格付の方法

商品取引所の賣買取引には標準物を設け、之を代表的に賣買して標準相場を決定し、以て一般の取引に對する基準を示すものである。故に商品取引所において表示する価格は標準物として指定された特定商品の價格たるは論を俟た

ない。或はこの標準物は具體的の現存商品を指定することあり、或は單に抽象的、架空的、觀念的の商品たる場合もある。故に如何に巨額の賣買契約を取結ぶも、それは一の契約事實に過ぎずして、現實に商品の移動を結果するものではない。唯だ履行期に至り受渡となるべきものは必然的に商品の移動を惹起し、少くとも所有權の移轉を來すものである。然るに實際において標準物たる商品の存在は全體の商品に比すればその僅少部分に過ぎないからして、賣方も買方も受渡に當りては標準品以外の商品を使用せざるを得ない。そこで受渡に供用し得べき同種商品の品位に應じ、標準品との比較において等級附を必要とする。之を格付といひ、標準品に對し上位に屬するものを「格上品」と稱し、その下位に在るものを「格下品」といふ。而かも同種商品の種類は多種多様であるが、之を技術的方法に依り數等級に別ち、各等級毎に標準品との價格の等差を決定する、之を「格差」と呼ぶのである。その技術的方法には機械的方法に依るものあり、經驗的技能に依るものあり、頗る複雑を極めてゐる。

## 第二 検査の方法

検査も格付と同一の目的を以て行はるるものであるが、格付は商品を標準化する目的であり、検査は之を達成し維持する方法なのである。即ち各種の商品は検査に依つて、その品位等級を決定し、この品位等を標準品に對照して價格の等差を附し、以て一面には商品の品位昂上を圖り、一旦決定された品位の維持に資すると共に、他面には商品の品位統整又は標準化に依り、その經濟的價値を引上げ、流通交換を圓滑にするのである。然るに格付及び検査を確實公平に施行するためには任意又は自由の施設に委することを得ず、政府の權力に依り強制的に之を實行することを必要とする。例へば我國の生絲検査、米穀検査の如き、又一九一二年カナダ穀物法の如き、一九一五年のアメリカ棉花検査法の如きそれである。我取引所令では標準物及び受渡格付表は業務規程を以て定むべきを命じ、主務省の認可事項としてゐる以外積極的に干涉することはない。

## 第三 單位制度

商品取引所の賣買取引には單位制度が絶對に必要である。何となれば商品の賣買には數量と價格とが相關聯して契約の要件となり、兩者を分離すること

を得ないからである。特に大量取引を主とする取引所市場においては取引數量に一定額の單位を設け、端數額の取引を排除することが必要である。又呼値においても商品には各階級の呼値があるから、之を一定する必要がある。今我國商品取引所に行はるゝ各種商品の格付清算取引における諸單位を示せば次の如くである。

格付清算取引賣買單位

商品別	賣買單位	呼値單位	呼値幅
米	一〇〇石(二五〇俵)	一石	一錢
大豆	二〇〇俵(和二萬斤)	和一〇〇斤	一錢
小豆	二〇〇俵(和二萬斤)	和一〇〇斤	一錢
中長豆	二〇〇俵(和二萬斤)	和一〇〇斤	一錢
青碗豆	英噸二・五噸(二八〇袋)	和一〇〇斤	一錢
長鶉豆	米噸二・五噸(二五〇袋)	和一〇〇斤	一錢
大手亡豆	米噸二・五噸(二五〇袋)	和一〇〇斤	一錢
馬鈴薯	二〇〇袋(二萬封度)	一〇〇封度	一錢
花	一〇俵	一〇〇斤	五錢

人綿	生絲	砂糖	鯉鱈	大豆
一〇捆(四十玉入)	一俵(百斤)	一〇〇袋(和百五十斤)	一〇〇石(四千貫)	一、〇〇〇枚
一〇枚(百封度)	一〇〇斤	正味和一〇〇斤(未納稅)	一〇〇石	一〇〇斤
一〇錢	一圓	一錢	一圓	一圓

三一、商品取引所における擔保制度の重要性

我國の取引所制度は賣買契約の擔保責任を取引所に負はしむることを明治以後の傳統としたものである。特に株式會社組織取引所においては、この擔保業務を以て取引所經營の本態と爲したものである。近時會員組織取引所が設立せらるゝに及び、この擔保責任は原則として株式會社組織取引所に限られ、加ふるに短期清算取引及び實物取引に就ては株式會社組織取引所と雖も、之を免

ることゝなつたのであるから、擔保制度は單に株式會社組織取引所における長期清算取引に限定された譯である。而して商品取引所の大多數は株式會社組織であつて、會員組織のものは少數に過ぎない。又商品取引所において行ふ取引は、實物取引の變形たる銘柄別清算取引なるものが近時創設されたが、全體より觀れば長期清算取引がその主要なる取引である。而して株式會社組織取引所において擔保責任を負ふ有價證券の長期清算取引は稍や衰退の傾向あるに對し、商品取引所においては長期清算取引が依然擔保制度に依つて行はれてゐるのである。換言すれば擔保制度は有價證券取引所には重要度を減せるに反し、商品取引所においては少しもその重要度は輕減されてゐないのである。

我國取引所の擔保制度はその淵源を徳川時代の帳合米制度における遺繰兩替に發し、先物取引の建玉に對する契約の保證を基本として發達したのである。故に長期取引を主とするもので、短期取引又は實物取引はその目的とするところではない。而して商品は長期取引を必然とし、隨つて取引組玉の建落が頻繁に行はるるが故に、建玉に對する擔保の必要は絶對的である。別言すれば有價證券

券の取引は長期を絶對必要としない、縱令相當長期の取引を行ふとしても、帳入値段の更新即ち値洗に依つて危険を最小限度に短縮することが出来るが、商品に在りては賣買物件の需給關係上長期取引を必要條件とし、且つ自然的及び社會的事情に依り、その価格は突發的に昂低する性質を有するが故に、謂ゆる値洗に依り相場變動の危険を最小限度に輕減することは、有價證券の如く有效なるを得ない。隨つて商品取引に在りては原始賣買価格は帳入値段として建玉が受渡又は決済されるまで繼續せざるを得ない。是れ、商品の長期取引において擔保制度を必要とする所以である。或は我國會員組織取引所の商品に就き近時値洗制度を採用せるを觀て、(註三)商品取引と雖も、値洗の實行可能なることを主張する根據と爲すことが出来るやに思はれるが、それは會員組織取引所が共同擔保を原則とし、違約に因る損害に就き、完全なる賠償を行はざるに基因するものである。歐米の商品取引所においては値洗制度を採るものあり、採らざるものもあるが、我國株式會社組織の商品取引所は擔保制度及び完全賠償を原則として實行してゐるから、相場の変動に伴ふ時々の危険保證は原賣買價格を基

礎とするを適當とするであらう。是を以て商品の長期取引に就ては契約の保證及び決済の自由を確保するため第三者の擔保制度を特に必要とする。而して既に株式取引における契約擔保に就て述べたる如く、契約上の危険は種々の原因に依つて發生するも、商品は有價證券に比し、危険發生の程度は更に大なるものがあるから、是等複雑豫期し難き原因に基づく契約不履行の危険に就ては一層綿密なる方法を以て、之が豫防及び回避を講せねばならない。是れ商品取引に關する擔保制度が株式取引所のそれに比し更に重要な所以である。但し擔保制度の實體たる證據金制度は株式取引所のそれと大同小異であるから茲に再説せず。(實際篇第一章第二節第一項契約の擔保二四一—四五頁參照)

【註一】規格職能に就ては本書理論篇第二章第三節商品取引所の機能(九一、九六、九七頁)參照

【註二】J. G. Smith, Organised Produce Markets, Chap. 2, pp. 10—13.

【註三】會員組織取引所の長期清算取引においては計算區域毎に帳入値段を更新するを原則とする。但し帳入差金受拂に就ては取引所の支拂額がその受入額を超過せざる範圍に制限してゐる。是れ會員組織取引所においては流動資本不十分なるが故に會員の利喰決済の差益金を遲滞なく支拂ふ餘力ないがためである。今東京砂糖取引所の業務規程を示せば左の如し。

既存ノ建玉ノ帳入値段ハ計算區域毎ニ之ヲ其ノ帳入値段ニ引直シテ帳入差損金又ハ帳入差益金ヲ算出シ同一會員ニ付キ各期月毎ニ帳入差損金ト帳入差益金トヲ差引シタル結果カ帳入差損金トナリタルトキハ之ヲ差入レシメ帳入差益金トナリタルトキハ之ヲ預リ勘定トシテ本所ニ留保シ置クモノトス但シ差入ルヘキ帳入差損金ハ同一期月ノ既存ノ帳入差益金預リ勘定ノ全額ヲ限度トシテ之ヲ相殺シ預リ勘定ト爲スヘキ帳入差益金ハ同一期月ノ既入ノ差損金ノ全額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スモノトス  
或期月ノ帳入値段存セサルトキト雖モ他ノ期月ノ相場著シク變動シ本所ニ於テ必要アリト認メタル場合ハ適宜値段ヲ指定シ前項ノ規定ニ準シ帳入差金ノ授受ヲ爲スコトアルヘシ  
第一項ノ規定ニ依リ各期月毎ニ爲ス計算ハ相場平穩ニシテ本所其ノ必要ナシト認メタルトキハ二期月以上ノ分ヲ通算シテ之ヲ爲スコトアルヘシ(第三十八條)

### 第一項 米穀取引所

#### 三二、格付清算取引

米穀の長期清算取引は之を格付清算取引と稱し、標準米に依る長期取引である。標準米は東京市場では埼玉縣一等普通品(越ヶ谷粕壁地方産米)、大阪市場で



は攝津赤三等普通品を採用してゐる。而して市場立會の順序方法は場處に依り多少の相異なるが、標準物賣買なるが故に、節立會に依り、競合の方法は競賣買に依ることとは同一である。東京米穀商品取引所の米穀部即ち第一部の立會は二種に別たれ、定刻に節立會を爲すものは單一値段の競賣買に依り、前場及び後場を各數節に別ちて賣買を爲す。各節の立會開始時間は次の通りである。

前場		後場	
（十月一日ヨリ翌四月三十日まで）		（一年ヲ通ジテ）	
第一節	午前八時五十分	第一節	午後一時二十分
第二節	同 九時二十分	第二節	同 一時四十分
第三節	同 九時四十分	第三節	同 一時五十分
第四節	同 九時五十分	第四節	同 二時
第五節	同 十時	第五節	同 二時十五分
第六節	同 十時十分	第六節	同 二時三十分
第七節	同 十時二十分	第七節	同 二時四十分
第八節	同 十時三十分	第八節	同 三時
第九節	同 十時四十分		
第十節	同 十時五十分		
第十一節	同 十一時		
第十二節	同 十一時十分		
第十三節	同 十一時二十分		
第十四節	同 十一時三十分		
第十五節	同 十一時四十分		
第十六節	同 十一時五十分		
第十七節	同 十二時		
第十八節	同 十二時十分		
第十九節	同 十二時二十分		
第二十節	同 十二時三十分		
第二十一節	同 十二時四十分		
第二十二節	同 十二時五十分		
第二十三節	同 一時		
第二十四節	同 一時十分		
第二十五節	同 一時二十分		
第二十六節	同 一時三十分		
第二十七節	同 一時四十分		
第二十八節	同 一時五十分		
第二十九節	同 二時		
第三十節	同 二時十分		
第三十一節	同 二時二十分		
第三十二節	同 二時三十分		
第三十三節	同 二時四十分		
第三十四節	同 二時五十分		
第三十五節	同 三時		
第三十六節	同 三時十分		
第三十七節	同 三時二十分		
第三十八節	同 三時三十分		
第三十九節	同 三時四十分		
第四十節	同 三時五十分		
第四十一節	同 四時		
第四十二節	同 四時十分		
第四十三節	同 四時二十分		
第四十四節	同 四時三十分		
第四十五節	同 四時四十分		
第四十六節	同 四時五十分		
第四十七節	同 五時		
第四十八節	同 五時十分		
第四十九節	同 五時二十分		
第五十節	同 五時三十分		
第五十一節	同 五時四十分		
第五十二節	同 五時五十分		
第五十三節	同 六時		
第五十四節	同 六時十分		
第五十五節	同 六時二十分		
第五十六節	同 六時三十分		
第五十七節	同 六時四十分		
第五十八節	同 六時五十分		
第五十九節	同 七時		
第六十節	同 七時十分		
第六十一節	同 七時二十分		
第六十二節	同 七時三十分		
第六十三節	同 七時四十分		
第六十四節	同 七時五十分		
第六十五節	同 八時		
第六十六節	同 八時十分		
第六十七節	同 八時二十分		
第六十八節	同 八時三十分		
第六十九節	同 八時四十分		
第七十節	同 八時五十分		
第七十一節	同 九時		
第七十二節	同 九時十分		
第七十三節	同 九時二十分		
第七十四節	同 九時三十分		
第七十五節	同 九時四十分		
第七十六節	同 九時五十分		
第七十七節	同 十時		
第七十八節	同 十時十分		
第七十九節	同 十時二十分		
第八十節	同 十時三十分		
第八十一節	同 十時四十分		
第八十二節	同 十時五十分		
第八十三節	同 十一時		
第八十四節	同 十一時十分		
第八十五節	同 十一時二十分		
第八十六節	同 十一時三十分		
第八十七節	同 十一時四十分		
第八十八節	同 十一時五十分		
第八十九節	同 十二時		
第九十節	同 十二時十分		
第九十一節	同 十二時二十分		
第九十二節	同 十二時三十分		
第九十三節	同 十二時四十分		
第九十四節	同 十二時五十分		
第九十五節	同 一時		
第九十六節	同 一時十分		
第九十七節	同 一時二十分		
第九十八節	同 一時三十分		
第九十九節	同 一時四十分		
第一百節	同 一時五十分		

前記單一値段競賣買に依る取引の各節立會を終り次節立會開始までの間に	
第一節	午後一時二十分
第二節	同 一時四十分
第三節	同 一時五十分
第四節	同 二時
第五節	同 二時十五分
第六節	同 二時三十分
第七節	同 二時四十分
第八節	同 三時

前記單一値段競賣買に依る取引の各節立會を終り次節立會開始までの間に、おいてザラ場式賣買を行ふものを第二種とする。但し普通に行はるるのは單一値段の取引であつて、ザラ場取引は昭和七年三月開始されたが、殆んど實行されない。蓋し標準物賣買は賣買物件が單一であるから、單一値段賣買法に依るときは、縦令三ヶ月の手合せをしてもその立會は比較的短時間で済む。故に之を相當長時間に亘りて取引せしむるには間歇的に各立會の節を區切らなければならぬ。是れ前場八節、後場七節と別つた理由である。即ち節と節と間に存する二十分又は三十分の間に、各節の相場は電信、電話等に依り各方面

に報告され、この相場の昂低に依り取引員又は客筋より賣買注文が發せられ、この新規注文に依り次節の立會が行はれるのである。故に市場の需要供給を充足するためには單一値段賣買法で充分であるが、唯だ市場人氣の變動多き天災期又は端境期に在りては相場の變動多く、次節の立會を俟つことが出来ない場合あるを以て、之に備へんがため各節間にザラ場賣買が存在するのである。勿論米穀取引本來の手合方法は恐らくザラ場式であつたと思はれるが、競賣買法の發展するに隨ひ、遂に單一値段式に統一されたのである。茲に至り單一値段式及びザラ場式が併用されることゝなつた。

格付清算取引は三箇月の限月制度に依り行はるゝものであるが、その賣買取組及び之が擔保の手續并に建玉の轉賣買戻等に關する計算整理の方法は大體株式の長期取引と同一原則に依るものであるから、更に之を繰返さない。(實際篇第一章第二節賣買取引の方法二二二—二四五頁參照)但し大阪堂島米穀取引所においては一限月に對する建玉數量の制限を設けてゐる。(註一)又賣買證據金は(一)本證據金(一定値段の百分の三十以内)、(二)追證據金、(三)定時增證據金、(四)臨時增證據金、(五)

割増證據金、(六)豫納證據金の六種であつて、大體株式長期取引と同様なるも、唯だ定時增證據金及び臨時增證據金は特殊のものであり、前者は當月限賣買米が受渡月に入りたる場合毎月十日一石に付一圓以下の證據金を徵收し、又は同期日後新に當月限の賣買を爲したる分に對し、本證據金と同時にこの證據金を徵收する。後者は非常の時變あるか又は數日間休會、停止に依り相場に激變ありと思料するとき一石に付二十錢以上三圓以下の範圍内において臨時に徵收するものである。是れ株式長期取引と聊か趣を異にする點である。

### 三三、清算取引の受渡

格付清算取引は標準米の賣買であるが、この標準米は或る特定の地方に産出したる玄米であるけれども、その品質銘柄は一定不動のものではなく、時としては觀念的に想定された場合さえもある。故に毎月末の受渡に際し賣買者間に授受される實米は、豫じめ定められたる標準米との比較において、格上格下を決定されたる格付表に依り格差金額が授受され、然る後、實米が授受されるのである。故に米の格付清算取引の受渡に就ては次の諸段階を経由せねばならない。

(東京米穀商品取引所第一部(米穀)業務規程に依る)

(イ) 代用米範圍

標準米は埼玉縣一等普通品とし、之が受渡に供用し得べき米は各産地の移出検査に合格したる内地産及び朝鮮産水稻粳玄米にして、左の制限以内に在るものとする。

1. 産年の制限 内地産米は標準米の同年産米、その前年産米及びその翌年産米に限り、朝鮮産米は標準米の同年産米及び翌年産米に限る。
2. 銘柄等級その他 格付表に依り當該期月の受渡に供用し得べき銘柄等級米に限る。

(ロ) 格付表の制定

格付表は取引所内における専門技術者たる検査役において調製し、之を格付調査會及び商議員會において審議し、理事會において之を決定し、主務省の認可を得て實施するものである。格差は各銘柄等級毎に市場における聲價を基準とし、標準米との比較に依り査定する。標準米の前年産米に就ては古米格下を

同年産米の基準格に附加したる金額を以て基準格とする。この格付表は毎年七月及び一月の二回に制定し、七月制定のものは、その年十月期(八月先物)より翌年三月期まで適用し、一月制定のものは、四月期(二月先物)より九月期までに適用する。但し必要ある場合は制定の時期及び適用期月を臨時變更することがあり得る。(附録格付表参照)

(ハ) 證券受渡

清算取引の受渡には證券受渡と検査受渡の二階級に別れる。證券受渡とは受渡米に就き最初に倉荷證券と代金とを授受するものであつて、受渡期日たる毎月末日(但し十二月は二十日とし、當日が休日又は土曜日なるときは之を前日に繰上ぐ)とし、當日午後一時までに賣方は倉荷證券にして自己の處分し得べきものに渡米調書(一定式)を添えて取引所に差出し、買方は受渡値段に依る代金を取引所に納入せねばならぬ。この庫荷證券及び渡米調書には左の事項が記載さるべきである。(東京米穀商品取引所第一部業務規程第六條第二項)

1. 産年、銘柄及び等級の區別并にその區別毎の俵數

## 2. 輕俵、澤手又は元臺を含む場合はその俵數

但し第一號の記載條件を完備せざる倉荷證券と雖も、取引所において支障なしと認むるときは假りに之を受理し、その旨賣方に通知して通知の翌日より休日を除きて二日目の午後一時までに之を完備せしむる手續を執る。

次に受渡に提供することを得べき倉荷證券は米券受渡のものを除き(註二)百石を一通とし、同一箇所、同一年度及び同一銘柄のものにして、内地米は等級三種以内、朝鮮米は等級一種のものたることを要する。但し同一倉庫業者の同一区内(東京市内)における保管米にして十石以上の倉荷證券二通を以て百石と爲し得べき場合は百石未満二通たることを妨げない。尙ほ受渡に提供することを得る米は總て火災保険に付したるものでなければならぬ。

倉荷證券面に記載せられたる保管米は受渡上には之を備米と稱するが、玄米は四斗入の俵又は呎を以て包装せられたるを以て之を一賣買單位たる百石に充つるためには二百五十俵(又は二百五十呎)を要する。さればこの備米俵數が二百五十俵に充たない、少くとも百分の四以上の不足ある倉荷證券、又は輕俵、澤

手、若くは元臺の俵數が一單位中百分の十五を超えて記載したる倉荷證券は受渡に提供することを得ない。又備米はその積重の方法に就き取引所の定めたる方式に依ることが必要とされる。

買方が二名以上なるときは受渡期日において抽籤に依り買方の順位を定め、倉荷證券受付の順位に従ひ、更に抽籤を以て買方の取得すべき證券を定むる。この場合において買方が抽籤を怠り又は之を拒みたるときは取引所之に代りて決定する。斯くて取引所は抽籤終了後、一定の日時を指定して買方に倉荷證券を交付する。若し賣方が不完備の倉荷證券を提供したるときは證券の完備するまで證券の交付を留保し、又買方が右指定日時までに倉荷證券を受取らざるときは該時刻に受取つたものと看做して之を處理する。

右に依り倉荷證券の交付を終りたる後、賣方に對し受渡代金の九割以内の見積金を支拂ふ、それは證券授受を以て第一次の受渡手續とし、尙ほ現品の検査を殘してゐるからである。

## (三) 合意受渡并に早受渡

凡そ受渡は取引所を経由して行ふを原則とするが、受渡當事者合意の上、受渡手續の全部又は一部を省略し相互間に受渡を爲さんことを欲するときは、その省略すべき事項を記載し、賣買双方連署を以て取引所に申出で、その承認を受けねばならぬ。但し取引所は受渡に支障ありと認めたときは之を承認せざることもある。又合意受渡を爲す場合においても、倉荷證券と受渡代金の授受は取引所を経由して行ふことを要する。

受渡期日は一定してゐるが、若し當月期賣買建玉に就き當月期納會前において賣買者双方の合意に依り早受渡を爲さんと欲するときは、賣方をして前述の如く倉荷證券及び渡米調書を取引所に提供せしめ、買方をして受渡代金として最近の一定値段(十錢未満切捨)に依る金額を取引所に差出さしめ、前項(ホ)に記載したる手續に依り早受渡を行ふことが出来る。但し早受渡の検査は前月期受渡検査の終了後に行ひ、又早受渡検査と前検査とが競合したときは早受渡検査を先に行ふこととする。

#### (ホ) 受渡決済

受渡に關する取引所の計算は第一次に受渡期日前最近の一定値段(帳入値段)十個を平均したるものを、錢位は四捨五入)以て受渡値段を爲し、第二次に受渡値段と一定値段(帳入値段)との差金を計算し、第三次に格差に依る差額金を計算し、第四次に受渡米の運搬料、倉敷料、保険料并に賣方より徴收すべき補償金その他一切の出入金を計算し、之を各々一定の日時に受拂する。即ち受渡清算は、各取引員毎に當該取引員の受渡米全部に付品質及び容量の検査に關する手續完了後之を行ひ過不足の受拂を爲す。但し取引員の受渡米全部に付品質及び容量の検査に關する手續完了せざる前と雖も、その完了したる部分に付清算内渡金を交付するものとする。

#### (ハ) 受渡米検査

證券受渡を終了したる後、受渡米の検査を行ふ。是れ謂ゆる検査受渡であるが、その方法は(一)受渡米の品位が基準格品に該當するや否やを審査し、内地米は八十錢下まで(四等級に限り六十錢下まで)、朝鮮米は六十錢下までの範圍において格差を決定し、之を基準格に附加して格付を爲す。(二)容量検査に就ては一俵

を四斗と看做し受渡を行ふ、但し容量に就き買方より請求あるときは枳廻を行ふ。この場合において内地産米は有枳を以て一俵の枳量とし、朝鮮産米は有枳より三合を控除したものを以て一俵の枳量として容量を決定する。

検査品は取引所の指定倉庫に保管しあるもの、中、その一部分を抽出して供用する、之を検査俵と稱してゐる。受渡業務規程第三十二條には之に關し次の如く規定してある。

1. 格付検査俵ハ豫メ區別シテ倉荷證券ニ記載シタル澤手、輕俵及元臺以外ヨリ左ノ方法ニ依リ一單位毎ニ其ノ十分ノ一ヲ抽出ス
  - 一 等級數種アルトキハ各等級米ノ俵數ニ按分スルモノトス但シ十俵未滿ノモノニ付テハ本所ノ定ムル所ニ依ル
  - 二 同一等級米ニシテ二種以上ニ分ルルモノハ拵籤ヲ行ヒ其ノ當籤拵ヲ以テ格付検査俵抽出ノ拵トス
  - 三 格付検査拵中ヨリ抽籤ヲ以テ部分ヲ定メ之ヲ格付検査俵トス
2. 同一賣方ノ渡米ニシテ同一倉所ニ於ケル同一銘柄、同一等級ノ同一積入ノモノニ付テハ五單位迄ノ備米ノ積入ニ限リ之ヲ一口トシテ前項ノ方法ニ依リ検査ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

3. 本所必要ト認ムルトキハ前二項ノ格付検査俵抽出ノ割合ヲ増加スルコトアルヘシ
4. 豫メ區別シ倉荷證券ニ記載シタル澤手、輕俵及元臺ノ引石ハ別ニ之ヲ定メ其ノ單位ノ容量ヨリ控除ス

右の検査俵は一定の場所に搬入せしめ、各俵に付二個所より刺取りたるものを以て検査米とする。この検査米は各別に検査盆に盛り、品質に關する各種の條件を綜合して格付を決定し、容量に就ては受渡業務規程第三十四條の規定に依り枳廻を行ひ、その結果賣方の渡米總數量の百分の五以上不足あるときは受渡米と爲すことを得ない。又受渡米各單位に付枳廻の結果、百分の二以上過剰あるときは過剰數量を賣方に返附する。受渡業務規程第三十三條乃至第三十六條參照

#### (ト) 前検査

合意受渡又は早受渡を爲すため、或は受渡事務の敏速を期するため、賣方は、受渡前において取引所に前検査を請求することが出来る。前検査の目的方法は前記(ヘ)におけるものと同一であるが、前検査を請求することを得ないもの及び前検査の請求に應じないことがある、左の如し。

1. 格付表中附表の銘柄(軟質米)に在りてはその月の二十日(十二月は十日)以降にあらざれば前検査を請求することを得ない。
  2. 今挽米格付表に依り最終供用期月に該當するもの、變質の虞ありと認むるもの及び格付表中附表の銘柄に在りては四月より九月まで、朝鮮米に在りては五月より九月まで、その他の銘柄に在りては六月より九月までの期間(新米を除く)は前検査の請求に應じない。
- 前検査の請求者二人以上あるときは請求の順位に依り検査を行ひ、その請求が同時なるときは抽籤に依り順位を定むる。前検査の結果は取引所において當該倉荷證券に附箋捺印を施す。而して前検査済の米は検査終了の日より起算し三十日以内(格付表中附表の銘柄に付ては十五日以内)に受渡に提供せられたときは品質及び容量の検査を爲さず、前検査の結果に依り、その儘受渡を行はしむる。

【註一】大阪堂島米穀取引所業務規程第三十三條ノ二に左の規定がある。

取引員ハ一限月毎ニ一定ノ制限石數ヲ超ヘテ賣買建玉ヲ爲スコトヲ得ス

前項一定ノ制限石數ハ豫メ商議員會ニ附議シ本所之ヲ定ム

【註二】米券受渡とは地方の農業倉庫業者の發行した倉荷證券を以て米穀取引所の受渡に提供し、單にこの證券受渡に依つて受渡を完了するものをいふのであつて、普通取引所の受渡の如く受渡品の検査を行はないものである。この方法は米券の流通を促進するため一時大に獎勵されたのであるが、實際において受渡品の検査を省略することは種々の缺陷があるため、今日には多く行はれず、依然として検査受渡の方法に依つてゐる。東京米穀商品取引所第一部(米穀業務規程に依れば米券受渡は左の規定に依つて行はれてゐる。

株式会社酒田米穀取引所若ハ株式会社鶴岡米穀取引所ノ乙種預米又ハ合資會社水澤倉庫ノ混合保管米ヲ受渡ニ提供スル場合ニ在リテハ本所ノ標準米ト同年産米ニシテ其ノ倉荷證券ハ百石一通、同一等級、同一場所ノモノタルコトヲ要ス但シ本所ノ承認ヲ受ケタルトキハ五十石又ハ十石ノモノニ通以上(全通同一場所、同一銘柄及同一等級ノモノ)タルコトヲ妨ケス(第一節第七條第二項)

受渡ハ東京市、横浜市若ハ川崎市ニ於ケル本所ノ指定シタル別表倉庫業者ノ保管米(特別ニ記載アルモノ)ノ外再保管ヲ合マス)又ハ株式会社酒田米穀取引所倉庫若ハ株式会社鶴岡米穀取引所倉庫ノ乙種保管米又ハ合資會社水澤倉庫ノ混合保管米ニ對シテ發行セル倉荷證券ヲ以テ之ヲ行フ

(第一節總則第十八條第一項)

第七條第二項ニ規定スル倉荷證券ヲ以テ受渡ヲ爲シタル場合ハ本所ハ倉庫所定ノ燻蒸料ヲ賣方ヨリ徴收シ之ヲ買方ニ交付ス(第一節總則第二十三條第二項)

第七條第二項ニ規定スル倉荷證券ニ付テハ基準格ヲ以テ受渡ヲ爲サシメ本節ニ規定スル格付及容量ノ検査ハ之ヲ行ハサルモノトス(第二節第三十一條第三項)

### 三四、銘柄別清算取引

既述の如く商品は代替性少きが故に巨額賣買を主とする銘柄賣買に適せず、随つて標準賣買を行ふを原則とした。然るに商品取引の投機化を避けて之を實物取引化せしむるため、昭和六年以來、商品の銘柄別清算取引なるものを實施するに至つた。而して米穀に就ては東京、大阪、豊橋、酒田、小樽の諸取引所において行はれてゐるが、未だ大に發展するに至らないけれども、その賣買取引の機構において或る程度の差金取引を認め、反對賣買及び轉賣買戻も亦實行せらるゝが故に、實物取引を本位とし、相對賣買を行ふに拘らず、事實においては競賣買、差金決済を可能ならしめてゐるが故に、當業者が米穀取引所をして眞に商品の流通市場たらしめ、取引所市場を通じて實物の賣買移轉が行はるゝ様に努力する

においては、恰も株式取引所における短期取引の如く、將來市場取引の中心となること必ずしも不可能ではあるまい。

東京米穀商品取引所においては、昭和七年四月から米の銘柄別清算取引を開始したのである。その建、銘柄は内地米、朝鮮米及び臺灣米を通じて三十餘種に上つてゐるが、差當り賣買を行ふものは季節的に最も供給潤澤であり、且つ市場に最も歡迎されてゐる山形縣庄内山居倉庫四等米、栃木縣四等米、朝鮮平安北道龜印四等米、臺灣第一期蓬萊三等米の四種と定められた。賣買の期限は内鮮玄米は七十日期限とし、(毎月十五日を發會日とし、翌々月二十五日を受渡日とする。米は十五日から當限納會日までは三期建、當限納會日以降翌月十四日までは二期建とする。臺灣米は九十日期限とし、毎月二十六日を發會日とし、發會日より起算し四ヶ月目の二十五日を受渡日とする)三十日間三期建とする。賣買單位は内鮮玄米は百俵(噸)臺灣米は百袋(一袋六十キロ入り)、朝鮮白米は噸(六十キロ入り)は百噸、袋は(三十キロ入り)二百袋とする。呼値は内鮮米は一石、臺灣米は百斤(六十キロ)内鮮玄米は一石、臺灣白米及び朝鮮白米は一袋(噸)の値段である。立會時



刻は一日三回とし、内午前第一回を寄付とし格付清算第一節引後とす、第二回を中引とし、格付清算第八節立會(前場)引後とす、第三回は午後大引として格付清算後場第七節立會(後場大引)引後とする。賣買約定方法は相對賣買の方法を用うるのであるが、賣買昂進したるときは一種のザラ場式競賣買に依ることとなるは已むを得ない。決濟及び受渡方法は格付清算取引の方法を參酌し、同一人の同銘柄同期建における賣玉買玉は一定残玉數を超過せざる範圍内において對等數量の相殺を許され、約定値段は帳入値段總數量を以て總代金を除したものに引直し、約定差金を算出し、受渡日に之を授受する。更に約定中の建玉に對し受渡前に反對賣買を爲したときは受渡違約を生ぜざる限り差金決濟を爲すことを得る。受渡は固より約定建銘柄を以てするのであるが、唯だ普通正米業者間において容認されてゐる程度において銘柄等級間の代用米を一定の格差に依つて受渡に使用することが出来る。又受渡米の廻着日には一定の制限を設けて變質の虞れある古き在庫米を排斥し、廻着日の淺いものに限りて受渡に提供する規定となつてゐる。違約賠償に就ては格付清算取引の如く取引所に賠

償の責任なきも、違約處分は取引所之を行ひ、被違約者を定めて損害額を計算し違約者をして之を賠償せしむる。若し違約者が賠償を爲さなるときは、その違約者が現に取引所に納入せる身元保證金、賣買諸證據金、その他諸預り金及び是等の代用有價證券を以て之に充當する。被違約者が二人以上にして、その損害額が以上の金額を超過するとき、取引所は、別に定むる方法に依り各被違約者の賠償を受くべき金額に按分して之を支拂ふに止め、會員組織取引所におけるが如き共同積立金を以て之に充當することはないが、共同擔保における損害分擔の趣旨に依るものなること勿論である。

### 三五、正米市場

正米市場とは實米の間屋取引市場をいふのであつて、既に堂島帳合米時代に於いても先物取引と別個の市場を形成したことが推知し得られる。明治時代に入りて政府は投機市場たる米相場會所の閉鎖を命ずる一方、有力商人團體(貿易商社)に命じて正米取引所を開設せしめたが、明治二年六月、久しからずして堂島米會所の復活となり、東京の正米市場も六年三月遂に投機市場(東京商社)に改變

せられた。その後、東京深川(佐賀町)の正米商人(廻米問屋)相謀りて仲間取引のため、廻米市場を組織し、漸次發達して正米市場となり、五十日の延取引を行ふに至つた。次で神戸にも正米市場が設置せられ、東京には深川の外、神田川にも出來た。更に各地にも正米市場を設置するものあり、株式の現物市場と共に濫設の傾向あるに至つたから、明治二十九年二月農商務省令第一號を以て米又は有價證券を取引する市場は地方長官を經由し農商務大臣の許可を要することとなり、既に設立されてある正米市場はこの省令に依り營業を繼續することを許された。

然るに正米市場の組織及び取引方法に就ては一定の規準なく、各地の慣習に依り區々であり、又地方の米穀取引所の營業不振に依り正米市場化せんとする傾向を生じ、大阪堂島米穀取引所は大正十五年十二月先づ正米部を設置し、東京米穀取引所も既設の深川、神田川兩正米市場を買収して昭和四年十月正米部を開設した。是において政府は正米市場に關する一般的法規を制定するの必要に迫られ、昭和五年四月商工省令第四號を以て正米市場規則を公布した。その

### 重要條項は次の如くである。

正米市場ヲ開設セントスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ(第一條)

正米市場ニ於テハ米ノ外麥大豆其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲモ賣買スルコトヲ得(第二條)

正米市場ハ營利ヲ目的トセサル法人又ハ米ノ賣買若ハ其ノ仲立ヲ業トスル商人ノ組合ニ非サレハ之ヲ開設スルコトヲ得ス(第三條)

正米市場ノ開設者ハ業務規程ヲ設ケ左ニ掲クル事項ヲ規定スヘシ(第四條(事項一—十略))

正米市場ニ於ケル賣買ノ受渡期限ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ五日ヲ超ユルコトヲ得ス(第六條)

正米市場ニ於ケル賣買ハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス(第七條)

商工大臣必要アリト認メタルトキハ業務規程ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得(第十條)

商工大臣ハ正米市場ノ開設者、市場管理者又ハ賣買若ハ仲立ヲ爲ス者ノ行爲カ法令若ハ商工大臣ノ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ處アリト認メタルトキハ正米市場開設ノ許可ヲ取消シ又ハ市場管理者ノ改任又ハ市場ニ於ケル賣買若ハ仲立ノ禁止若ハ停止ヲ命スルコトヲ得(第十一條)

許可ヲ受ケスシテ正米市場ヲ開設シタル者ハ三箇月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(第十四條)

而して既設米穀取引所において經營實施したる正米市場は大阪、東京兩取引所共に不結果に終り、その身代りとして銘柄別清算取引の創始を見るに至つた。随つて正米部の業務規程として實施せられてゐるのは前記銘柄別清算取引のみであつて、實物取引は未だ實行に至らない様である。(東京米穀商品取引所の例に依る)

## 第二項 生絲取引所

### 三六、蠶絲業と生絲取引所

生絲は我國の特産物であり、世界生絲の相場は日本生絲に依つて決定されてゐる。抑も養蠶業は米作と共に我國上古以來の産業であるが、明治維新前までの蠶絲業は極めて粗笨なものであつた。當時伊太利及び佛國における蠶絲業進歩してゐたため、養蠶製絲の技術を彼國等より傳習して、漸次改良を加へ、以て今日の盛大を致すに至つたのである。然し安政六年横濱開港に際し先づ輸出されたのは甲州島田絲といふ生絲であつて、同年の輸出額は三十六萬八千餘斤

に上つたといはれてゐる。爾後明治維新に至り年々増加し、明治十四年には羽二重がアメリカに輸出された。斯くて横濱は生絲及び絹織物の輸出港となり、又内地における生絲の集散地となつた。明治十二年横濱洋銀取引所設立せられて金銀貨幣の取引を行つたが、翌十三年九月横濱株式取引所と改稱し、金銀の外株式をも賣買するに至つた。明治二十七年三月横濱蠶絲外四品取引所の設立を見るに至り、當初は蠶絲、製茶、織物及び海産物を賣買物件とし、後に砂糖を加へた。然るに實際の賣買は蠶絲が主であつて他の商品の賣買は少かつた。その後、明治四十三年三月横濱株式米穀取引所を合併し、現在の横濱取引所となつた。然るに蠶絲以外の取引は依然振はず、人をして横濱取引所は生絲専門の取引所なるが如く感せしめた。昭和九年七月新に株式の短期清算取引(四十日期限)を開始した。然るに關東震災後生絲の輸出が横濱と神戸とにて行はるゝに至つた關係上、神戸取引所に生絲上場の運動起り、遂に昭和三年十二月同所においても生絲を上場することゝなつたため、横濱取引所の獨占は失はれた。然しながら世界的生絲市場としては横濱取引所の權威は依然として保たれてをり、

先年(一九二八年)ニューヨークにナショナル生絲取引所の新設を見て、消費地市場として世界有数の取引所となり、更に一九三四年九月サンフランシスコにカリフォルニア商品取引所が開設せられ、十二月より生絲定期取引の開始を見たので、生絲が世界的商品として益々發展すべき期待は濃厚である。

### 三七、生絲の検査及び格付

我國の蠶絲業は農業より工業に跨りざるを以て、原料繭の取引が第一次の市場となる。然しこの繭市場は今尚ほ特産物市場の域を脱しないものであつて、純粹の取引所市場を形成するに至らない。製絲業者はこの原料繭を購入して器械的方法に依り、之を生絲と爲す。この生絲は一旦横濱又は神戸の集散地に搬出され、此處において輸出向か或は地遣かを決定して原料絲として配給される。而して格付清算取引に上場せらるゝものはセリブレーション検査に依り輸出生絲として適當なる商品であつて、眞に國際的商品の保證を與へられたものである。然るに生絲は複雑なる品位を具備するが故に、之が格付に關する技術的方法は極めて錯綜せる過程を経るものである。從來標準品として採用せられ

たものは毬格、矢島格、羽子板格、武州格、信州上、一番、最優等格等銘柄本位であつたが、他の代用品の格付方法が主として肉眼鑑定に依つたために非科學的の譏りを免れず、この間、弊害の顯著なるものあるに鑑み、漸次機械検査の方法を採用するに至つた。特に一九二八年ニューヨーク生絲取引所の設置を見るに及び、この検査方法が最も喧しく論せられ、日米の代表者が會合して格付検査の協議を爲すに至り、漸く國際的に統一を見ることが出来た。セリブレーション検査法とは之をいふのである。然しながら肉眼検査も器械検査の缺を補ふものとして依然行はれ、先づ總荷に就き肉眼手觸に依り、生絲の性状整理及び荷揃ひ状態を検査し、この肉眼検査に合格したる荷口の各俵から抜取つた料絲に就き器械検査を行ふのである。而してこの兩検査は國立生絲検査所が専ら行ふものであつて、取引所及び取引員は全然之に服従するのである。今器械検査の方法を左に略叙するであらう。(註一)

(二)再繰検査 一荷口千斤の内より検査料絲五十總を抜取つて之を再繰器(繰繰返械)に掛けて二十總は表から、二十總は裏から他の十總は内部から一時十分間

再繰して最初の十分間を除いた一時間再繰中に起つた合計切斷數を求むる。その成績の現はし方は五本の総の切斷數を切斷數の單位として五十本の総を五本づゝ十區に分ち、その一區の平均を以て表はす、例へば再繰切斷數五回とは五本總を一區とする十區の平均數が五回なることを示すものである。切斷數の少い程良質のものたるは勿論である。

(二) 織度偏差検査 検査料絲は千斤に付き五十總を抜取り、各總から四本づゝの織度絲(四百五十メートル)を取り、全部で二百本の織度絲の織度を半デニール飛びに秤定し、その平均織度を算出して之を中心織度とし、之と一本一本の織度との差を求め是等の差の平均を以て織度偏差を表はすのである。言ひ換へれば各生絲の有する細さであつて綿絲の番手と同一である。随つて織度の高い程高級品となる。織度の單位をデニールといふ。

(三) 絲狀班検査 セリブレーションと稱する黒色硝子板を使用する。検査料絲五十總の各總から二區(パネル)づゝ合計百區を検査する。一區は生絲五百メートルで一枚のセリブレーション板に十區づゝ卷付けられるから十枚のセリブレーションを

検査することゝなる。斯くて絲長の總合計は五萬メートルとなるが、之を二つの方法に依り検査し、以て班の程度(太班、極太班、細班、極細班)及び長さ并に日米兩セリブレーション検査の結果を對照採點するのである。要するに絲條班検査は絲の強さと共に太さを測定する方法である。

(四) 類節検査 絲條班検査に使用したるセリブレーションをその儘使用し、セリブレーション一區に付き五百メートルを卷付けたるもの百區(五萬メートル)に就き、類節を検査し、大類中類の點とを別々に採點し、小類は全區總平均點數を以て表はす。固より類節數の少い程上級品である。この方法も品質検査に關するものたるは論を俟たない。

(五) 強力、伸度、抱合 料絲十總の各々より供試用織度絲一本宛計十本を抜採り織度を秤定したる後、スターセリグラフィを以て強力及び伸度を検査し、更にデュブラン式抱合検査器に掛けて絲條を摩擦し、その分裂に要する平均摩擦回數を検査して抱合を検定するのである。

以上の各種方法に依り検査が行はれ、各種生絲の品位は決定されるが、更に各

荷口の格付を爲すには(一)総合點(二)主要検査成績(三)補助検査成績の三要素を基準として決定する。即ち絲條班平均、絲條班劣等、小類及び大中類の四項目の成績に就き、絲條班點數に四割、絲條班劣等點數に三割、小類點數に二割、大中類點數に一割を乗じたものを合計して之を総合點とする(附録生絲格付表参照)

横濱取引所においては右の格付表を基本として、白十四中の絲はA、B、C、D、Eの五等級に格付し、就中D格を標準品と爲し、二十一中の絲は黄A、B格、白A、B格の四格とする。今生絲検査所の検査成績と横濱取引所の格との關係を示せば次表の如くである。

格等級合格基準表

格等級	綜合點限度			
	絲條班平均	絲條班劣等	小類	大類
十	A	八三、五	八四	八〇
	B	八一、五	八二	七五
四	C	八〇、〇	八〇	七〇
	D	七七、〇	七七	六五
白	E	七二、〇	七二	六〇
	A	八三五	八四	八〇
廿一(中、黄、白)	B	八一、五	八二	七五

補助検査項目	許容限度			
	再階級	強力	伸度	抱合
織度偏差	一、二五			
	b			
一、三〇	三、〇〇	一七		
	六〇			
一、四〇				
	〇			
一、五〇	三、〇〇	一七		
	七〇			
一、六〇	三、〇〇	一六		
	八〇			
一、六〇				
	b			
一、七〇	三、〇〇	一七		
	五〇			

(備考) 一、格の等級は右表綜合點及主要検査各項目の最低限度に依つて決定される、但し補助検査に於て前項の當該格から織度偏差の成績が一格又は二格下位に在る場合は之を一格下げとし、三格以上下位に在る場合は一格を減じた格數丈だけ格下げす、再繰強力伸度又は抱合の成績が一階級下位に在る場合は一格下げ、二階級下位に在る場合は二格下げとし、以下之に準ず。

二、十四中白のA格又はB格の平均織度は所定の範圍を脱しても一三、五〇乃至一四、五〇の範圍にある時は各一等級を低下した等級の生絲の代用として受渡に供用する事が出来る。

三、十四中白のA、A、A、A格はA格の代用として又二十一中黄白のA、A、A、A格はA格又はB格の代用として夫々上格品としての格安を付せず受渡に供用することが出来る。

四、尙ほ受渡に用ふることの出来ない不合格品は次の通りである。  
(一)、十四中白のF格及G格と二十一中黄白のC以下の格

- (二)、平均織度が十四中では一三、五〇乃至一四、五〇の範囲に入らぬもの、二十一中では二〇、六〇乃至二一、五〇の範囲に入らぬもの
- (三)、一荷口の正量が千三十斤を超過するもの又は九百八十斤未満のもの
- (四)、正量が總原量以下で、水分が正量の百分の二を越えるもの
- (五)、生絲検査所で肉眼検査の結果、整理又は荷揃を「稍劣」と決定したもの
- (六)、取引所が調査の結果、受渡品の封印又は包装に異状があると認められたもの
- (七)、供試料絲が添附されないもの及其封印に異状のあるもの
- (八)、買方の故障の申立に依つて生絲検査所に頼依して荷口の内容を調査した結果同所で再封印を施さないもの

### 三八、格付清算取引

生絲の格付清算取引は米穀のそれと同じく標準品(白十四中D格)の賣買取引であるが、立會方法は幾分異なつてゐる。即ち横濱取引所の業務規程に依れば、大要次の如き順序を以て行はれる。(神戸取引所の生絲格付取引も大體同様である)

(一)限月及び立會方法 生絲の格付清算取引の限月は六箇月である。(註二)例へば八月を當限とすれば翌年一月が先物となり、米穀の如く當、中、先を區別するこゝとが出来ず、當限に近いものを期近物と稱し、最後の先物を最先物と呼んでゐる。

故に的確に限月を表示するためには何月限(例へば八月限の如し)と稱するを普通とする。而して立會方法は一日を前場及び後場に分ち、更に各場を第一節第二節に別ち、又各節の立會において寄付と大引の二回を繰返す。各立會は競賣買の方法に依るものであつて、賣方買方が價格及び數量を競合した結果、需給投合し價格の一致を見た瞬間に取引所係員が撃柝を以て賣買成立を宣示すると株式及び米穀に同じ。賣買單位等に就ては既に商品規格の項において述べた通りである。(實際篇第二章第二節商品取引所の規格制度三〇―一五頁参照)唯だ賣買者の唱へる値段に就き、同一限月の値段が前日の最終相場に比し二百圓(百斤に付)以上の高低差額を附することを許されない、又一日中の最高最低相場の値幅が二百圓以上上つてはならない特別の規定がある。

(二)受渡決済 賣買契約中の建玉は期限到來までに轉賣買戻を爲し、未決済残玉が當限に廻り、月末(二十八日)に至り賣方買方が現品と現金とを授受して決済を了するのである。横濱取引所において受渡に使用し得る生絲は横濱生絲検査所又は神戸生絲検査所の品位検査を経て封印を施された品物に限るのである。

その受渡場所は取引所々屬倉庫、帝蠶倉庫及び東神倉庫に限られてゐる。受渡生絲の單位は十俵を一荷口とする。

標準品たるD格以外のものはD格品との比較において格差を附して受渡に供用する。この格差の決定は清算市場の受渡上極めて重要な事項である。蓋し清算取引においては常に六ヶ月先物を賣買してゐるから、二月の先物は新絲の七月限であり、随つて格差は新絲の生産せられざる六ヶ月前に豫定されねばならぬ。然しながら絲價の季節變動の多い例へば二十一中の如きはこの豫定主義に依らず、成るべく受渡日に近くなつて時價に接近した時に決定することが適當とされる。故に横濱取引所では毎年一月、七月の兩回に九名の格差査定委員會を開催して十四中品の當月先物新甫の格差各半年分を決定し、又毎月十日に二十一中品に就て、當月の受渡に適用される標準品との格差を決定するのである。

受渡を爲すには取引員は取引所に對し先づ受渡適品證明請求書を提出し、取引所は調査の上適品調査證明書を交付する。受渡に當り賣方は受渡日の前日正午までに、その受渡に供する生絲に付受渡生絲明細申告書を作成して取引所に提出し、買方は合意の外、受渡前日午後三時までに買方全部參集の上、抽籤を以て受渡の相手方、銘柄、數量、所在倉庫が決定される。受渡當日賣方は倉荷證券(生絲千斤を一枚とす)検査所の品位檢定證、正量檢定證、適品證明書及び通袋の保證金預り證等を提供し、買方は約定値段に依る皆代金を差入れ、互に右の金品を引替へて受渡を結了する。

(三)早受渡制度 買方が自己の欲せざる種品の引渡を強制されることを避くるため、又は自己の欲する種品の引取を行ふため、當月限の賣買に就き、買方は賣方との間に合意の成立する場合には取引所の承認を得て、受渡期日前に早受渡を爲すことが出来る。又賣方は當月限と翌月限の賣建に對し現品(受渡適品生絲)を取引所に提供するときは取引所はその賣建玉に對する諸證據金を一切免除し、且つ提供倉荷證券預證を發行して之を賣方取引員に交付する。然るとき賣方取引員はこの預證券を蠶絲關係銀行に提供し、金融を求むることが出来る。但しこの賣建玉の轉賣買戻は之に對する預證券を取引所に返戻した後でなけ



れば行ふことは出来ない。之は恰も株式長期取引先日付手形制度に類した方法である。

(四) 違約處分 横濱取引所は株式會社にして清算取引の違約に對しては他の株式會社組織取引所と同じく賠償責任を負ふものであり、違約處分の手續も大體株式又は米穀のそれと同様の原則に依るものであるが、神戸取引所は株式會社組織であるに拘らず、その蠶絲部は昭和三年十二月より開始せられ、而かも組合組織の下に實行せられてゐるため、違約處分は横濱取引所と異なつた方法を用ゐてゐる。即ち神戸取引所蠶絲部において違約の起つた場合、取引所は業務規程に依り違約處分の手續を行ひ、違約者の賣買益金、賣買證據金及び身元保證金を以て被違約者の損失を賠償するに不足を生じたるときは蠶絲部取引員の共同積立金を以て賠償を爲すこととなつてゐる。

【註一】この技術的の説明は専門家でなければ不可能である、茲には主として細中重幸氏著「生絲及乾繭取引所論」第二編第十二章以下に依つて概要を示したに過ぎない。

【註二】取引所法第十八條の規定に依れば生絲即ち蠶絲の賣買取引期限は六箇月を超ゆること

を得ずとなつてをり、横濱取引所業務規程第二十七條に依れば生絲の限月を六ヶ月以内と定めてゐる。そして實際においては昭和四年十一月十五日以前は五ヶ月の限月であつたものを同月以後六ヶ月に改めたのである。之はニューヨークのナショナル生絲取引所の限月が六ヶ月であるため、先物相場と比較の便宜上斯く改めたものである。

### 第三項 人絹取引所

#### 三九、人絹取引所の特徴

人造絹絲が工業化したのは一八八四年佛國人シャルドンネ伯の硝化纖維素法の發明に始まるといはれてゐる。その發達は驚くべく迅速であり、殊に我國の進展は驚異に値するものがある。是れ一に天然絹絲が既に世界に冠たる發達を遂げてゐた關係上、之が促進に便宜であつたことにも因るが、人造絹絲の製造に好適せる自然的并に人爲的條件を具備したためである。

羽二重の産地である福井市では人絹の取引に就き先鞭を着け、謂ゆるオツバ取引と稱する現物の投機的取引が盛に行はれた。之に次で大阪地方に人絹取引所設立運動が起り、次に關東地方にも起つた、實に昭和五年の頃である。是に

において政府は事情調査の結果、遂にその設立の止むを得ざるを認め、先づ昭和七年四月會員組織福井人絹取引所の設立を許可し、次で東京米穀商品取引所及び大阪三品取引所においても組合組織を以て人絹部を設置することを許可し、何れも昭和八年二月營業を開始するに至つた。而して人絹の取引に就ては株式會社組織取引所においても賣買擔保の責任を負はず、取引員組合が共同擔保するものである。且又取引員を二種に別ち、格付清算取引をなす者を甲種とし、身元保證金を一萬圓とし、銘柄別清算取引及び實物取引を爲す者を乙種とし、身元保證金を三千圓とする。さればこの人絹取引に就ては株式會社組織取引所において行ふものと雖も、會員組織取引所におけると略ぼ同様の機構において行ふこととなるのである。この點は他の商品取引と異り、人絹取引所の特徴といふことが出来る。

人造絹絲の製造法はその沿革から觀れば(一)硝化纖維素法、(二)酸化銅アンモニア法、(三)ヴィスコース法、(四)醋酸纖維素法の四種あるが、この内ヴィスコース法が原價低廉なるため壓倒的勢力を有し、一九三一年の世界人絹生産高の八割九分

を占めてゐる。その他は醋酸纖維素法(アセテート人絹)が七分二厘、酸化銅アンモニア法(ベンベルグ法)が三分、硝化纖維素法が八厘といふ割合である。我國においては日本ベンベルグ會社が酸化銅アンモニア法を採用してゐる外は總てヴィスコース法を採用してゐるといふ。而してヴィスコース法の製法は、木材を原料とし、先づ之をパルプと爲し、苛性曹達を以て處理して得たるアルカリ纖維素を二硫化炭素に作用せしめてザンテートと爲し、之を水又は稀薄苛性曹達に溶解すると粘稠な液を得る、之をヴィスコースといふ。更にこの液を紡絲液として酸又は鹽類溶液から成る凝固液に壓出して絲と爲す、是れ原絲である。之を水洗して乾燥すれば初めて白色の美麗な人造絹絲となるのである。之をヴィスコースと稱するのは一八九一―二年、英人クロス、ビヴァン及びビードルの三人が發明してこの名稱を附したことに由るのである。人造絹絲は多數の單纖維(フィラメント)を集束して一本の絲と爲したものであつて、單纖維が纖細なればなるほど、又合絲數が多ければ多いほど絲は柔軟となり手觸り良く天然絹絲に近似するのである。故に人絹の纖度は綿絲のそれと反對に纖度の細い

程織度が低くなるのである。即ち人絹の織度は生絲と同じく、長さ四百五十メートルの重量が〇・〇五グラムあるもの、換言すれば九千メートルにて重量一グラムあるものを一デニールと稱する。

四〇、格付清算取引

人絹取引には格付清算取引と銘柄別清算取引とがある。先づ格付清算取引より説明せんに、賣買取引の標準品は東京取引所では東洋レーヨン株式会社製造百二十デニールC品、大阪及び福井の兩取引所では帝國人造絹絲株式會社岩國工場製造百二十デニールC品とする。共にグイスコース式製造法に依るもので、標準品以外各社の製品は格付に依つて格差を附し、受渡に供用することが出来る。(附録格付表参照)

賣買取引の期限は取引所令第八條に依り六箇月を超ゆることを得ないことになつてゐるが、實際に行つてゐるのは五限月制である。生絲の六限月制よりも一箇月短い、それは生絲は輸出を目的とし且つニューヨーク生絲取引所が六箇月制度を採用してゐる結果、之と協調せんがためである。而して賣買方法

は單一値段の競賣買に依るものであつて、東京取引所では前場及び後場を各三節に別ち、左の時刻に立會ふのである。

	前場	後場
第一節	午前九時十五分	午後一時十五分
第二節	同十時十五分	同二時十五分
第三節	同十一時十五分	同三時十五分

但し綿絲格付清算取引の立會延刻した結果、右の時刻に立會を行ひ得ないときは同清算取引終了直後に立會ふこととする。賣買の單位は十枚即ち千封度で、呼値は一枚即ち百封度の値段、呼値の單位は十錢とし、十錢未滿の端數を付けないことは既に表示した通りである。計算整理の順序、賣買證據金の制度等は他の格付清算取引と大同小異であり、東京米穀商品取引所人絹部では第二部(綿絲)の規定を準用することとなつてゐる。

受渡期日は毎月の末日(十二月は二十四日)とし、當日休會又は土曜日に當るときは順次之を繰上げる。受渡當日午前十時限り賣方は火災保險を附したる

自己の處分し得べき取引所指定倉庫の倉庫證券にして事故記入なきものを取引所に提供し、買方は受渡値段に依る皆代金を取引所に差出さねばならぬ。尤も賣方は當月限納會の翌日即ち受渡日の前日(休日は繰上ぐ)の午後一時までに受渡に供用すべき種類、銘柄等級、數量等を豫め取引所に申告せねばならぬ。受渡は關係取引員全部が異議なきときに限り受方の受取るべき受渡品の種類、銘柄、所在倉庫及び渡方の割當抽籤を省略して各自相手方種類、銘柄及び倉庫を指定し受渡を爲すことが出来る。而して取引所は買方より故障の申立なき限り、受渡物件の検査を行はない。買方に渡されたる物件にして油浸、雨漏又は包裝不良その他の故障ありと認めたときは受渡日の翌日(當日休業日なるときは順次繰下ぐ)午後二時までに取引所に故障の事由を申告することが出来る。取引所が右の故障申告を受理したるときはその申告順に依り検査を行ひ、その結果に依り夫々の規定に依り處理する。

株式會社組織取引所における格付清算取引の違約に就ては取引所が損害賠償の責に任ずる建前になつてゐるが、人絹取引に就ては會員組織取引所との權

衡より取引所は損害賠償の責任を負はず、人絹部取引員組合が共同擔保することとなつてゐる。故に格付清算取引のみならず、次に述ぶる銘柄別清算取引に就ても同様に共同擔保となつてゐる。之がため人絹部取引員組合は規約を以て共同積立を爲すのである。そして人絹部取引員にして格付清算取引に對し違約をした場合はその受渡前の建玉に就ては指定取引員をして之が反對賣買を爲さしめ、或は入札賣買に附し、差損益金を算出する。又受渡玉の違約に就ては、その反對受渡玉の總保有者を被違約者として各玉數に按分して割當つる。又受渡玉の抽籤後に違約を生じたときは、その對當反對受渡玉の保有者を被違約者とする。以上の處分に依り生じたる違約者の格付清算取引における差損金は(第一)に違約者が各期月に差入れたる賣買證據金を以て之に充當し、尙ほ不足あるときは(第二)にその他の期月及び銘柄別清算取引の賣買證據金及び差益金の殘餘その他取引所の諸預り金を以て之に充當し、尙ほ不足あるときは(第三)に他の部類における賣買證據金及び差益金の殘餘その他諸預り金を以て之に充當し、更に尙ほ不足あるときは(第四)に各期月の各差損金總額に比例して按分

し毎期月毎に差損金を生じたる違約玉の反対受渡玉又は違約發生の時に  
ける反対建玉の保有者に對しその玉數に比例して按分負擔せしむる。

前述の違約處分に依り生じたる被違約者の受けたる損害に就ては取引所が  
違約者の身元保證金甲種取引員一萬圓乙種取引員三千圓の限度においてその  
損害額に按分して賠償する。この取引所の賠償を以てして尙ほ被違約者に損  
害あるときは取引員組合の共同積立金の限度において損害を賠償し共同積立  
金を以て尙ほ損害の全部を賠償するに足らざるときは共同積立金を各違約者  
の損害額に按分充當することとなつてゐる。

四一、銘柄別清算取引

人絹の銘柄別清算取引は特殊の建銘柄等級を定めて取引し、之が受渡には別  
に代用銘柄等級を定めて提供し得るものとするのである。その格付清算取引  
と異なるところは、(一)賣買物件が標準物にあらずして建銘柄等級なること、(二)賣  
買方法が競賣買にあらずして、相對賣買なること、(三)賣買取引の受渡日が各期月  
末にあらずして、當期月中の一定日(定日渡)當期月中の十日、二十日及び末日(順次

渡)又は當期月の末日(月末渡)の何れかであること、(四)賣買取引の期限は格付清算取  
引と同じく五箇月であること、(五)賣買取引の單位が十枚にあらずして五枚(百封度入  
五個)なること(呼値及び呼値の單位は格付清算取引と同じ)、(六)格付清算取引には  
同一會員の爲す賣買建玉の残玉數并に賣買値段に付何等の制限なきに對し銘  
柄別清算取引には夫々一定の制限を設けたること、(七)格付清算取引の一定値段  
(帳入値段)は複數として存するも、銘柄別清算取引の一定値段は謂ゆる値洗に依  
つて日々更新されることなどである。而して東京米穀商品取引所人絹部にお  
ける建銘柄等級并に代用銘柄等級は左の如し。

建	銘	柄	等	級	代	用	銘	柄	等	級						
東洋	レ	イ	オン	株式	製造	同	百	二十	デ	ニール	C	品	同	上	B	品
同						同	百	五十	デ	ニール	C	品	同	上	B	品
同						同	百	二十	デ	ニール	C	品	同	上	B	品
同						同					X	品				
同						同					X	品				



り徴收して被違約者に交付し、差益金は之を他の約定の差損金に充當し、殘餘あるときは之を格付清算取引の差損金に充當し、尙ほ殘餘あるときは之を他の部類の清算取引の差損金に充當し、更に殘餘あるときは之を違約者に返附する。但し差損金を違約者より徴收することを得ざる場合は、先づ銘柄別清算取引に付差入れたる賣買證據金(本證據金及び追證據金)を以て之に充當し、不足あるときは格付清算取引に付差入れたる賣買證據金(本證據金、追證據金、臨時増證據金、割増證據金及び豫納證據金)又はその差益金の殘餘その他取引所の預り金を以て之に充當し、尙ほ不足あるときは身元保證據金を以て之に充當し、更に不足あるときは各部類における賣買證據金、差益金の殘餘及び諸預り金を以て之に充當する。以上の方法に依るも尙ほ被違約者に損害あるときは格付清算取引の場合と同様に人絹部取引員組合の共同積立金の限度において共同積立金よりその損害の賠償を爲すべきものとする。

#### 第四項 綿絲取引所

#### 四二、我國綿絲取引所の沿革

我國の綿絲紡績業は明治初年に洋式紡績術を輸入したことに起源するのであるが、幾多の難關を経て日清戦争前後に至り企業として基礎を成すに至り、爾來長足の進歩を遂げ我國輕工業の主位を占むることゝなつた。而して綿絲紡績業は風土氣候の關係上先づ瀬戸内海に沿ひて發達し、次で關東、東海に及んだが、綿絲取引所は大阪三品取引所が明治二十六年十二月設立せられ、久しく本邦唯一の綿絲市場の名を擅にした。その後關東紡績の發達に伴ひ、東京に綿絲取引所を設くるの機運となり、大正六年五月東京米穀取引所に綿絲部を増設し、杉の森市場において之が取引を開始し、茲に東京米穀商品取引所と改稱することゝなつた。越えて大正十一年九月會員組織名古屋綿絲布取引所の設立を見るに至り、茲に又東海道市場の出現を見たのである。綿絲の取引には名古屋綿絲布取引所の如く、銘柄別清算取引又は實物取引を行ふものもあるが、東京及び大阪の兩商品取引所においては格付清算取引のみに限られ、未だ實物取引を爲すに至らない。蓋し綿絲の現物取引は生絲と同じく問屋間の取引が多く行はれて、之を取引所市場に收容するに至らないため、取引所市場と現物市場とが自ら

分離して發達したからであらう。

#### 四三、格付清算取引

綿絲の格付清算取引は他の商品の格付清算取引と同一原則に據るものであるが、輕工業の生産品にして製品の種類及び包装單一ならざるため、その受渡及び検査に特別の手續を要する。又その原料たる棉花が内地に生産せず、之を海外よりの輸入に仰ぐため、その賣買期限最も長く、取引所令においては十二箇月を超ゆることを得ずと定め、取引所東京米穀商品取引所の業務規程は九ヶ月以内と定め、現在七ヶ月の限月を採用してゐる。

格付清算取引の標準品は東京市場においては富士瓦斯紡績株式會社製造左撚二十手赤富士標、大阪市場では東洋紡績株式會社製造左撚二十手金魚標、名古屋市場では東洋紡績株式會社製造左撚二十手赤三標を夫々採用してゐる。

而して赤富士標と赤三標とは同格であるが、金魚標は一圓格下であるから、昭和九年十月格付表(東京及び名古屋の綿絲相場は同一價位であるべきであるが、大阪三品のそれは一圓下鞘であるべきである。賣買の單位は何れも十捆(一捆は

總絲四十玉又はチーズ卷絲四俵)とし、呼値は一捆に依り、呼値の單位は十錢又はその倍數とする。(格付に就ては附録格付表參照)

立會は一日を前場及び後場に別ち更に各場を四節に分ち、前場は午前九時三十分に開始し、各節三十分を隔て、第四節を十一時に立會ふ。後場は午後一時三十分に開始し、爾後三十分毎に立會ひ、最後の立會を午後三時とする。賣買方は固より競賣買であるが、單一値段式を主とし、各節の値段を一定し別に各節間にザラ場式を行ひ、賣買者相互間に契約値段を決定する。但し一計算區域の各期月帳入値段は單一値段及びザラ場賣買の總代價を總數量にて除したるものを採り、之を一定値段と稱してゐる。而して各約定値段は計算區域毎に一定値段に引直して差金を授受し、建玉に對し轉賣買戻を爲したるときは各一定値段を對照して差金を授受する。但し同一計算區域内における新規賣買を轉賣買戻したるときは各契約値段に依り差金を授受する。

賣買證據金は本證據金、追證據金、定時増證據金、臨時増證據金、割増證據金及び豫納證據金の六種を有し、之が徵收の事由及び取扱方法は米穀のそれと大同小



異である。(米穀取引所の部参照)唯だ賣方が受渡に供用するものとして倉庫證券を提供したるとき、米穀に在りては必ず之を受渡に供するを要し、買戻を爲すことを得ざるに反し、綿絲に在りては必ずしも受渡を強要せず、受渡前に買戻を爲すことが出来る點において稍や寛大である。但しこの場合買戻の建玉が委託に係るものなるときは委託者の請求に基づきて買戻を爲したる旨を記載したる書面を添附して、提供證券の返付を請求するを要する。

#### 四四、受渡及び検査

受渡は毎期月の末日(十二月は二十四日)を以て行はれ、賣方は火災保険を附したる自己の處分し得べき取引所指定倉庫の倉庫證券にして事故記入なきものを、買方は受渡値段(受渡日前最近の當月期一定値段十個を平均したるもの)に依る皆代金を取引所に差出す、但し賣方がチーズ巻絲を受渡に提供する場合においては取引所の検査證を添附せねばならぬ。倉庫證券は同一種類及び銘柄十個のものたるを要し、唯だ同一種類のものに限り二銘柄にして各銘柄五梱宛のものでも妨げない。賣方は受渡日の前日午後一時までに受渡に提供すべき渡品

の種類、銘柄、數量、倉庫名及び倉庫證券の番號を記載したる渡品届書を取引所に差出さねばならぬ。取引所は渡品が受渡終了するまでの間、必要に應じ隨時その一部又は全部を出庫して検査し又は倉庫に就き調査を爲すことが出来る。而して賣方がチーズ巻絲を受渡に提供せんとするとき若くは綿絲に付前検査を受けんとするときは當月期買終了の日午後三時まで、その受渡品の番手、銘柄、數量及び所在倉庫を届出で検査の請求を爲さねばならぬ。前記に依り倉庫證券及び受渡皆代金の納入終了したるとき、取引所は市場に掲示したる時刻において買方には倉庫證券を、賣方には受渡値段に相當する代金に格付差金を加減したるものを夫々交付して受渡を結了する。賣方がチーズ巻絲を受渡に供用した場合において受渡日に至るも事故のため検査終了せざるときは、その未了の部分に限り検査證の添附を必要とせず、この場合において買方には倉庫證券を、賣方には受渡代金の九割以内の見積金を交付し、検査終了の部分より順次清算を行ひ受渡を結了するものである。

受渡品の検査は(一)綿絲に就ては梱包装の荷造を點檢した後、十梱毎に一梱(二)

銘柄組合せの場合には五梱毎に一個を選定し、その中より一玉を抽出して検査用に充て、器械検査及び肉眼鑑定を爲して合格不合格を決定する。又(二)チーズ巻絲に就ては俵の荷造を點檢した後、十梱毎に四俵を選定し、その各俵より管絲一個宛四個を抽出して検査用に充て、器械検査及び肉眼鑑定を爲して合格不合格を決定する。検査合格品には検査證を交付し、その検査の有効期間は検査當月の翌々月末日までとする。凡そ受渡品の検査はチーズ巻絲に限られ、総絲は特に取引所において必要と認めたる場合又は買方より検査の請求ありたる場合、若くは賣方より特に前検査の請求ありたる場合に限り、而かも総絲の前検査はチーズ巻絲の検査に支障を生ぜざる限りにおいて、行ふものとなつてゐる。

受渡に關係ある取引員全部において異議なきときに限り、受方の受取るべき受渡品の種類、銘柄、所在倉庫及び渡方の抽籤を爲さず、又は受渡検査を省略し各自相手方種類、銘柄及び倉庫を指定して受渡を爲すことを得る。又チーズ巻絲の受渡に際し、検査未了のものある場合、賣買者双方の合意に依り検査の全部又は一部を省略して受渡を爲すことを得る。受渡品の滅失又は毀損の場合の處

理に關しては業務規程第六十八條及び第六十九條の規定に依り處理せらる。次に違約處分に關する規定は大體前節人絹の格付清算取引におけるものと同様に付之を省略する。

#### 第五項 砂糖取引所

#### 四五、我國の砂糖取引所

砂糖は調味食料品として重要なものであるが、我國内地には九州四國を除くの外多く産せず、徳川氏鎖國時代においては外國糖の輸入を一箇年三百五十萬斤に制限せられ、正徳の頃には増して四百三十萬斤と改め、皆東印度より輸入せられた。外國糖は先づ長崎に輸入せられ、次て幕府の令に依り大阪に輸送せられ、同地藥種問屋の手に移つた。そこで是等の糖商等は大阪東區平野町一丁目角屋敷に定期立會場を設けて賣買取引を行つた、是れ本邦における砂糖定期賣買の濫觴とせらる。(註一)當時定期賣買の外直賣買も行はれ、外國糖の外、和製糖も一旦大阪に輸送せられ、此處に砂糖市場の發達を見たのである。定期立會所においては外國糖の外、鹿兒島沖繩産の黒糖をも上場せられ、巨額の取引を見るに

至つたので、一口を十樽とし期月を三ヶ月と定め、格付取引を行ふことゝなつた。明治維新に至り外國糖の輸入制限は撤廢されたが、定期立會所は一旦廢止せられたけれども、之に代つて第一商社なるもの設置され、平野屋五兵衛を頭取と爲し、建物を大島東西(等級格付)六一步と定め、産地と品質との如何に依り一斤に付き一厘、二厘、三厘等の格上げ、若くは格下げを行ひ以て受渡を爲したといふ。その後明治六年に東區唐物町二丁目砂糖黒糖入札組合事務所と稱するもの起り、舊藩大阪藏屋敷の意に依り定期取引を開始したので、二個所の砂糖取引所を見るに至つたが、後者は久しからずして廢絶した。更に明治十三、四年の交、西區南堀江町四丁目大阪砂糖商社と稱するもの起り、三ヶ月の定期賣買を開始し、第一商社の二ヶ月定期賣買と併存した。その後明治十八年政府の旨を受け、右兩砂糖取引所は營業を停止したが、明治二十三年に至り大阪共立砂糖商社なるもの起り、舊制に依り三ヶ月の定期取引、格付賣買を行つたが、明治廿六年取引所法の制定に依り新取引所の設立と共に閉鎖した。

新取引所法の下に設立されたのは株式会社大阪砂糖取引所であつて、資本金

六萬圓とし、建物は沖繩、鹿兒島産の黒糖及び舶來車糖と定め、黒糖は五等に、車糖は四等に區分して賣買したが、取引圓滑ならず、明治二十八年資本金を三萬圓に減少し、明治三十年二月取引所を南區末吉橋四丁目に移轉した。偶々日本精糖株式会社大阪に設立せられ、爪哇、比律賓等の原料を用ひて製糖に従事し、盛にその製品を賣出し、白糖と稱して定期取引にも上場した。當時政府は臺灣に糖業を奨勵し砂糖の自給を目途として之に保護を與へたが、砂糖取引は漸く不振に陥り、大阪砂糖取引所は營業成績不良のため遂に明治三十四年任意解散するに至つた。

大正十一年取引所法の改正に依り會員組織取引所を推奨せる政府は東京及び大阪兩地に砂糖取引所設立の計畫あるに際し會員組織として設立を許可することゝなり、大阪砂糖取引所は大正十四年十一月設立せられ、次で昭和三年十一月東京砂糖取引所設立せられ、同年十二月開業するに至つた。

砂糖の製品は多種多様であるが、大別すれば含蜜糖、分蜜粗糖、精製糖及び耕地白糖となる。含蜜糖は舊式製造法に依るもので糖蜜その他の不純物を多量に

含む。赤糖、白下糖及び足糖と稱するものがそれである。分蜜粗糖は新式製造法に依り大規模に製造したもので、現今の製糖會社は多く之に依る。分蜜糖又は粗糖と稱し、蜜分が完全に取去られてゐないから、薄黄色乃至灰白色を呈してゐる。市場に取引されるのは直接消費糖(直消糖)と稱するもので、その内に中双目、三温糖、二三番糖の三種がある。別に原料糖(原糖)と稱し、精糖を製造する原料に使用するものがある。取引所の賣買物件となるのは分蜜粗糖中の直接消費糖である。精製糖は原料糖より、蜜分を完全に除去したもので、普通に白砂糖と稱せらるゝものである。耕地白糖は甘蔗又は甜菜の栽培地において原料から直接に精製した白砂糖であつて、普通に白双と呼ばれてゐる。

#### 四六、清算取引

砂糖は各製糖會社において獨特のマークを附して賣出してゐるが、取引所においては標準品を定めて格付清算取引を爲し、又は各銘柄に依り實物取引を行ふ。會員組織東京砂糖取引所における清算取引は標準品を分蜜糖中双目とし、臺灣製糖株式會社製造に係るTAB標を以て標準品とする。賣買取引の期限は

六箇月以内の各期月とし、賣買單位は和百五十斤入百袋とし、呼値は正味和百斤の消費税未納値段(保稅値段)を以てし、呼値の單位は一錢とする。(會員組織大阪砂糖取引所においても右と同様である)立會は毎營業日の前場及び後場に各三節の競合を爲す。清算取引の賣買方法は他の清算取引と同様に競賣買に依ること勿論であるが、計算整理の方法において普通の方法と異なつた形式を用ひてゐる。第一は各計算區域における帳入値段を日々更新すること、第二は各計算區域中の賣買差金中取引所の支拂勘定となるものは賣買者(會員)の既入の賣買差損金の範圍内において支拂を爲すことである。即ち前者は値洗ひの方法であり、後者は差益金預り勘定と稱するものである。東京砂糖取引所業務規程第二十八條は之を左の如く規定してゐる。

「既存の建玉の帳入値段は計算區域毎に之を其の帳入値段に引直して帳入差損金又は帳入差益金を算出し同一會員に付各期月毎に帳入差損金と帳入差益金とを差引したる結果が帳入差損金となりたるときは之を差入れしめ帳入差益金となりたるときは之を預り勘定として本所に留保し置くものとす但し差入るべき帳入差損金は同一期月の既存の帳入差益金預り勘定の全額を限度として之を相殺し預り勘定と爲すべき帳入差益金は同一期月の既入の差

損金の全額を限度として之が支拂を爲すものとす」(第一項)

「第一項の規定に依り各期月毎に爲す計算は相場平穩にして本所其の必要なしと認めたるときは同年中の期月の分に限り二期月以上の分を通算して之を爲すことあるべし」(第三項)

即ち第三項の規定は各期月毎に爲す差金計算は必ずしも各期月毎に行ふものでなく、相場平穩なる場合においては同年中の二期月以上を通算して行ふことが出来る。唯だ帳入値段の更新は各計算區域毎に行ふこととなつてゐるが、大阪砂糖取引所の業務規程第三十七條に依れば、是れ復必ずしも計算區域毎に行ふことを要しない、或は必要の場合には一計算區域内に二回の更新を爲すこともあり得る。

「清算取引に在りては其の各期月に付單一の清算値段を定め約定差金、仕切差金及び清算差金の計算の基準とし清算直段は當該期月の最初の立會を包含する計算區域内の約定直段の最終のものに付十錢位未滿を四拾五入して創定す

前項の清算値段は其の後の計算區域内の約定値段の最終のもの(十錢位未滿四拾五入)との比較に於て三十錢以上の差額を生じたるとき又は其の後の後場の約定値段の最終のもの(十錢位未滿四拾五入)との比較に於て六十錢以上の差額を生じたる時之を改定す」

東京砂糖取引所においても後場の相場激變(和百斤に付本證據金以上)したるときは後場のみを一計算區域として帳入値段を定むることを規定してゐる。

(業務規程第三十九條)

證據金は本證據金(帳入値段の百分の五十以内)、増證據金(同上)、割増證據金(帳入値段の百分の三十)、豫納證據金(本證據金と同額)の四種あり、内本證據金は壹萬八千圓(大阪は二萬圓)を超えざる範圍において差入を免除してゐる。

受渡及び違約處分の手續に就ては第五節人絹部におけるものと大體同様なれば之を省略する。唯だ重要な砂糖の格付表であるが、之は毎年七月に翌年の一月期より六月期までのものを、又一月にその年の七月期より十二月期までのものを格付委員會及び商議委員會に諮問して取引所之を制定し、必要あるときは之を變更することが出来る。

#### 四七、實物取引

砂糖の實物取引は東京砂糖取引所において行ふところであつて、清算取引と異り、一ヶ月中の立會日は一日、六日、十一日、十六日、二十一日及び二十六日の六日

間であつて、各日午後三時三十分に開始する。賣買物件は特殊の銘柄に依り、賣買期限は當月中とする。賣買單位は別表を以て定め、呼値は正味和百斤に付消費税を含める値段に依り、呼値の單位は一錢とする。

實物取引は相對賣買の方法に依るものである。實物取引の約定を爲したるときは、その賣買者、銘柄、數量、受渡期日、受渡場所等必要な事項を取引所に申告し、之を場帳に登録することに依り有効に成立する。

受渡に付ては賣買者間に特約ある場合の外、賣買當月末日(十二月は二十八日)の前日まで(但し休業日を除く)買方の勝手取りとする。即ち買方は何時にても賣方に受渡を請求することが出来る。受渡日に付特約ある場合又は賣買當月末日(十二月は二十八日)における受渡は賣方より倉荷證券又は傳票を、買方より約定値段に相當する代金を各その日の午後二時までに取引所に差出し、取引所は夫々相手方に交付する。受渡場所は特約ある場合の外、取引所の指定せる倉庫とする。受渡に供用する倉荷證券又は傳票は一枚に付賣買單位又はその倍數とし、種類、銘柄、産糖年度及び倉庫同一のものに限る。精製糖に在りては製糖

會社の預證券を以て倉荷證券に代用することが出来る。

違約を生じたる場合の實物取引の賣買契約は、受渡の履行を爲し得るものは履行せしめ、然らざるものは清算取引の受渡玉と併合して損益を計算處理するものとする。

(註一) 栗田藤吉氏著取引所論下卷昂本邦取引所の歴史及政策第一編第三章大阪砂糖取引所  
七四九—七五五頁參照

#### 第六項 穀肥取引所

#### 四八、我國の穀肥取引所

穀物及び肥料は共に農業に關する取引物件であつて、一は農産物であり、他は農業生産に缺くべからざる肥培品である。然るに穀物は食糧の原料品であり、肥料は植物性のものあり、動物性のものあり、植物性のものは農産物に加工したものであるが、動物性のものは水産物に加工したものである。故に穀肥と稱するも、米穀を含むも當該物件の品種效用には多大の懸隔がある。又穀物と稱するも、米穀を含ま

ひものあり、或は之を含まずして單に豆類のみに限るものもある。而して穀肥取引所として最初に數へらるべきは東京米穀商品取引所である。同所定款第二條に依れば左の如く規定してある。

「本所は取引所に關する法令の規定に依り取引員をして米、雜穀(麥類、豆類、粉類、稗、粟、蕎麥、胡麻、菜種、蠶絲、生絲、眞綿、鬚斗絲、生皮苧、紡績絹等)、鹽、肥料(魚搾粕、魚油、干鰯、糠、豆粕、桐鱈、綿絲、棉花、木棉、人造絹絲)の賣買取引を爲さしめ及び政府の認可を受けて之に附帶する業務を營むを以て目的とす」

然るに現在(相當久しき以前より)同所の取引物件となつてゐるのは、米、綿絲及び人造絹絲の三種にして雜穀(各種蠶絲、各種鹽、肥料(各種棉花、木棉等)は實際に賣買取引を認可されてゐない。横濱取引所も亦之に類してゐる。而して實際に穀物及び肥料を併せて賣買取引を爲してゐるのは會員組織小樽取引所及び同じく神戸穀肥取引所だけである。即ち小樽取引所においては定款及び業務規程を以て左の物件を賣買取引してゐる。

### 一、米

二、大豆、小豆、大納言、小豆(銘柄別取引)、青豌豆、赤豌豆(銘柄別取引)、中長鶉豆、長鶉豆、大手亡豆、金時豆(銘柄別取引)、大福豆(同上)、菜種(同上)、小麥(同上)、燕麥(同上)、蕎麥(同上)

### 三、馬鈴薯澱粉

### 四、鱈縮粕、桐鱈、鱈粕(銘柄別取引)

次に神戸穀肥取引所においては左の物件を賣買取引してゐる。

大豆粕、棉實粕(銘柄別取引)、鱈縮粕(同上)、鱈縮粕(同上)、大豆(同上)及び小豆(同上)叙上に依り我國取引所における穀肥の取引物件の種類が如何なるものなるかを知ることが出来る。

### 四九、普通清算取引

小樽取引所では格付清算取引と銘柄別清算取引との二種が行はれ、神戸穀肥取引所では普通清算取引、銘柄別清算取引及び實物取引の三種が行はれてゐる。而して前の格付清算取引と後の普通取引とは略ぼ同様の取引であり、又銘柄別清算取引と實物取引とも同一系統の取引に屬するが故に、茲には格付清算取引

(差金取引)と實物取引(非差金取引)との二として説明するであらう。

格付清算取引は競買の方法に依り賣買の期限は大豆粕(神戸)は五箇月以内の各期月に依り、米その他の雜穀及び肥料は三箇月以内、青豌豆その他の雜穀は六箇月以内の各期月に依り(細目は第二節商品取引所の規格制度三〇四―五頁参照)新甫は毎月一日より開始する。計算は當日前場及び前日後場を以て一區域と爲し、必要あるとき前場又は後場のみを以て一區域とすることがある。各計區域内の帳入値段は當該期月の最初の立會を包含する計算區域内の最終約定値段を以てし、各約定値段を之に引直し、その差金を授受する。帳入値段の更新に就ては最終約定値段が帳入値段に比し大豆粕百斤に付六錢以上、石建米は一圓以上、雜穀又は馬鈴薯澱粉五十錢以上、鱈肥料百圓以上の差額を生じたるるとき、既往の帳入値段を之に引直して差金を授受する。以上の約定差金并に現落差金、仕切差金并に清算差金にして取引所の支拂勘定となりたるるとき、之を預勘定として支拂を留保し會員の支拂勘定となりたるときは之を取引所に差入れしむる。但し現に差益金預勘定ある會員にして差損金差入の必要を生じたるときは差益

金の全額を限り之を相殺し、現に差損金を差入れある會員にして差益金を生じたるときは既入の差損金を限度として支拂を爲すものとする。

賣買證據金は本證據金(帳入値段の百分の三十以内)増證據金(帳入値段の百分の五十以内)、割増證據金(帳入値段の百分の三十以内)、豫納證據金(本證據金と同額)とし(以上神戸穀肥取引所の規定にして小樽取引所は割増證據金を存しない)賣買證據金の徴收免除に關する規定は他の商品取引所におけるものと大體同一である。

受渡は、業務規程に依りその受渡場所、受渡日、受渡物件に關する一定の條件に適合するを要し、渡方が倉庫證券を取引所に差出したる日において、抽籤に依り受渡物件の割當を決定し、然る後、渡方に對しては受渡代金の十分の九以内の見積金を交付し、受方に對しては倉庫證券を交付する。この場合抽籤に依らず受渡當事者間において任意受渡を爲さんとする者は取引所及び他の賣方買方全部の同意を受くる必要とされる。

違約處分に就ては神戸穀肥取引所と小樽取引所とは多少その處分方法を異



にしてゐるが、違約者ニ對立スル賣方又ハ買方會員ノ總員ヲ以テ被違約者トスとの趣旨は同一であり、唯だ小樽取引所業務規程には被違約者の賠償として取引所の積立金を最後に充當せるに對し、(業務規程第一百七條)神戸穀肥取引所にはこの規定を存しない。その他の事項は前記第七節砂糖取引所の規定と大同小異である。

#### 五〇、銘柄別清算取引及び實物取引

神戸穀肥取引所業務規程第二十三條に曰く、本所ニ於ケル賣買取引ハ大豆粕ノ普通清算取引並ニ大豆粕、棉實粕、鰯縮粕、大豆及小豆ノ銘柄別清算取引及實物取引ノ三種トス」と又小樽取引所業務規程第十六條には、本所ニ格付清算市場及銘柄別清算市場ヲ設ク」とあり、銘柄別清算取引と實物取引とは共に實物市場において行はるゝ、賣買取引である。既に述べたる如く、取引所においては實物市場の賣買取引と清算市場の賣買取引との二種と定められてをり、且つ實物市場の賣買取引に在りては差金決済を許さざるが故に、(取引所令第九條及び第十條参照)相對賣買を行つて、競賣買を許されざる銘柄別清算取引が清算市場に屬せ

ざるは自明の理である。故に穀肥の銘柄別清算取引は實物取引と共に非清算取引である。

米、雜穀及び肥料の銘柄別清算取引は多くの銘柄等級を存し、且その受渡期月并に賣買單位及び呼値單位等各々相異なるが故に、何れも各取引所の業務規程の定むるところに依らねばならぬ。而して賣買取引の方法は相對賣買に依り、且つ同一會員は各建銘柄等級、期建毎に賣買對等數量を相殺したる賣又は買の一方に付一定の制限數量を超えて賣買取引を爲すことを得ない。(神戸穀肥取引所業務規程第四十三條、小樽取引所業務規程第二十七條参照)又會員は當日の賣買取引値段に付前營業日の當該建銘柄等級、期建の最終出來値に一定の割合(一割又は一割五分)を加除したる値段以上又は以下の値段を以て賣買約定を爲すことを許されない。(同上第四十四條及び同上第二十八條参照)帳入値段を更新することは格付清算取引と同じであるが、唯だ神戸穀肥取引所においては前帳入値段と比較し百分の三以上の變動を生じたる時に引直すことゝなつてゐる。

賣買證據金は神戸穀肥取引所に在りては(一)本證據金(二)増證據金(三)豫納證據

金(四)特別證據金の四種と定め、銘柄別及び實物取引のみを行ふ特別會員は賣買證據金千五百圓まで徴收を猶豫される。特別證據金は差金計算の結果損金總額が既納身元保證金、賣買證據金及び諸預り金の總額の十分の七を超ゆるとき隨時之を決定納入せしむる。

受渡に際しては會員は當該銘柄期月の賣買取引中受渡を行ふべき分の數量及び反對賣買に依りて決済すべき數量を取引所に申告し、茲に初めて賣玉買玉の相殺を行ひ、且つ差金計算を爲す。而して受渡玉に就ては受渡日における一定値段(最終約定値段)を以て受渡値段とし、之に受渡數量を乗じて買方の受渡代金を算出し、之を取引所に差入れる。賣方は自己の處分し得べき倉庫證券を取引所に提供する。その受渡時限は受渡日の午後三時限とする。船側渡又は停車場渡を爲さんと欲する者は、別に定むる方法に依り處理せねばならぬ。凡て受渡當事者の一方若くは双方の請求あるか、又は取引所において必要と認むる場合の外、受渡物件の検査を行はない。(神戸穀肥取引所業務規程第二百二十二條參照)

會員中に違約を爲したるときは直接の相手方たる被違約者を求め、違約玉を

反對賣買せしめて差損益金を算出し、又は引受人或は評價人を定めて差損益金を算出し、違約者に差損金あるときは違約者の計算において之を被違約者に賠償する。若し被違約者の賣買證據金及び身元保證金その他賣買上の差益金を以て右の差損金を償ふことが出來ないか、又は被違約者二人以上ある場合は之を被違約賣買數量に按分して割當つるものとする。

神戸穀肥取引所において行はるゝ實物取引は銘柄、現物又は見本に依り、相對賣買の方法に依り取引を爲す、但し必要あるときは入札賣買又は糶糶賣買を爲すことが出來る。受渡期日は賣買成立の日より起算して五日以内とする。賣買當事者は、その品目、數量、値段及び受渡場所を取引所に申告し、取引上特に當事者間に協定したる事項は右の申告と同時に申出づることを要する。在庫品を賣買取引したるときは、その當事者間に特約ある場合の外、賣買成立の日より五日以内に買方の勝手取りとする。

實物取引には賣買當事者双方において必要ありと認めたる場合に限り、その申出に依り適宜の金額及び方法を以て賣買證據金を徴收する。受渡の方法及

び違約處分は銘柄別清算取引の例に依る。但し受渡値段は各自の約定値段とする。

### 第三章 歐米取引所

#### 第一節 取引所の組織

##### 五一、自治主義と官治主義

歐米の取引所は同業商人の組織する一の市場施設である。随つて取引所の構成分子は當該商業に従事する商人であり、是等の商人はその市場に出入して賣買取引を爲す特權を有する者、換言すれば取引所の主體その物である。然し乍ら各國夫々取引所の歴史を異にし、その制度を同じうせざるがため、その経営組織の主義にも多少相異がある。之を大別すれば自治主義と官治主義との二と爲すことを得る。自治主義とは取引所が法人格を有すると否とを問はず、獨立の團體として自治的に行動し、市場としての機能を爲すものをいふのである。別言すれば斯種の取引所は團體として獨立不羈たると同時にその市場の經營に就て自治の能力を有し毫も他の干渉を受けないものである。倫敦及び紐育の

兩株式取引所はその典型的取引所であるが、英米兩國の取引所は多く之に屬する。官治主義とは取引所が商人團體たる點においては前者と異ならないが、その團體の管理、團體員の出入、市場の經營に就て自治權を有せず、凡て上級團體又は國家の干渉を受くるものをいふ。例へば伯林取引所においては伯林商業會議所が第一次の監督者として將又所有者として存在し、取引所の管理經營に就き直接の監督を爲し、その上に聯邦政府が在つて更に監督に任じてゐる如きそれである。概して獨逸、奧太利、佛蘭西等の大陸取引所は之に屬する。されば自治主義の取引所はその定款及び規約等に依り、凡て取引所の事務を處理し、會員の選舉したる委員に依りて市場内外の經營が行はれ、取引所を監督すべき特別の機關并に法令はないのであるが、官治主義の國に在りては國家は特別の法令を制定し、特別の機關を設けて取引所の監督に當らしむるのみならず、地方公共團體、商業會議所等一定の範圍において之に干渉するのである。隨つて前者の經營組織は形式上簡單であるが、事實は複雑であり、後者のそれは之に反する。

## 五二、非營利主義の施設

取引所はその市場において商人をして賣買取引を行はしめ、公正なる相場を作成することをその本質的目的と爲すものであるから、同業商人の集團であつて、彼等はこの機關を通じて自己の商業上の目的、即ち需要供給を充足することを得れば足りるのである。即ち取引所は社會における有價證券又は商品の需要供給を投合し、之に依つて適切なる公定相場を決定すればその社會的職能は盡されたもので、それ以外に何等の目的も職分もあり得ない。故に之に依つて利益を受くる賣買者に對し、國家又は地方公共團體が或る負擔を課することは固よりあり得るが、彼等團體員が自ら營利の目的を以て之を經營することは不合理である。是を以て取引所は營利の目的のために收入を圖り利益を收むるものではない、是れ取引所が同業商人を以て組織せらるゝ商業施設たるその本質に顧み當然である。故に取引所における賣買取引の行爲は營利的目的より發生するものなるに拘らず、取引所そのものは營利の目的を以て之を經營すべからずと爲すのである。歐米取引所は凡て會員組織であるから、取引所が自己の營利目的のため又收入を擧げんがために賣買手数料を徵收し、又は賣買者